

# 新たな時代において 青少年支援に求められること

令和3年3月

## はじめに

本研究集会は、青少年教育関係者をはじめ警察、法務、福祉等、様々な分野で青少年の相談業務に携わる方々が一堂に会し、青少年の多様な問題に関する協議等を通して、それぞれの知見を広げていただくとともに、団体間の連携協力の促進を図ることを目的とし、昭和59年から開催しております。

第37回となる今年度は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、事業の実施方法をWEB開催へ変更することといたしました。会場にお集まりいただかず、参加者の皆様の直接の協議や交流の機会をもてないことは非常に残念でありませんが、本研究集会にご協力を賜りました講師の皆様をはじめとした関係機関の皆様のお陰で、開催させていただくことができました。

本研究集会がスタートした昭和59年頃は、校内暴力や少年非行等の問題が顕在化し、これらに対応するため「臨時教育審議会」が設けられ、個性の重視や生涯学習体系への移行等が示されるなど、まさに戦後教育第一のターニングポイントになった時期と考えられます。

平成10年頃から、学級崩壊をはじめとする問題行動の低年齢化、子供たちの体力の長期的な低下等、新たな課題が出てきました。これらの課題の原因の一つに、家庭や地域の教育力低下に伴う子供たちの基本的な生活習慣の乱れや発達段階に即した様々な体験の不足があると考え、当機構では、「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「体験の風をおこそう」運動の推進に努めています。

また、昨今は子供たちの貧困が社会問題となっており、当機構においても、経済的に困窮している環境の子供たちが有為の社会人として成長していくため、ひとり親家庭等の子供たちを対象とした「生活・自立支援キャンプ」、児童養護施設等を出て大学等で学ぶ学生を対象とした「学生サポーター制度」などに取り組んでいます。

さらに、近年、青少年のインターネットの長時間利用によって「ネット依存」などの新たな問題が生じています。この問題に対して、当機構では、文部科学省より委託を受け、ネット依存傾向の青少年を対象に「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業」に取り組んでおります。

このように現代の青少年を取り巻く課題は、多様化・複合化しており、これらに対応していくためには関係機関が連携・協働することとともに、地域で支援する体制の構築が不可欠です。また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、現代の青少年を取り巻く課題は、より深刻化しております。児童虐待の発生件数の増加やSNSを悪用した犯罪に巻き込まれるケース、ネットやゲーム依存の増加、子供の貧困等が多く報道で取り上げられています。これらの課題に対する支援の在り方自体が変化してきていることを受け、青少年支援の現状と課題を共有し、今何ができるのかを考える機会としたいと考えました。

そこで今回の全国青少年相談研究集会は、「新たな時代において青少年支援に求められること」をテーマとして、一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト代表理事、名古屋市子ども・若者総合相談センター統括責任者である渡辺ゆりか氏の基調講演をはじめ、法務省、文部科学省、厚生労働省からの行政説明、「児童虐待」「不登校」「SNS問題」「発達障害」「ゲーム依存」の5つの研究講義と分科会の動画配信を行い、その成果として本報告書を作成いたしました。本報告書が、青少年相談及び青少年教育に携わる関係者の皆様に広く活用されるよう願っております。

最後に、本研究集会にご協力いただきました講師及び関係機関の皆様、またご視聴いただきました参加者の皆様に深く御礼申し上げます。

令和3年3月

国立青少年教育振興機構理事長 鈴木 みゆき



# 目次

## はじめに

### 基調講演

- 「新しい時代における青少年へのオーダーメイド型伴走支援と地域連携の新しいデザイン」…………… 1  
渡辺 ゆりか 氏（一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事  
名古屋市子ども・若者総合相談センター 統括責任者）

### 行政説明

- 「少年鑑別所（法務少年支援センター）の業務と最近の取組」（法務省）…………… 9  
只野 智弘 氏（法務省矯正局少年矯正課 法務事務官）  
「児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる『協働』」（文部科学省）…………… 15  
鈴木 慰人 氏（文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室長）  
「地域共生社会の実現に向けて」（厚生労働省）…………… 23  
鍋木 奈津子 氏（厚生労働省社会・援護局地域福祉課 包括的支援体制整備推進官）

### 第1分科会【児童虐待】

- 「子ども虐待防止に必要な早期支援について」…………… 29  
増沢 高 氏（子どもの虹情報研修センター 研究部長）

### 第2分科会【不登校】

- 「新時代における不登校支援のあり方～子どもが安心して学び育つ」…………… 37  
奥地 圭子 氏（特定非営利活動法人登校拒否不登校を考える全国ネットワーク 代表理事）

### 第3分科会【SNS問題】

- 「SNSに起因する青少年被害の現状と対策」…………… 45  
池辺 正典 氏（文教大学情報学部情報システム学科 准教授）

### 第4分科会【発達障害】

- 「大人の発達障害のある人の現状から青少年期の課題を考える」…………… 53  
西村 浩二 氏（広島県発達障害者支援センター センター長）

### 第5分科会【ゲーム依存】

- 「オンラインゲーム依存の予防を考える」…………… 59  
今成 知美 氏（特定非営利活動法人ASK 代表）  
白水 宗一 氏（ASK 認定依存症予防教育アドバイザー）

- 第37回全国青少年相談研究集会【WEB開催】開催要項…………… 65

- 参加者の声…………… 67

- 参加者内訳…………… 68

※本報告書は各講師の説明等をもとに、本研究集会の事務局がまとめた内容である。



# 「新しい時代における 青少年へのオーダーメイド型伴走支援と 地域連携の新しいデザイン」

渡辺 ゆりか 氏

(一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事  
名古屋市子ども・若者総合相談センター 統括責任者)

## 1. はじめに

本講演では、名古屋市子ども・若者総合相談センター（以下、「当センター」という。）の概要及び特徴を紹介し、青少年に対して地域と連携しながら提供するオーダーメイド支援の取組について説明する。また、新型コロナウイルス感染症拡大の中での実際の支援方法や今後起こり得る課題への対策を子供及び若者たちの実情を踏まえながら考える機会としたい。

## 2. 当センターについて

### (1) 当センターの役割

当センターは、子供及び若者（0才～概ね39才まで）を対象とした相談のワンストップサービスセンターとして開設しており、ニート、ひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える子供や若者の相談支援を行い、その状況に応じた支援機関へつないでいる。

また、様々な困難を抱える子供及び若者を支援する官民の支援機関、団体で構築するネットワークの核となり、その状況に応じた適切な支援が行われ、最終的には自立できるようになるまで見届ける役割を担っている。

当センターのマインドは次のとおりである。

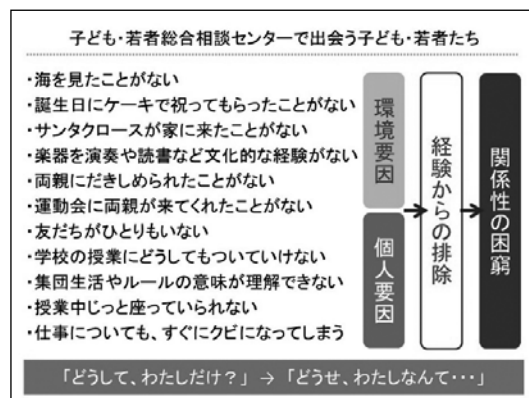
- ①待つだけでなく、相談がしたくてもできない人のそばまで近づいていく
- ②名古屋地域で、既に多様なアプローチで支援を続けている様々な団体や機関とつながり、やわらかく、しなやかなネットワークを編んでいく
- ③社会に押し出す、引っ張り出すのではなく、足場を一步一步踏み固めながら、その人のペースで進むことによりそう

### (2) 令和元年度の当センターの実績

相談者実数は790人であり、のべ相談件数（面談・電話・メール等）は9,079件（月平均756.3件）である。特徴的な点は、連携機関数が269機関（述べ連携機関数3,270）であり、様々な支援機関・団体・ボランティア団体と連携していることである。それらの団体と行っているケースは、652回（356機関）であり、連携を中心としたセンターの特徴として表れている。アウトリーチ（訪問支援）数は、1,715件（355人）であり、年々増加している。

### (3) 相談者の特徴

当センターの相談者は、ひきこもり、不登校、非行少年、家庭内暴力及びニートの問題など様々な課題を抱えているが、その前提には、圧倒的な経験の不足がある。様々な環境要因又は個人要因を抱えた子供及び若者は、集団・コミュニティから排除される傾向にあり、その結果、他者との良好な関係性を生み出す能力を養うことができず、また、自分自身のことも他者に対しても肯定的な感情を持つことが難しくなっている（図1）。



(図1) 当センターで出会う子供及び若者

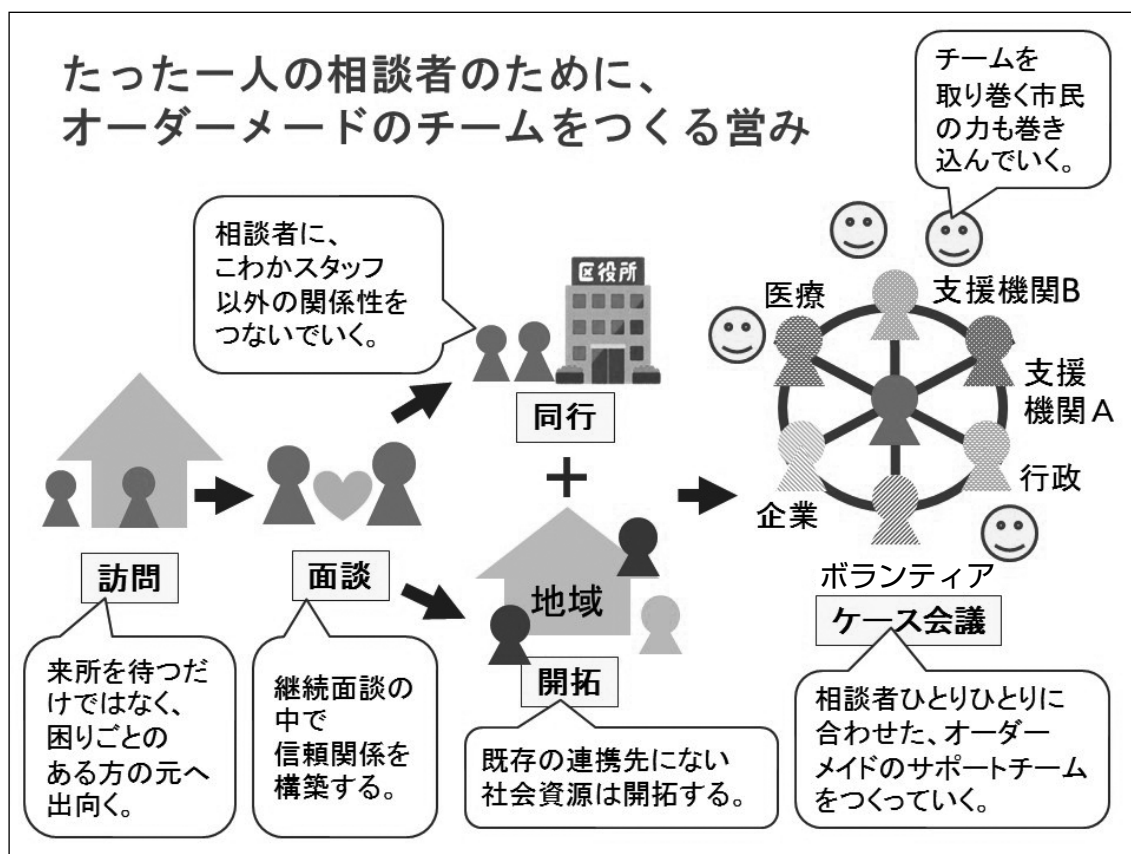
#### (4) 若者支援として大切な要素、「専門性」及び「関係性」

当センターでは若者支援として「専門性」及び「関係性」を大切な要素として取り組んでいる。若者支援においては、早い段階で、特性や生きづらさを持った子供及び若者の能力（持ち味）を周りが理解し、本人の強みを生かせる環境をつくっていくことが大切であるが、それを支えるのが「専門性」である。相談者が安心できる環境を早期に見出し、アセスメントと環境調整を行うことが支援者には求められる。

一方、相談者は、成長・発達に必要な経験や人とのつながりから疎外されてきているため、相談者と他者との「関係性」を築くことが支援においても重要な要素になる。関係性を築くためには、身近な大人が優しく手応えのある存在になることが必要であり、日常の経験を共にする「よりそい型」の支援が有効である。

#### (5) 相談者の支援チームづくりのプロセス

一人ひとりの相談者の相談内容に応じて支援を行っていく「オーダーメイドのチーム」を形成するために、まず支援者は相談者との面談・訪問を重ね、相談者との信頼関係を構築した上で、地域の支援機関につなげる。その際、支援者は相談者に同行し、支援機関への橋渡しや代弁をする役割を果たす。相談者に適した支援機関が無い場合は、新たな社会資源を開拓する。地域の支援機関につないでいく中で、相談者の周りに支援者が集まるような「ケース会議」を形成し、チームを取り巻く市民も巻き込んでいく（図2）。



(図2) 相談者の困り事に応じたオーダーメイドのチームをつくる営み

サポートチームを形成する際の重要な点は、相談者を中心に相談者のために支援をしたいと考える支援機関等の信頼関係を築き、リアルなつながりをつくることである。サポートチームのネットワークが他のネットワークとつながることで、網の目状のネットワークができ、重層的な支援体制が構築される。

## (6) ネットワークの中身について

### ①専門性の高い専門家チーム

当センターに寄せられる相談は多様であり、深刻なケースも多いため、より専門性の高い支援者につないで解決方法を考えることが必要となる場合もある。当センターでは、弁護士をはじめとする様々な専門家と連携している。

専門家との連携の際には、相互の得意分野を生かし、相談内容に対応することで信頼関係が築かれ、弁護士の他にも心理士及び金銭管理の専門家などと連携することで相談者にピンポイントで対応することができている。

### ②「よりそいサポーター」の取組

当センターでは、市民のインフォーマルな力を、困難を抱えた子供及び若者に届ける取組として、有償ボランティアである「よりそいサポーター」の登録制度を実施している。市民性が高くボランティアに相談者に関わることでできる支援者を集約しており、令和3年1月時点では、160名が登録しており、ボランティアコーディネーターが中心となって相談者とのマッチングを行う。相談者とよりそいサポーターの関係性の中で相談者の回復を支え、豊かな成長へと向かわせることを目的としており、一緒に様々な経験を積み重ねることを中心に家庭訪問や同行支援、面談や相談者の居場所でのプログラム参加などを行っている（図3）。

よりそいサポーターの稼働数は、平成30年度は969件であり、専門性を求めすぎず、相談者との関係づくりに重点を置くことで、高い稼働数を保っている。よりそいサポーターが支援の中に入ることによって支援が豊かになるだけでなく、本来支援終了までにかかる期間が短縮され、有効である。

また、既存の居場所に通えない相談者に対し、一人ひとりの希望や、興味・関心に合わせて、オーダーメイドの居場所づくりを行う活動もしている。



(図3) よりそいサポーターについて

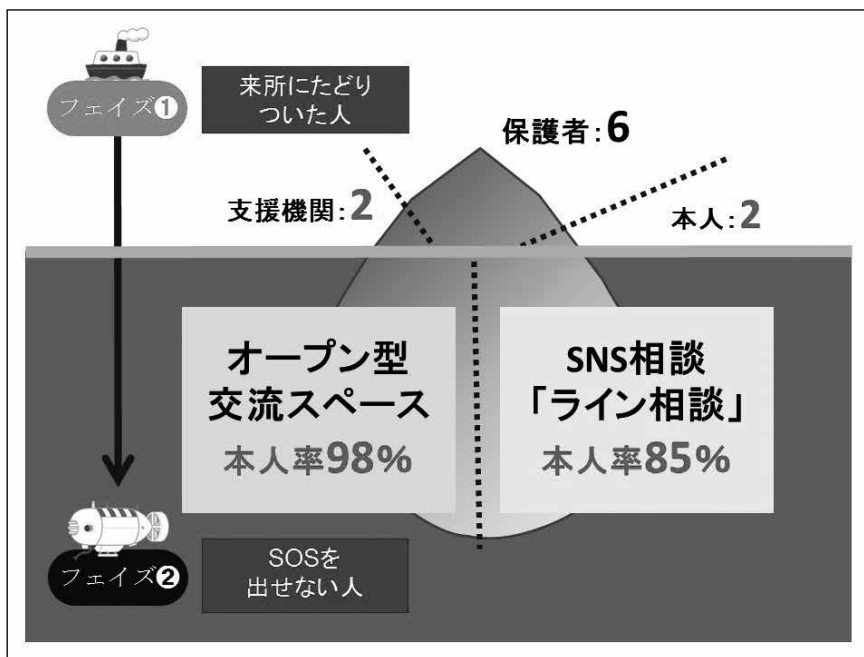
### ③社会資源マップの作成・活用

当センターでは、相談者につなげる支援者を示す「社会資源マップ」を作成し、活用している。付箋に公的機関から市民団体、専門家から一市民まで、ジャンルや立場を超え多様な支援者の名前を書き、ホワイトボードに貼っている。支援者の支援内容のジャンルは30を超え、付箋に書かれた一つひとつの支援機関全てと顔の見える関係性を築いている。

### (7) 支援の課題とその対応策

当センターにたどり着いている相談者は、氷山の一角であると考えられる。当センターの支援を受けるに至った相談者のうち、保護者からの連絡が6割、支援機関からの連絡及び本人からの連絡は2割となっており、本人から相談に来るケースは低い。

この状況を踏まえ、当センターの支援にたどり着かない人への支援策としては、相談者と支援者との「関係性」の構築が重要であると考え、令和元年11月からオープン型交流スペースやSNS相談(LINE相談)などを開始したところ、本人からの相談が8割以上となった。電話やメール等では相談できない相談者に対して、支援者側が相談者側の生活スタイルに合ったツール・方法でつながることが重要である(図4)。



(図4) SOS を出せない人への対応について

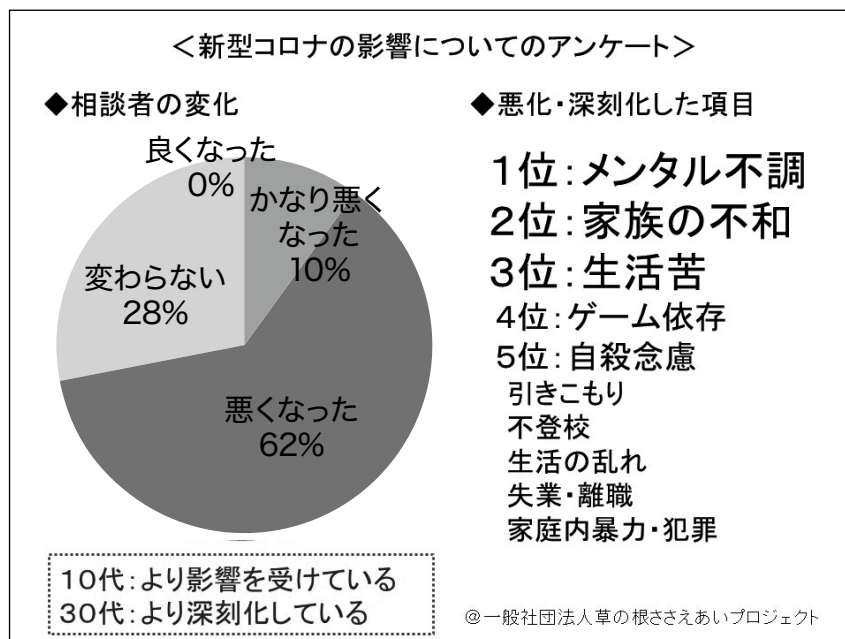
## 3. コロナ禍における若者支援

### (1) 子供及び若者支援の変化について

#### ① アンケート調査より

新型コロナウイルス感染症の影響を測るために、令和2年11月頃から、当センターの相談員及びLINE相談の相談員に対して、相談者の新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査を実施した。その中間報告によると、70%以上の子供及び若者が影響を受けていることが明らかになった(図5)。年代別としては、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると、10代がより幅広く影響を受けていて、30代は生活苦、自殺念慮、暴力などの問題がより深刻化しており、新型コロナウイルス感染症拡大による漠然とした不安が蔓延しているということが明らかとなった。



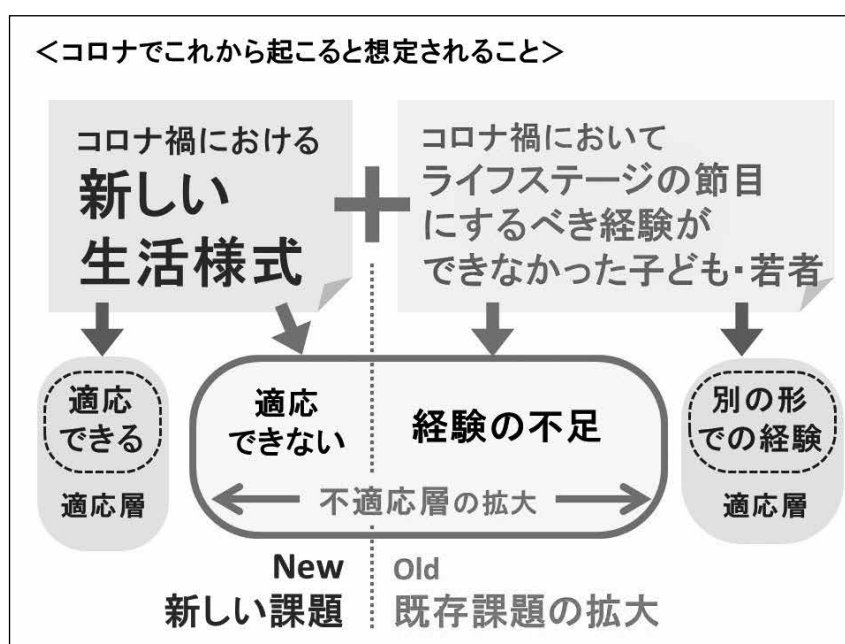


(図5) 新型コロナの影響についてのアンケート

②想定される子供及び若者たちへの影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後想定される子供及び若者の課題としては、新しい生活様式に適應できない、卒業式などのライフステージの節目に本来経験すべき体験の不足といった不適應層の拡大が懸念される(図6)。

以前から相談支援では、18歳の壁(より主体的に学ぶことが求められる)と22歳の壁(就職等)が存在し、コロナ禍においてそれらの問題が今後より色濃くなることが想定される。少ない経験の中で生活せざるを得なかった子供・若者に対して、社会の中で排除されてしまうような問題が起きた時、一気に歪み(ひずみ)が出る可能性が高い。不適應層の拡大は今後も続くと思われ、経験の不足した子供・若者でも社会の仕組みの中で、活躍の場が持てるように新たな支援体制を整える必要があると考える。



(図6) コロナ禍においてこれから想定される子ども・若者への影響

### ③ コロナ禍における若者支援の変化

若者支援を信号機に例えると、「青信号:健全な若者」、「黄信号:見守りが必要な若者」、「赤信号:福祉や支援の必要がある若者」と言われるが、コロナ禍において、それぞれの対象に新たな困難が生じている。「青信号:新しい課題の出現」、「黄信号:課題の複雑化・多様化」、「赤信号:オーバーフロー」と、より課題が深刻化している(表1)。

(表1) 若者の特徴と新型コロナウイルス感染症の影響

	特徴	新型コロナウイルス感染症の影響
青信号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や会社に問題なく通えている</li> <li>・家庭環境に特に問題がない</li> <li>・地域社会の中で他者との交流がある</li> <li>・自分の将来を自分で選び、行動することができる</li> <li>・自分の困りごとを言語化して語ることができる</li> </ul>	<p>【公的支援の対象外。今後問題が増加する】</p> <p>本来、得られるべき経験から阻害されて、問題化(黄色点滅)する人が増える。まだ問題が見えてないため、サポートの制度がない。</p>
黄信号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や会社に何とか(無理して)行っている</li> <li>・発達障害などを抱えているが、見逃されていたり、本人や周囲が認識していない状態にある</li> <li>・家庭環境に問題があるが、問題が家庭内で閉じている/自分のことを言語化が苦手である/困っている認識がない</li> <li>・「青信号である(ありがたい)」と思うため、福祉や支援に拒否感がある</li> </ul>	<p>【早期に介入しないと深刻化・長期化】</p> <p>青信号より社交性が低く、赤信号ほど相談に慣れていないため、支援につながりにくく、急激な深刻化・孤立化が進む。</p>
赤信号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校、ニート、引きこもり状態(長期化している)</li> <li>・疾病や障害があり、医療や福祉が明確に必要である</li> <li>・被虐待、家庭内暴力がある家庭環境</li> <li>・昼夜逆転、重度のゲーム依存</li> <li>・すでに相談や福祉利用を受け入れている/利用している</li> </ul>	<p>【福祉支援につながっている/つながる先がある】</p> <p>症状がより悪化する人が増える一方、意外と影響を受けない人もいる。支援機関等の感染症対策などにより行く所が制限されることもある。</p>

## (2) コロナ禍における当センターの取組

### ① コロナ禍での対策

コロナ禍においても徹底してオーダーメイドで対応していくという方針のもと、相談員が担当ケースを改めて見直した上で連絡方法・支援方法を検討し、スタッフ間で協力体制を整備し、様々なツールを活用して支援を行った。その際に重要な視点としては、1) 代替えの依存先・経験の確保、2) 今だからこそ!の共通体験(記憶づくり)、3) キョリがあっても届ける温度感である。

例えば、ZOOMなどを活用したオンライン面談、公園など屋外でのソーシャルディスタンスに配慮した面談、手紙やメッセージカードのやり取りなどが一例である。

オープン型交流スペースは、一時期閉所となったが、現在は感染症対策を行った上で開所している。

②若者の指向性に合わせた機能の強化

オープン型交流スペースと SNS 相談（LINE 相談）は、発見機能と経験機能を兼ね備えており、コロナ禍において、より重要な役割を果たしている。相談支援において、支援者が新たな課題を抱える場合や見守りが必要な場合の課題がより複雑化するなどの変化を見逃さず、発見し、彼らのスタイルに合った方法でつながり、不足した経験を穴埋めしていく機能として役立っている（図7）。



（図7）若者の指向性に合わせた機能の強化

（3）子供及び若者の課題の解決策

①徹底したオーダーメイド

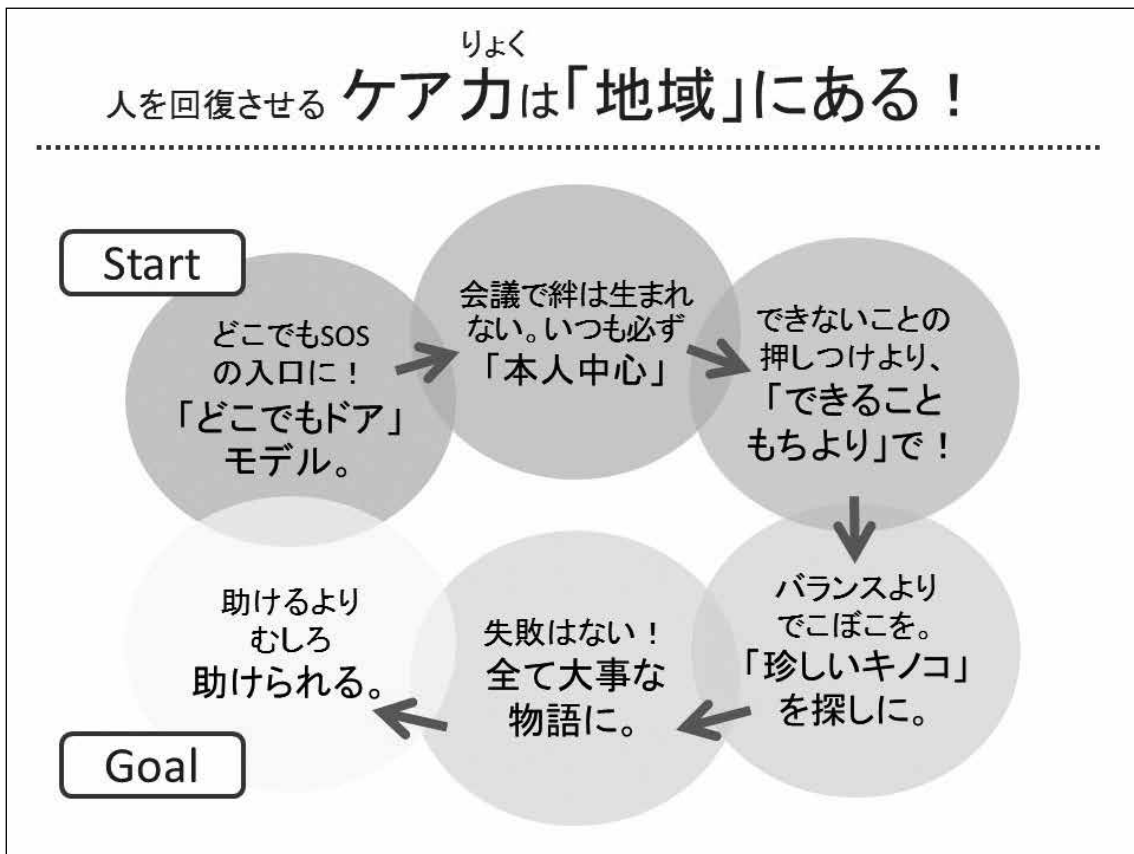
コロナ禍における相談支援では、子供及び若者に出会う手段を増やしていくことが大切である。SNS 相談（LINE 相談）やオープン型交流スペースもその一つであり、相談者にとっての関係者（相談者の人生の物語における登場人物）を増やすことが重要である。相談が深刻化・多様化している中、当センターの相談員だけで支援するには限界があるため、他の支援機関や地域の人などと連携し、支援が届かない子供及び若者を発見し、支援につなげる必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響での福祉や支援の必要がある相談者への支援については、様々な社会資源を持ち寄り、解決に向けて支援を行っていく必要がある。

全ての若者にとって支援者は何ができるか、総動員で考える必要がある。これからの支援の在り方として重要なのは、「関係性」と「支援機関の連携・役割分担」であると考えられる。

②相談者を回復させるケア力は「地域」にある

地域には、子供及び若者のために役に立ちたいと考えてくれる人が必ず存在する。支援者は、専門家や地域の人をはじめとしたボランティアと連携し、相談者の支援を行う。最終的には相談者の支援によって地域力が一段上がると考える（図8）。



(図8) 若者支援を行う地域のデザイン

#### 4. おわりに

新型コロナウイルス感染症拡大の中で、子供及び若者を取り巻く環境は大きく変化している。それは支援者にとっても、変えていかなければならないこと、そして変えずに守らなければならないことは何かを根源的に問われる経験である。

どうしたら相談者が周りにつながることができ、そのつながりを継続させていくことができるのか、新たな工夫が必要である。

当センターだけでなく相談支援に関わる全ての支援者は、いわゆる「問題・課題の改善」のみにとらわれず、社会の情勢を見据えながら、一人ひとりの相談者が安心して生きることができ、また活躍することができる場とつながりを生み出し続けていくことが重要だと考えている。



# 「少年鑑別所（法務少年支援センター）の業務と最近の取組」

只野 智弘 氏

（法務省矯正局少年矯正課 法務事務官）

## 1. はじめに

少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称の下で、平成 27 年 6 月に施行された少年鑑別所法第 131 条に基づき、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解などに関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO などの民間団体など、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援など（以下、「地域援助」という。）に取り組んでいる。

本説明では、少年鑑別所（法務少年支援センター）の業務と、地域援助における最近の取組について紹介する。

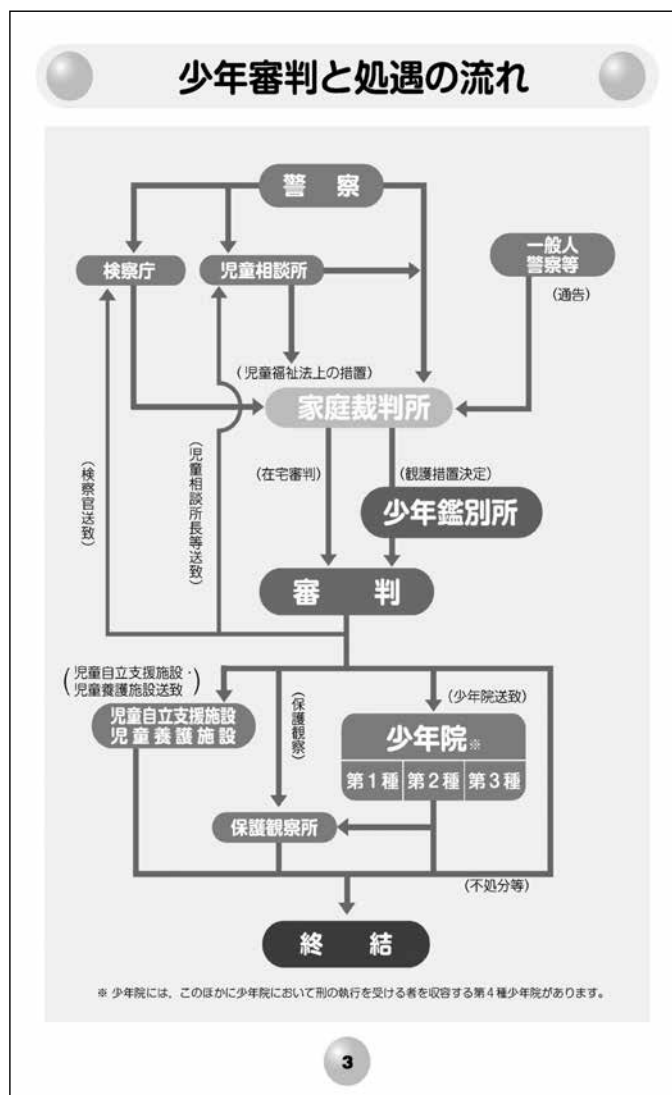
## 2. 少年鑑別所の概要

### （1）少年鑑別所の設置目的と業務の概要

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする、法務省所管の施設であり、各都道府県庁所在地など、全国 52 か所に設置されている。

### （2）少年審判と処遇の流れ

少年審判と処遇の流れは次のとおりである（図 1）。令和元年は家庭裁判所終局処理人員 4 万 7,969 人の内、少年鑑別所入所者は 5,749 人となっている。



（図 1）少年審判と処遇の流れ

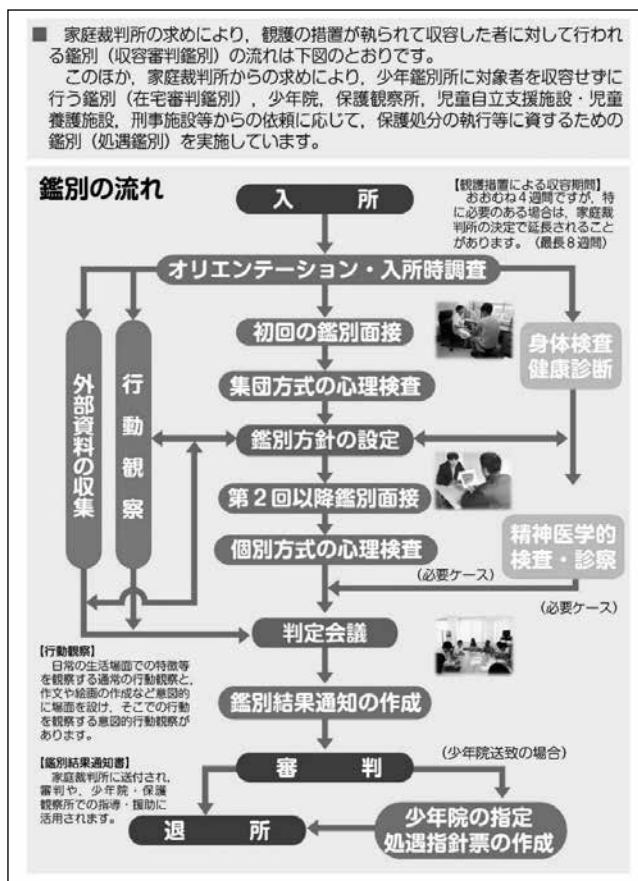
（出典：法務省HP「少年鑑別所のしおり」）

### (3) 少年鑑別所の主要業務の概要

#### ① 鑑別

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施するものである。

家庭裁判所の求めにより、観護の措置が執られて収容した者に対して行われる鑑別（収容審判鑑別）の流れは次のとおりである（図2）。

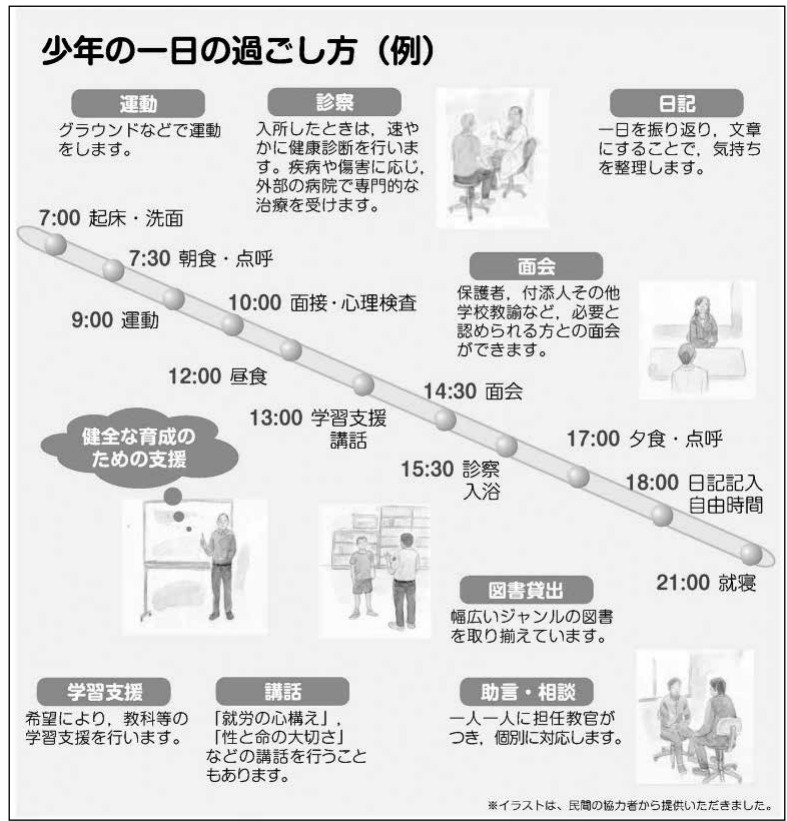


（図2）鑑別の流れ（出典：法務省HP「少年鑑別所のしおり」）

#### ② 観護処遇

観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいう。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、その自主性を尊重しつつ、特性に応じた適切な働き掛けを行い、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っている。

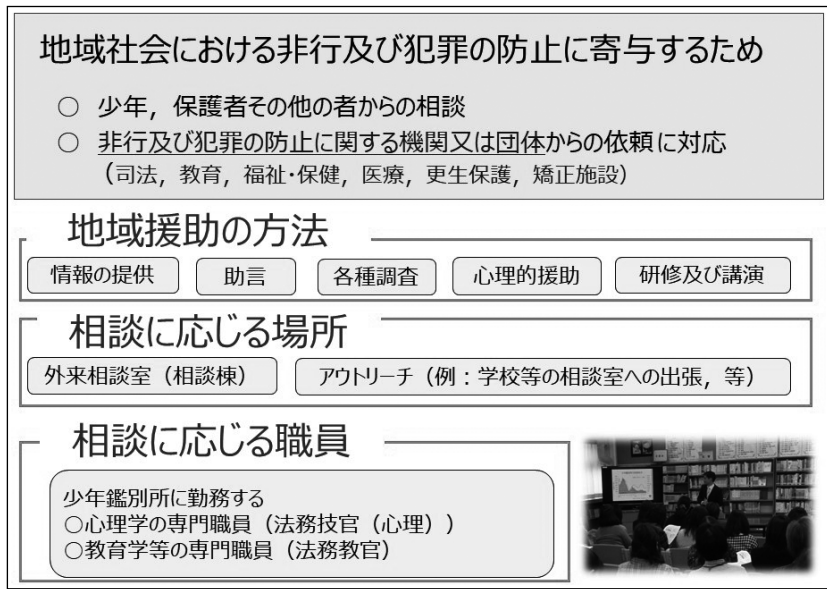
また、少年の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしている（図3）。



（図3）少年の一日の過ごし方（出典：法務省HP「少年鑑別所のしおり」）

### ③地域援助

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、様々な依頼に対応している（図4）。



（図4）地域援助の概要

## 3. 法務少年支援センターにおける地域援助

### （1）地域援助の対象

法務少年支援センターでは、未成年に限らず、成人の相談等にも応じている。

問い合わせ窓口として、最寄りの法務少年支援センター（少年鑑別所）につながる全国共通のダイヤルを設定している。（全国共通相談ダイヤル：0570-085-085）

## (2) 地域援助の内容

### ①能力・性格の調査

関係機関・団体、本人、家族からの依頼を受けて、困り事等に合わせて、心理検査や適性検査を行う。また、依頼があれば、本人や家族にも、結果を分かりやすく説明している。法務少年支援センターで実施している心理検査の例は次のとおりである（図5）。

検査の種類	検査からわかること	所要時間
知能検査	知的能力の程度や、認知機能の特徴を多面的に把握し、具体的な支援方法の参考になる。	1時間 ～2時間
性格検査	性格の特徴や行動パターンを知り、自己理解などに役立てる。	15分 ～30分
親子関係検査	親子でそれぞれ質問に回答し、プロフィールを作成し、親子関係の改善などに役立てる。子のみ、親のみでも実施が可能である。	20分 ～30分
発達障害スクリーニング	発達障害等についての傾向があるかどうかをチェックする。本人に回答してもらうものや、保護者や教師に回答してもらうものがある。	20分 ～30分
※結果のフィードバックは、基本的に次回来談時に行う。		13

(図5) 心理検査について

### ②問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等の困り事について、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案している。

### ③本人や家族に対する心理相談

一般の方又は関係機関・団体からの依頼を受けて、本人や家族との心理相談を行っている。

### ④事例検討会（ケース会議）等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例検討会（ケース会議）などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行っている。

### ⑤研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体において主催する研修会、講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明している。

### ⑥法教育授業等

児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか、教員への研修も対応している。



法務省では令和2年2月に法務省児童虐待防止対策強化プランを策定しており、全国52か所の法務少年支援センターは法務省の児童虐待担当窓口の一つとして、児童相談所や市町村等の求めに応じ、資源・ノウハウを提供している。

法務少年支援センター（少年鑑別所）における児童虐待への対応の概要は、次のとおりである（図6）。

### 法務少年支援センター（少年鑑別所）における児童虐待への対応

※相談は、子どもの問題行動への対処が契機となる場合が多い。

#### 1 親又は児童の心理テストや面談等・親に対する心理教育プログラムや児童への心理的支援

(1) 被害児童等への対応

<p><b>ア</b> 被虐待経験を背景に生じている問題行動への対応 ※ 問題行動の見立てと、問題行動抑止のための支援・助言等</p> <p>中学生男子 家財持ち出しについて母親から相談 背景に父親からの暴力</p> <p><b>対応例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人と面接、心理検査、ワークブック(窃盗)による心理教育</li> <li>○保護者と面接、問題行動の見立ての提示と、子育ての悩みに対する助言</li> </ul>	<p><b>イ</b> 被虐待経験に関する心理的ケア ※ 被害生徒に対する心理的支援等</p> <p>中学生女子 被虐待経験を背景に施設内での対人トラブル、自傷行為等があり、児童福祉施設から相談</p> <p><b>対応例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人にプレイセラピーやカウンセリングの実施</li> <li>○施設職員に、被害生徒の理解や関わりについての助言・提案</li> </ul>
---	--

(2) 保護者等への対応

<p><b>ア</b> 加害者である保護者等への対応 ※ 心理教育プログラムの実施等</p> <p>児童の父親 実子への傷害事件を起こした父親に対して、関係機関から再発防止に向けた支援の依頼</p> <p><b>対応例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○父親と面接、心理検査、ワークブック(暴力)による心理教育</li> <li>○関係機関との意見交換(支援方針の提案、共有等)</li> </ul>	<p><b>イ</b> 養育等に悩む保護者等への対応 ※ 養育不安等についての相談・助言等</p> <p>中学生の母親 親子関係や子どもの交友関係についての悩みがあると相談</p> <p><b>対応例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○親子関係を振り返るための心理検査の実施</li> <li>○心理検査結果を踏まえた母子並面接を実施</li> </ul>
---	---

#### 2 児童相談所等の求めに応じたノウハウの提供等

<p>(1) 要保護児童対策地域協議会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関における連携推進のための議論や意見交換</li> <li>○個別事例に対する心理面からの見立て、支援方針の提案等</li> </ul>	<p>(2) 児童相談所等への研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所職員、児童養護施設職員への研修(問題行動の理解や支援等、法務少年支援センターの対応例の説明等)</li> </ul>
---	---

(図6) 法務少年支援センター（少年鑑別所）における児童虐待への対応

#### 4. 法務少年支援センター（少年鑑別所）の施設紹介

法務少年支援センターにおいては、相談室の設備についても工夫を凝らし、開放的で明るい内装にする等、利用のしやすさに配慮している。また、コロナ禍においても感染防止対策に万全を期し、必要に応じて電話相談を併用する等の対応を行っている（図7）。地域における関係機関等と連携し、非行・犯罪の防止に向けた支援を推進しているため、気軽に利用・相談していただきたい。

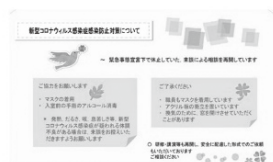
各地の法務少年支援センターについては [http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_k06-1.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_k06-1.html) を参照。

##### 利用しやすさの工夫



- ・開放的で明るい内装
- ・個別のケースでの相談・面接、心理検査等で使用
- ・施設参観も多数開催

##### コロナ禍における地域援助



- ・HPによる感染防止策の周知
- ・衝立の設置（アクリル板等）
- ・マスクの着用
- ・消毒・換気の徹底 等

(図7) 法務少年支援センターにおける相談設備の工夫等



# 「児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる『協働』」

鈴木 慰人 氏

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室長)

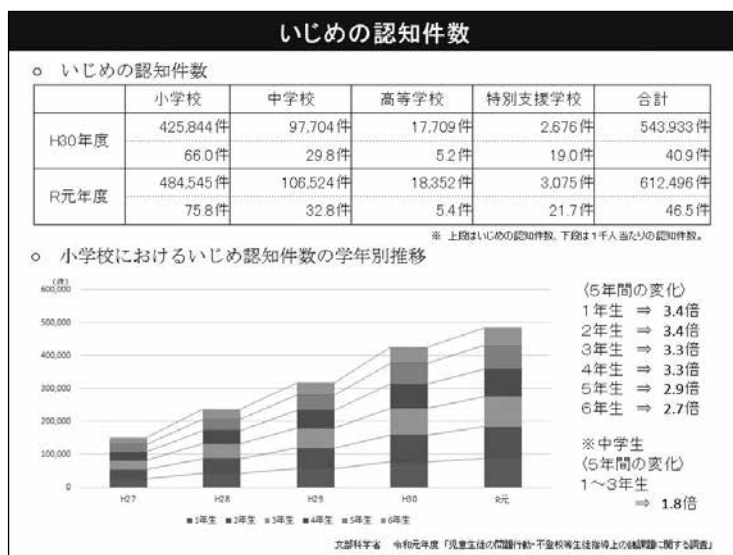
## 1. はじめに

昨今、いじめや不登校、暴力行為など児童生徒を取り巻く状況については、日々学校現場において対応が求められている。その他にも児童虐待やヤングケアラーの問題、子供の貧困、性被害・犯罪被害など課題が増加している。対応にあたっては、学校のみならずそれぞれの関係する行政機関と連携し、密接に情報等を共有し、対応を行うことが重要になってくる。本説明では、児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる「協働」について説明する。

## 2. 児童生徒を巡る現状・課題

### (1) いじめの現状

いじめの現状について、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動と不登校生徒指導上の諸課題における調査」の結果をみると、いじめの認知件数は令和元年度が約61万件となっており、平成30年度の約54万件と比較して増加している。小学校におけるいじめ認知件数の学年別の5年間の推移についても、全学年で約3倍の増加となっている(図1)。この増加については、平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、学校現場において法の趣旨が浸透し、初期段階のものを含め、いじめの認知・早期対応が進んだものと捉えられるため、一定の評価ができると考えられる。

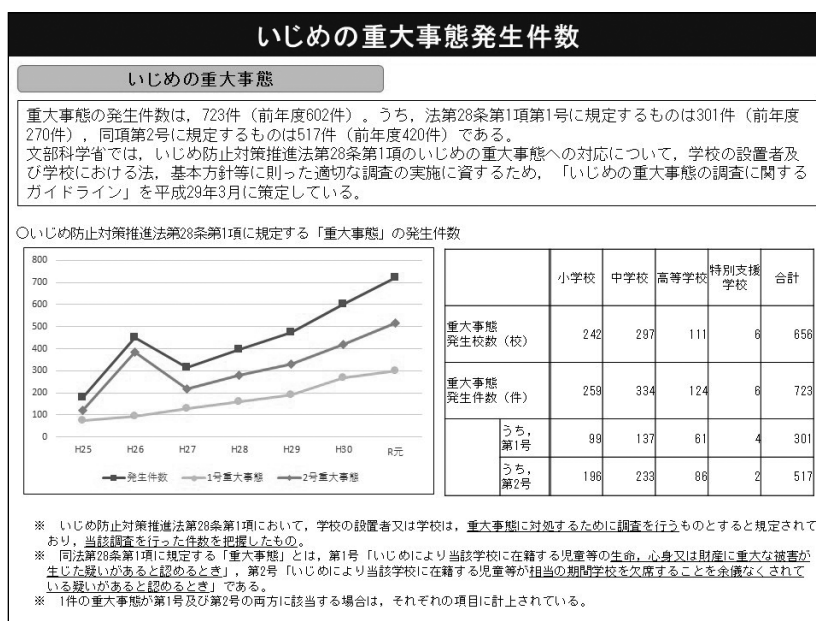


(図1) いじめの認知件数

また、いじめの態様については、小・中学校及び特別支援学校において、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」となっている。高等学校においては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。近年では、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数が、全体で17,924件となっており、増加傾向にある。

さらに、重大事態の発生件数については、723件(前年度602件)あり、うち、いじめ防止対策推進

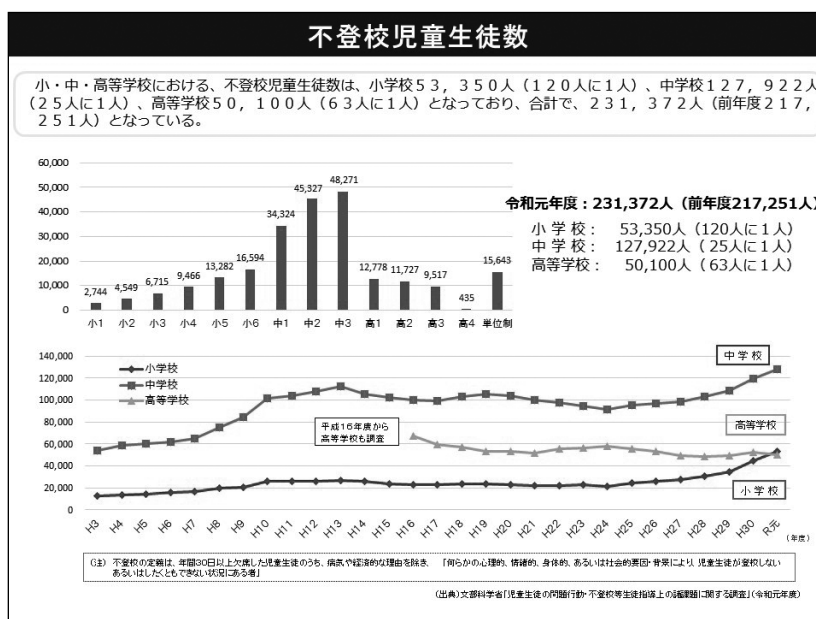
法第28条第1項第1号に規定する（いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる）ものは301件（前年度270件）、同項第2号に規定する（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる）ものは517件（前年度420件）と増加しており、憂慮すべき状況にある（図2）。



（図2）いじめの重大事態発生件数

## （2）不登校の現状

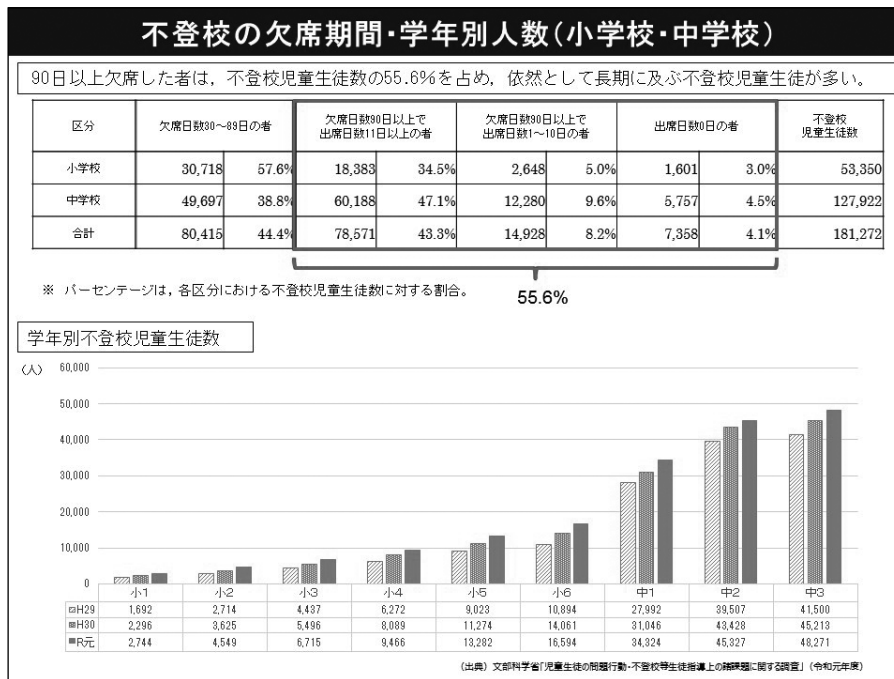
小・中・高等学校における、不登校児童生徒数については、小学校53,350人（120人に1人）、中学校127,922人（25人に1人）、高等学校50,100人（63人に1人）となっており、合計で、231,372人（前年度217,251人）となっている（図3）。不登校児童生徒の増加については、平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や当該法に基づく基本指針などが整備され、登校という結果のみを目標にするのではなく、不登校児童生徒の社会的自立に向け、個々の状況に応じた柔軟な対応が行われるようになってきていることが要因の一つと考えられる。



（図3）不登校児童生徒数

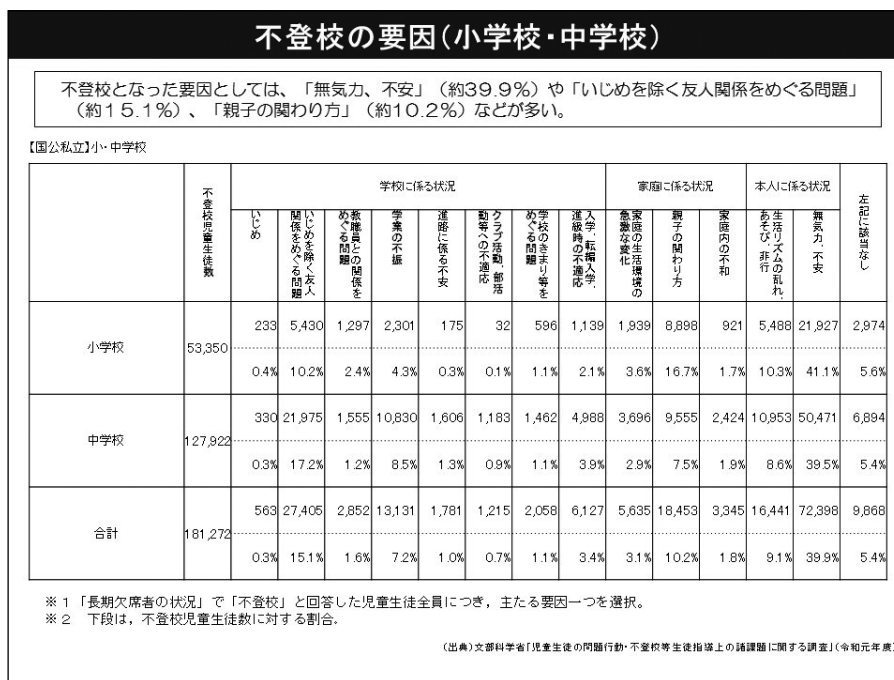


不登校の欠席期間・学年別人数（小学校・中学校）については、90日以上欠席した者は、不登校児童生徒数の55.6%を占め、長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。また、学年が上がるほど増加する傾向がある（図4）。



(図4) 不登校の欠席期間・学年別人数（小学校・中学校）

不登校の要因については、「無気力、不安」(39.9%)が最も高く、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(15.1%)、「親子の関わり方」(10.2%)となっている（図5）。不登校は、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、個々の児童生徒に応じた対応が必要になる。



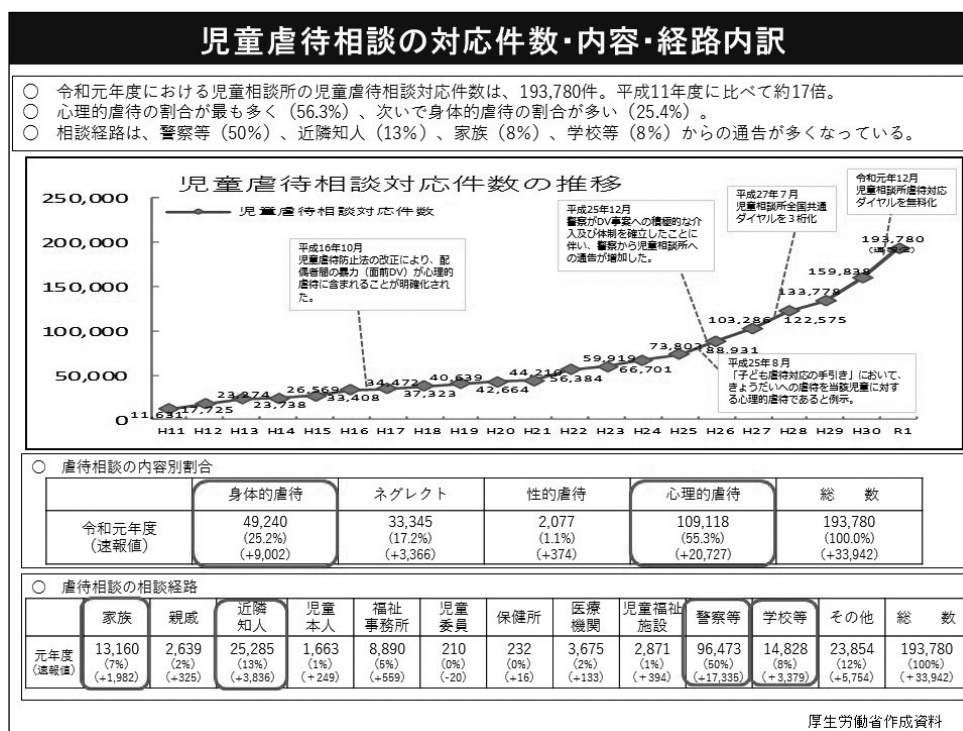
(図5) 不登校の要因（小学校・中学校）

### (3) 児童虐待の現状

厚生労働省の実施している「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」によると、令和元年度の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、193,780件あり、平成11年度と比較し

て約17倍になっている。増加の要因の一つとしては、相次ぐ虐待死亡事件を受け、学校や警察、近隣住民からの相談や通告が増えたことが考えられる。

相談経路は、警察等（50%）が最も高く、次いで近隣知人（13%）、家族（8%）、学校等（8%）となっており、警察等を除くと家庭や学校からの報告が多いことから、学校における早期発見・早期対応が重要となってくる（図6）。



（図6）児童虐待相談の対応件数・内容・経路内訳

### 3. コロナ禍における児童生徒を巡る状況

#### （1）教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について

新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれた。

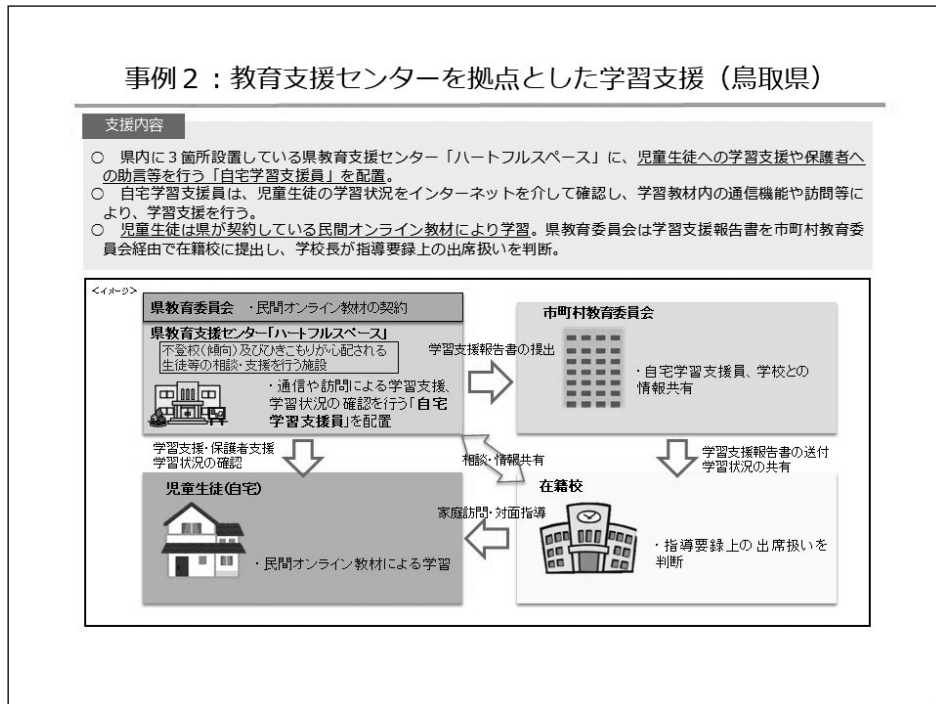
このため、令和2年5月に文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」（令和2年5月27日付け2初児生第7号）が通知され、学校再開後の生徒指導上の留意事項として、次の内容等が示された。（通知では、児童生徒の自殺予防、不登校、児童虐待、児童生徒に対する差別や偏見について示しているが、以下では不登校に関する記載のみを抜粋。）

- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援（社会福祉サービスの提供等）など、校長のリーダーシップのもと、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることなどにより、新たな不登校や不登校の長期化の要因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援に適切に取り組むようお願いいたします。
- ・児童生徒や保護者等に対し、今後の授業の進め方や見通しなど、子供たちの「学びの保障」のための取組方針について、児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明を行い、十分に認識の共有を図ることで、学習に対する不安を軽減することは、新たな不登校を生じさせないためにも重要となりますので、適切な対応をお願いいたします。
- ・臨時休業前から不登校となっている児童生徒を含め、不登校児童生徒への支援に関しては、引き続き「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知）を参考に対応いただきますようお願いいたします。

（出典：新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）：令和2年5月）

## (2) 不登校児童生徒に対する ICT 等を活用した学習支援

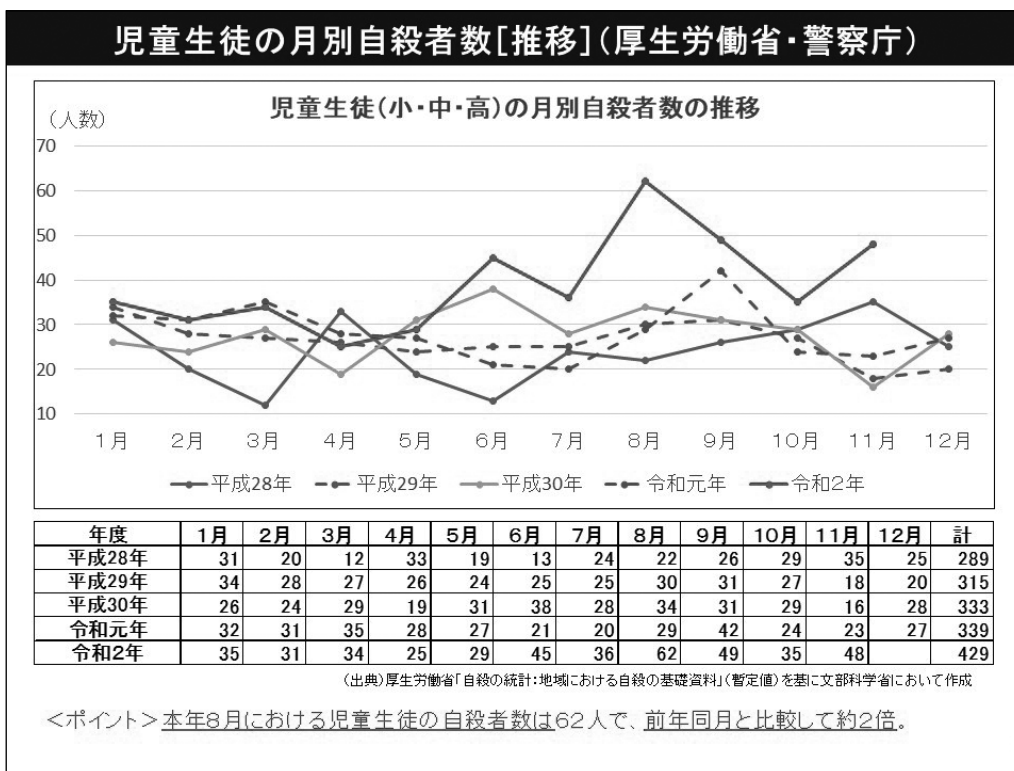
学校全体の学習環境が新型コロナウイルス感染症流行により大幅に変化してきた。特に不登校児童への支援については、学校外での学習活動等の適切な把握も含めた ICT 等を活用した学習支援を行うことや、「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」（一般社団法人日本臨床心理士会）を参考するなどして、ICT 等を活用した相談支援を積極的に行うことを推進している。学習支援の事例の一つとしては、鳥取県の取組として、教育支援センターを拠点とした学習支援があげられる（図7）。



(図7) ICT 等を活用した学習支援の事例（鳥取県）

## (3) 自殺の現状

厚生労働省の「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（暫定値）によると、令和2年1月から11月までの小中高校生の自殺者数は、前年と比較して大きく増加している。特に、令和2年8月における児童生徒の自殺者数は62人であり、前年同月と比較して約2倍となっている。この増加については、新型コロナウイルス感染症による社会全体の雰囲気などの影響も否定できない（図8）。



(図8) 児童生徒の月別自殺者数 [推移] (厚生労働省・警察庁)

自殺対策としては、文部科学省の「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」(令和2年11月30日付け2初児生第15号)において、18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、特に令和2年8月における児童生徒の自殺者数は、前年度と比較し約2倍、そのうち、女子高校生の自殺者数は前年度と比較し約7倍となっていることを踏まえ、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、取組を実施することを周知しており、求めている主な取組は次のとおりである。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- SOSの出し方に関する教育を実施するなどにより、「24時間子供SOSダイヤル」や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。  
(※「24時間子供SOSダイヤル」について児童生徒・保護者ともに利用できることを周知。)

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

- 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。

(4) ネットパトロールの強化

- 都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。

(出典：児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)：令和2年11月)



## 4. 文部科学省の取組について

### (1) いじめ対策

いじめ防止・早期発見及び対処のための対策として、国・地方公共団体及び学校が実施すべきことを「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」で示している。国の役割としては「基本方針の策定、組織の設置等」、地方公共団体の役割としては「基本方針の策定、組織の設置等」、学校の役割としては「学校いじめ防止基本方針の策定といじめ防止対策のための組織の設置等」があげられる。また、重大事態への対処として、学校・設置者は事実関係を明確にするための調査の実施が求められている。さらに、地方公共団体の長等は再調査を行うことができる。なお、いじめ対策に関する文部科学省の主な取組は次のとおりである。

- ・いじめ防止対策推進法等の周知(研修会等)
- ・いじめ防止対策協議会の開催
- ・全国いじめ問題子供サミットの開催(平成26年度～)
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実
- ・学習指導要領等の一部改正(道徳の時間を「特別な教科 道徳」として位置付けた)
- ・警察等の関係機関、関係団体との連携強化

### (2) いじめ対策・不登校支援推進事業

不登校の児童生徒数が増加する中、該当児童生徒への多様で適切な教育機会を確保するため、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を行っている(図9)。不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備と学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進を目的としている。

## 不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和3年度予算額(案) 1.9億円  
(前年度予算額 1.5億円)

**【背景】**

- 不登校児童生徒数は6年連続増加(平成30年度の小・中学校における不登校児童生徒数:約16万5千人)
- 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定  
⇒ 不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要

**事業概要**

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

- ◆ **不登校児童生徒支援協議会等の設置**  
教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う。不登校児童生徒支援協議会等を設置。
- ◆ **関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置**  
不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

- ◆ **教職員研修会や保護者学習会等の実施**  
不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施。
- ◆ **教育支援センターにおける相談・支援体制の強化**
  - ✓ アウトリーチ型支援等の実施  
教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備。
  - ✓ 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

<b>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置</b>	<b>(関連施策)</b>
■ スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業 令和3年度予算額(案) 72.2億円	
1. 事業内容 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。 2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助) 3. 補助率 1/3	
<b>外部人材の配置</b>	<b>(関連施策)</b>
■ 学力向上を目的とした学校教育活動支援 令和3年度予算額(案) 39.3億円の内数	
1. 事業内容 いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な人材が学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。 2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (市区町村は間接補助) 3. 補助率 1/3	
<b>不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援</b>	<b>(関連施策)</b>
■ 教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校支援経費) 令和3年度予算額(案) 18億円の内数	
1. 事業内容 私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の多様な人材の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。 2. 補助事業者 都道府県 3. 補助率 1/2	

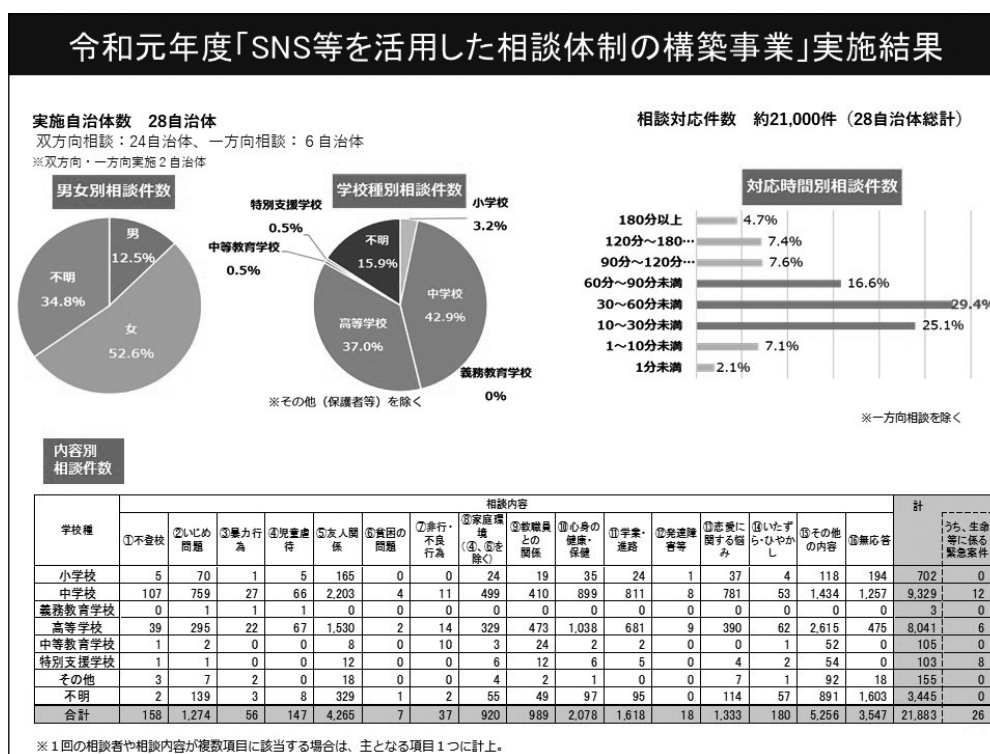
実施主体  
都道府県  
政令指定都市

補助割合  
国 1/3  
都道府県・政令指定都市 2/3

補助対象経費  
謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

(図9) 不登校児童生徒に対する支援推進事業

関連施策としては、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実」や「24時間子供SOSダイヤルの実施」、「SNS等を活用した相談体制の構築事業」等がある。特にSNSを活用する児童生徒が多いことから、文部科学省は自治体によるSNS等を活用した相談体制の支援を行っている。令和元年度「SNS等を活用した相談体制の構築事業」実施結果においては、実施自治体数は28自治体であり、相談対応件数は約21,000件（28自治体総計）となっている（図10）。



(図10) 令和元年度「SNS等を活用した相談体制の構築事業」実施結果

## 5. おわりに

青少年を取りまく様々な課題を解決するためには、学校や関係する教員だけではなく、教員同士のヨコのつながりや管理職とのタテのつながり、そして学校間や行政機関とのつながりが重要となってくるため、日々学校現場での個別の対応だけでなく、関係機関の連携による対応を重視することが必要である。

# 「地域共生社会の実現に向けて」

鏑木 奈津子 氏

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課 包括的支援体制整備推進官)

## 1. はじめに

厚生労働省では、「地域共生社会の実現」を理念として掲げ、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創ること」をめざしている。

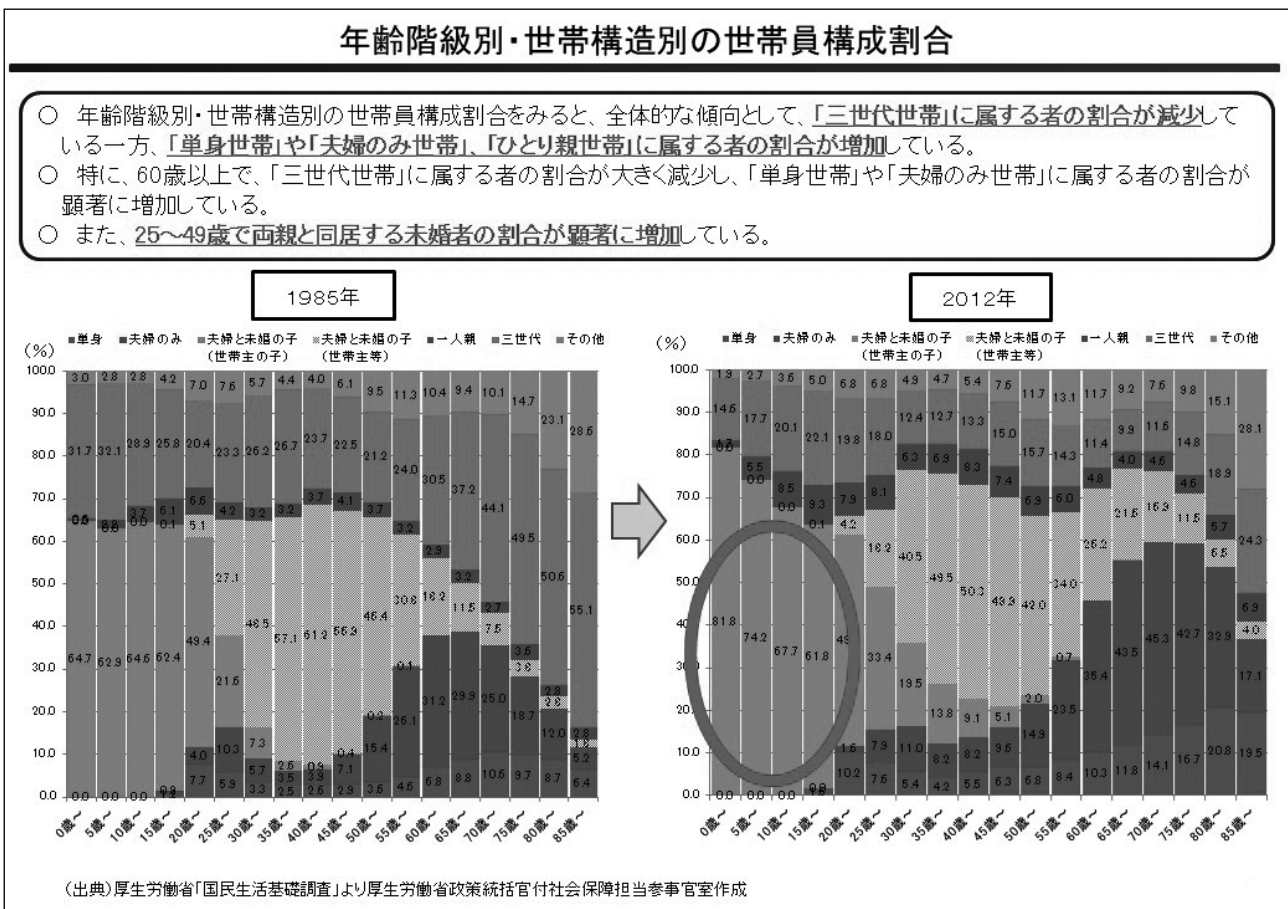
本説明では、地域共生社会の実現に向けて、重要な役割を果たすことが期待される「重層的支援体制整備事業」について説明する。当該事業は、令和2年に改正した社会福祉法に新たに位置づけられたものであり、令和3年度から施行となる。

## 2. 課題や現状について

### (1) 世帯員構成割合からみる現状

重層的支援体制整備事業の創設に至った背景について概観する。

年齢階級別・世帯構成別の世帯員構成割合をみると、「三世帯世帯」に属する者の割合が減少する一方、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」、「ひとり親世帯」に属する者の割合は増加していることが分かる。また、25～49歳で両親と同居する未婚者の割合が顕著に増加している（図1）。



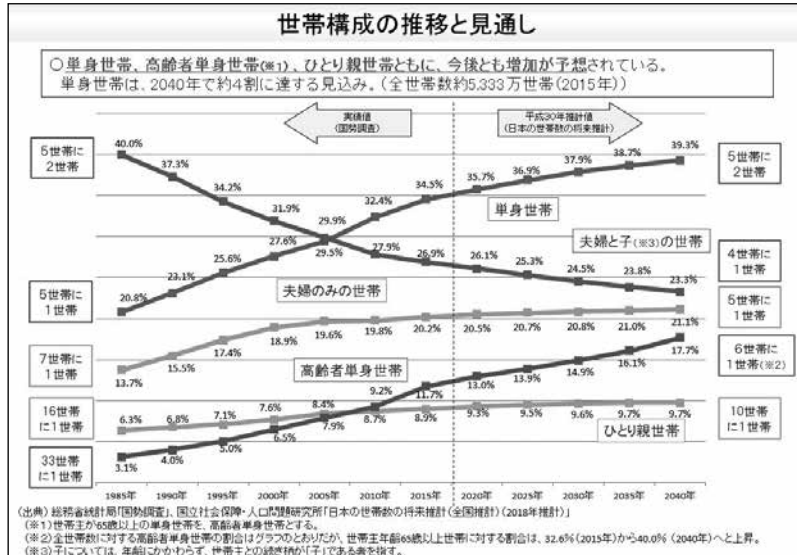
(図1) 年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合

基調講演  
行政説明  
研究講義・分科会



### (2) 世帯員構成割合及び生涯未婚率の推移

世帯員構成割合及び生涯未婚率について、総務省の実施している「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所が実施している「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」の結果をみると、「単身世帯」、「高齢者単身世帯」及び「ひとり親世帯」の割合が増加しており、生涯未婚率が急激に上昇している（図2）。この状態が継続すると、今後、単身の高齢者の増加が見込まれ、仮に、疾病や障害等により地域とつながりや人との交流が希薄化した場合、社会的孤立や孤独といった課題を抱える人が増加するおそれがあると考えられる（当然ながら、これは単身高齢者だけが抱える課題ではなく、地縁血縁が希薄化している社会的な課題ともいえる）。



(図2) 世帯構成の推移と見通しとはとは

### (3) 各制度等における複合的な課題等

各制度において相談者等が抱える課題及び要因について確認する。

#### ①生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度の相談者の特徴としては、みずほ情報総研株式会社の「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業報告書」をみると、相談者の抱える課題は、経済的困窮をはじめ就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたる。また、相談者のうち、複数の課題を抱えているケースが半数を超えていることが分かる（図3）。



(図3) 各制度等における複合的な課題等について



## ②介護保険制度

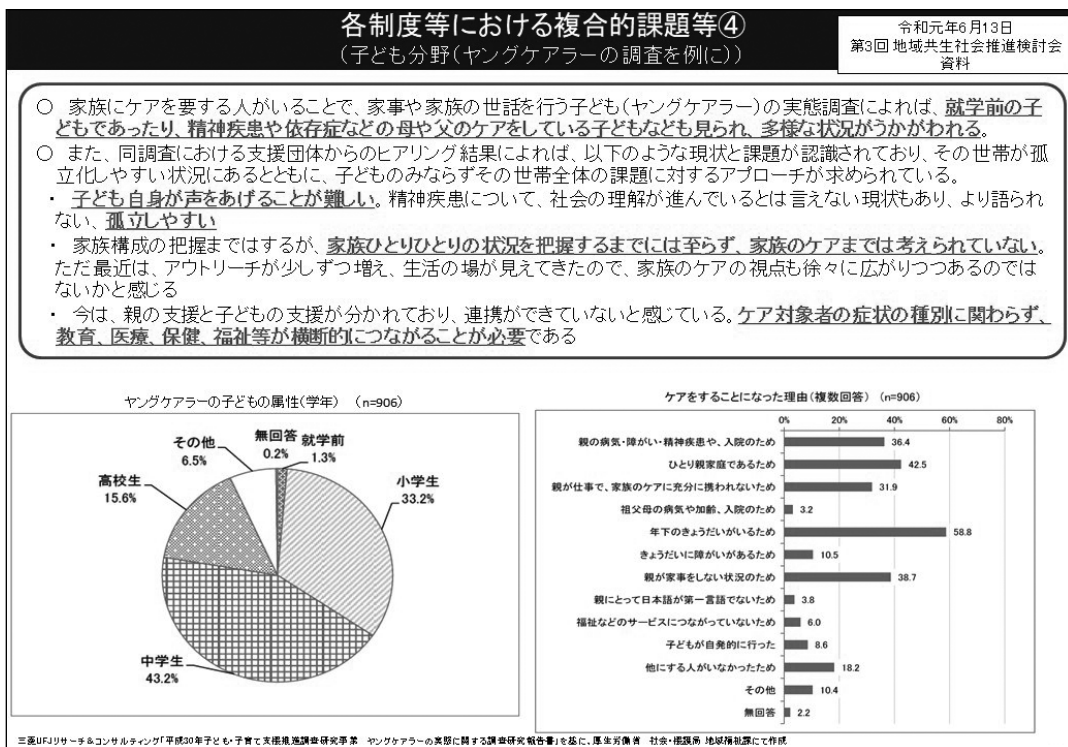
桑名市地域包括支援センターによる「高齢者世帯の困難事例に関する要因等に関する調査中間報告書」によると、困難事例（何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例）の要因として、家族関係、認知症、拒否・気質等の多様な事例が挙げられている。また、複数の要因が複雑に絡み合い、支援が困難化している状況がみられる。

## ③自殺対策

NPO 法人ライフリンクが実施した自殺の実態に関する調査によると、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因（課題）が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況がみられる。個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆される結果といえる。

## ④子供分野

三菱UFJ リサーチ & コンサルティングが実施した「平成 30 年子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」の結果を見ると、家事や家族の世話をを行う子供（ヤングケアラー）には、就学前の子供や、精神疾患や依存症等の母や父のケアをしている子供などもみられ、複雑な生活状況がうかがわれる。また、同調査における支援団体からのヒアリング結果によれば、世帯全体が孤立しやすい状況にあり、子供のみならずその世帯全体への支援が求められている（図4）。



(図4) 各制度等における複合的課題等④

日本の社会保障の特徴として、自助・互助・共助・公助の役割分担があり、社会保障・労働制度は「自助」と「互助」で対応が難しい場合に、これらを「補完する」ものと位置づけられてきた。公的支援制度は、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、対象者を定め典型的なサービスを準備する形で、順次、制度を拡充していったが、一方で、日本の社会保障制度の「縦割り」「一方向」の支援による弊害などもみられており、それらの支援と併せて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されている。

- 「自助」：自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する
- 「互助」：家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い
- 「共助」：個人・世帯では負えない生活上のリスクを分散する社会保険制度
- 「公助」：自助・互助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉

### 3. 重層的支援体制整備事業の創設

#### (1) 地域共生社会実現に向けた取組の検討経緯及び方向性について

##### ①市町村による包括的な支援体制について

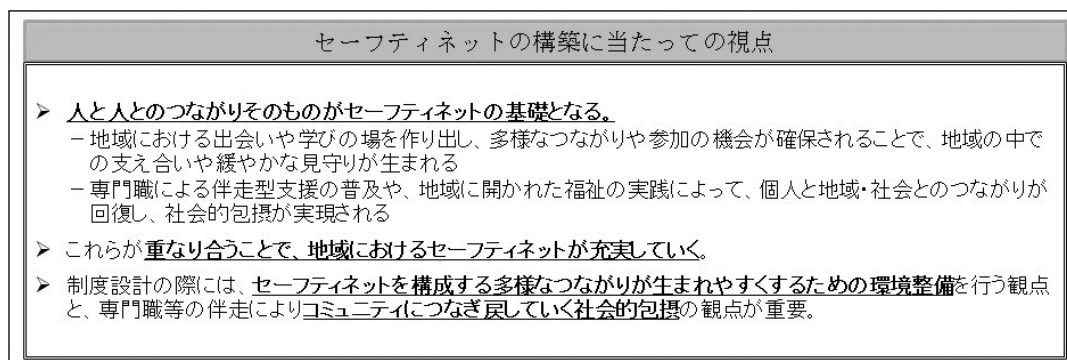
平成29年に改正された社会福祉法の附則に基づき、令和元年に「地域共生社会推進検討会」が設置された。その検討会が報告した最終とりまとめの中で、本人・世帯への複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、継続的な伴走支援を行い、市町村において、既存の相談支援機関と連携しながら、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施していくという方向性が示された。

##### ②伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

「地域共生社会推進検討会」においては、専門職の「伴走型支援」と、住民相互の「気かけ合う関係性」の双方が重要であるとの指摘があった。

専門職による「伴走型支援」とは、本人と支援者が継続的につながることを目指す支援であり、当該支援を通じて、一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支えていくことを目指している。

そして、専門職による「伴走型支援」と「地域住民の気かけ合う関係性」が両輪として機能することにより、セーフティネットを再構築することを目指している（図5）。



(図5) セーフティネットの構築に当たっての視点

#### (2) 重層的支援体制整備事業の概要

以上の検討を経て、社会福祉法を改正し重層的支援体制整備事業が創設された。本事業は、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものである。

本事業は、新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう交付金を交付する。これらを通じて、制度間の縦割りにおける弊害を廃していくことを目指している（※制度間の縦割りを廃止しようというものではなく、それぞれが培ってきたノウハウや専門性は生かしつつ、包括的な支援の実施を目指していくものである）（図6、図7、図8）。

### 地域共生社会の実現

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)。  
 ▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。  
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き  
 →各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

**社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設**

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。  
 ○新たな事業は実施を希望する任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須  
 ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるように、交付金を交付する。

**重層的支援体制整備事業(R3.4～)**

(図6) 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

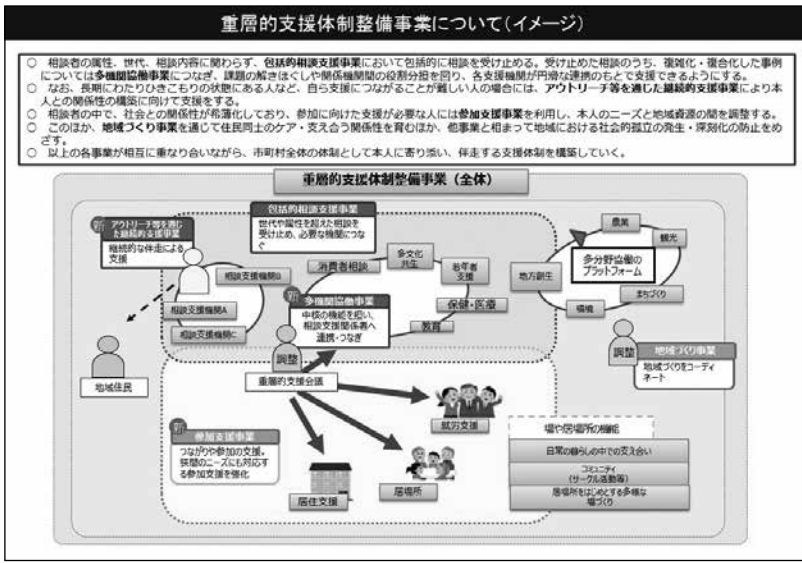
**重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)** 参考

○重層的支援体制整備事業の内容  
 ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号に規定。  
 ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。市町村の中でこれらを一体的に実施。

	機能	既存制度の対象事業等
第1号	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
		【障害】障害者相談支援事業
		【子ども】利用者支援事業
		【困難】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	※
第3号	地域づくりに向けた支援	【介護】地域介護予防活動支援事業
		【介護】生活支援体制整備事業
		【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	※
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	※
第6号	支援プランの作成(※)	※

(注)生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。  
 (※)支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

(図7) 重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)



(図8) 重層的支援体制整備事業について(イメージ)



### (3) 重層的支援体制整備事業実施により期待される効果および意義

本事業により相談支援、参加支援及び地域づくり支援の3つの支援について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。

- ・相談支援で浮かび上がったニーズについて、参加支援を通じて、オーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。(相談支援の充実・社会参加のメニューの充実)
- ・地域づくり支援と参加支援の推進により、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される。(地域資源の開拓)
- ・地域づくりの推進により、地域で人と人とのつながりが強化され、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援へ早期に繋がりがやすくなる。(地域の支え合い)

また、多様なつながりが生まれやすくなる環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等の地域づくりの担い手が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が必要である。

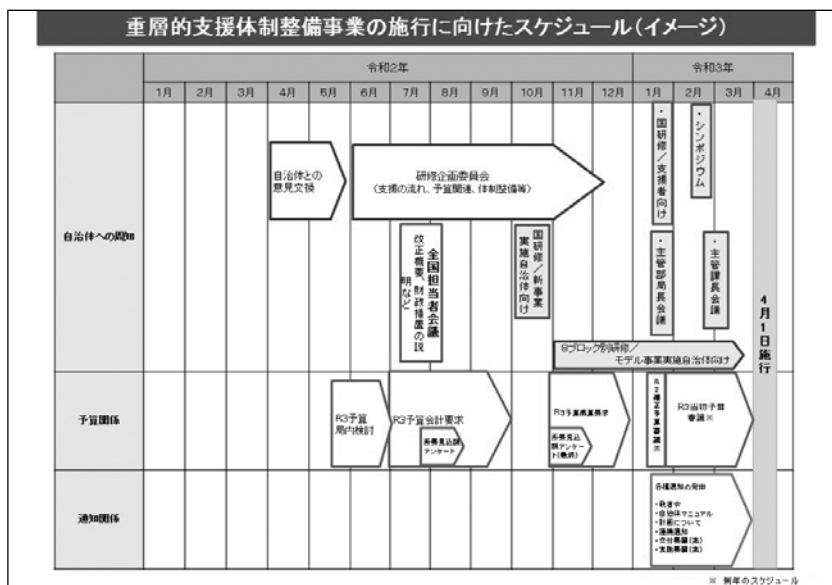
### (4) 重層的支援体制整備事業の実施にあたり

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、市町村においては、どのような体制の構築を目指していくのか、また、そのためにどのように取組を進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。

したがって、支援関係機関や地域の関係者とこれまで以上に連携し、議論を積み重ねることを通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるかなどについて、意識の共有を図ることが求められる。是非、皆さまにも、この議論の過程に参加していただければ幸いである。

## 4. おわりに

「支える側」が「支えられる側」になる、あるいは「支えられる側」が「支える側」になるという関係性の循環をめざす地域共生社会の実現に向けた考え方は、福祉の分野だけでとどまるものではなく、様々な分野において重要な観点となりうるものである。今後、厚生労働省から、事業施行に向けた各種通知や取組事例等も発信していく予定である（図9）。本日の内容をご覧になり興味を持っていただいた方々には、これらの情報もご覧いただければ幸いである。



(図9) 重層的支援体制整備事業の施行に向けたスケジュール (イメージ)

# 「子供虐待防止に必要な早期支援について」

増沢 高 氏

(子どもの虹情報研修センター 研究部長)

## 1. はじめに

近年、児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、子供の生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。児童虐待の解決には、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子供の自立支援まで、切れ目ない総合的な対策を進めることが必要である。本講義では児童虐待に関する現状や課題を押さえた上で、最近の具体的な動向や事例について説明する。

## 2. 児童虐待対応の概況

### (1) 児童虐待の法律上の定義

「児童虐待の防止等に関する法律」（通称 児童虐待防止法）において定義されている「児童虐待」とされる行為は以下の4つであり、日本では、その主体は保護者とされている。

- ・身体的虐待 physical abuse
- ・性的虐待 sexual abuse
- ・ネグレクト neglect
- ・心理的虐待 emotional abuse

#### 要保護児童とは

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。  
(児童福祉法第6条の三第8項)

#### 要支援児童等とは

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要支援児童）及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）。  
(児童福祉法第6条の三第5項)

#### 社会的養護とは

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

### (2) 児童虐待対応の基本

児童虐待対応の基本となる3つの段階を以下のとおり確認する。

#### ①発生予防

虐待が起きないように、子育て家庭を支援していく段階。

特定妊婦も含めて、妊娠期から切れ目のない支援を行っていく必要がある。また、一般の子育て支援と併せて、ハイリスクケース（要支援・要保護児童）への支援をより早期から丁寧に行っていくということが重要となる。

## ② 通告・調査・介入

発生した虐待に対して、早期に対応する段階。

児童福祉法において、「国民は通告の義務がある」と定められており、児童相談所や市区町村に連絡する、若しくは全国共通ダイヤル「189」を使用すれば通告ができる。通告を受けた児童相談所並びに市区町村は、48時間以内に目視による安全確認をすることが基本となっている。安全確認ができない場合、児童相談所は調査権限により家庭を訪問し、親の同意なく立ち入り調査を行うことができる。

仮に、子供が深刻な状態にあれば、原則として親の同意なく一時保護が可能であることとなっているが、その後の支援を鑑み、基本的には親に同意を得て一時保護するのが、一般的な流れである。

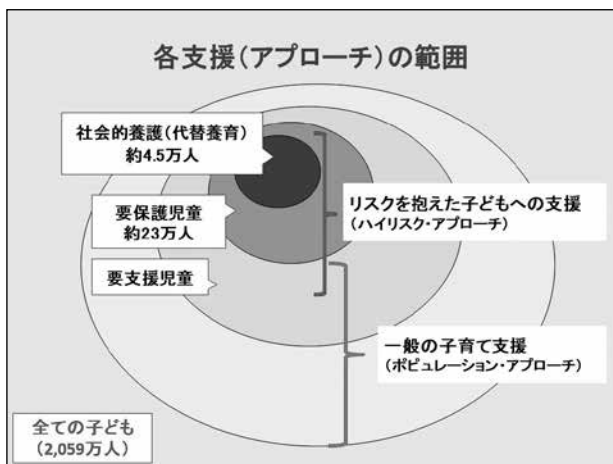
## ③ 支援

子供の回復と自立支援、そして親子関係再構築の段階。

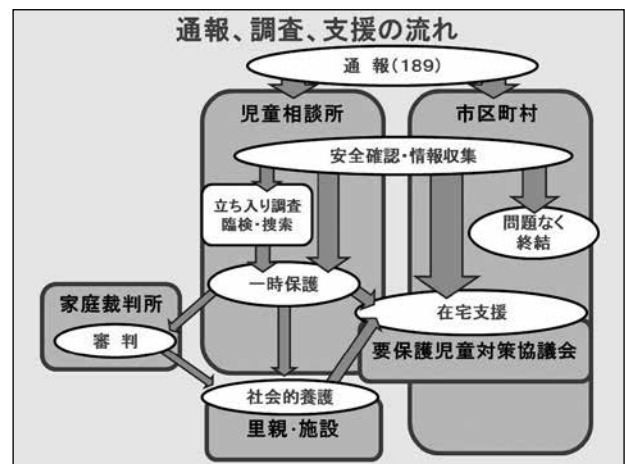
「在宅による支援」と「代替養育における支援」の2つの形態がある。代替養育とは、社会的養護(里親委託、施設入所)を指す。

児童虐待対応の究極の目的は、「虐待を受けた子供が大人になったときに、虐待しない親になる」ということ。世代をまたいで虐待が繰り返されることを「世代間伝達」と呼び、それを防止することが重要となる。

各支援の範囲(図1)及び通告、調査、支援の流れ(図2)を図示したものが次のとおりである。



(図1) 各支援(アプローチ)の範囲



(図2) 通告、調査、支援の流れ

図1のとおり、一般の子育て支援をポピュレーション・アプローチと呼び、リスクを抱えた子供への支援をハイリスク・アプローチと呼ぶ。市区町村は、ポピュレーション・アプローチからハイリスクケースを扱い、児童相談所は、ハイリスク・アプローチがより濃密になる。

## (3) 児童虐待の対応状況

### ① 児童虐待相談対応件数の推移

厚生労働省が発表している児童相談所及び市区町村における児童虐待相談対応件数をみると、1990年度の1,101件以降、前年を下回ることなく増加し続けている。2000年に児童虐待防止法が制定され、その年は17,725件、その後も増え続け、2019年は、193,780件(速報値)となっている(図3)。

増加の要因は、児童虐待そのものが増加しているというより、様々な政策が講じられ、取組が進んだ結果、これまで非常に見えづかった家庭内の虐待が、顕在化され、支援の対象になったと考えられる。

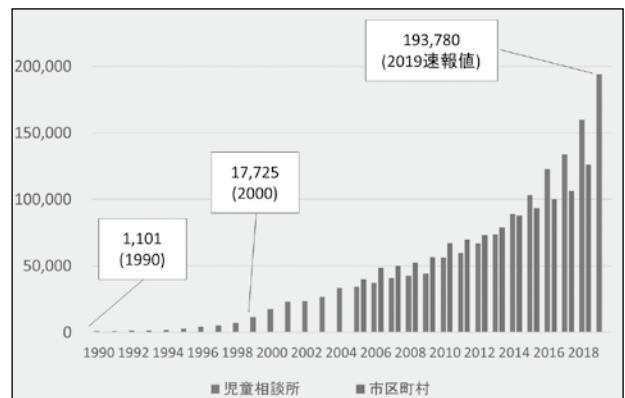
### ②児童相談所における虐待相談の対応状況

平成30年度の児童相談所における虐待相談の対応状況については厚生労働省が実施した「平成30年度福祉行政報告例の概況」の結果をみると、80%以上が面接指導であり、社会的養護（施設入所等や里親等委託）の対象は、全体の3%にも満たない。さらに、施設入所等の内訳をみると、児童養護施設が60%以上を占めている（図4）。

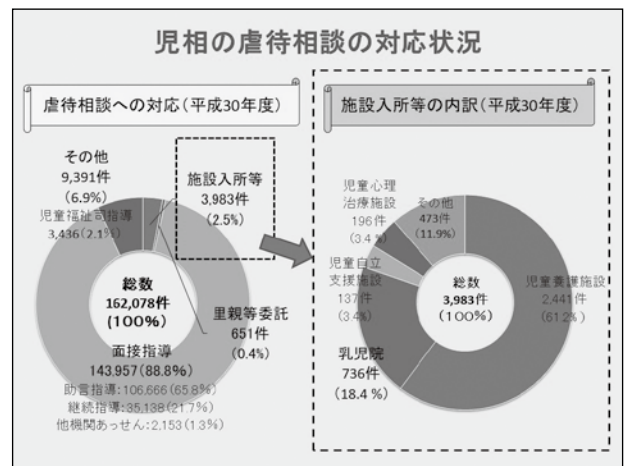
児童自立支援施設は非行傾向の強い子供を対象に、児童心理治療施設は治療を必要としている子供を対象にしている。

### ③社会的養護の現状

社会的養護の現状（里親数、施設数、児童数等）は次のとおりである（図5）。



(図3) 児童虐待相談対応件数 (児童相談所/市区町村)  
(出典：厚生労働省行政報告)



(図4) 児童相談所における虐待相談の対応状況

(出典：平成30年度福祉行政報告例の概況：令和2年1月30日 厚生労働省)

(1) 里親数、施設数、児童数等							
保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。							
里親委託 (里親は重複登録有り)	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	ファミリーホーム		
	登録里親数	委託里親数	委託児童数		ホーム数	372か所	
	12,315世帯	4,379世帯	5,556人		委託児童数	1,548人	
区分	養育里親	3,441世帯	4,235人				
	専門里親	702世帯	193世帯	223人			
	養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人			
	親族里親	588世帯	558世帯	777人			
施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム	
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等	
施設数	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所	
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人	
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人	
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人	
小規模グループケア	1,790か所						
地域小規模児童養護施設	423か所						

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成31年3月末現在)  
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成30年10月1日現在)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成30年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成31年3月1日現在)  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

(図5) 社会的養護の現状 (里親数、施設数、児童数等)

(出典：社会的養育の推進に向けて：令和2年10月 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)



里親とは、一般の家庭において養育する支援、ファミリーホームは、行政機関が用意した住居において、養育者が家庭養護を行う支援である。社会的養護の対象児童は、約 45,000 人であり、国内全児童数の約 0.25% にあたる。彼らは、通常の学区に通うため、学校関係者や地域の方が、このような児童が地域で暮らしていると認識することが重要である。

#### ④児童虐待による死亡事例

心中以外の虐待死の特徴は、0 歳児が 40% 以上と圧倒的に多く、3 歳未満で半数を超える（図 6）。これは、妊娠期・周産期に既に問題を抱えていることが大きく影響しており、そのような妊婦をどう支援の場に繋げていくかが重要な視点となる。

心中による虐待死の特徴は、保護者の精神疾患・精神不安が加害の動機として最も多いということを確認する必要がある。

	第15次報告 (2017年4月1日～2018年3月末日)			第16次報告 (2018年4月1日～2019年3月末日)		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計
事例数	50(23)	8(0)	58(23)	51(22)	13(2)	64(24)
人数	52(23)	13(0)	65(23)	54(22)	19(3)	73(25)

心中以外の虐待死の特徴(第16次報告)  
 0歳児が22人(40.7%) 内0か月が7人(31.8%)  
 3歳未満が31人(57.4%)で半数を超える。  
 主たる加害者は実母が25人(46.3%)で最も多い  
 直接の死因は頭部外傷が10人(28.6%)  
 妊娠期・周産期における問題では、「遺棄」が19人(35.2%)で最も多く、「予期しない妊娠・計画していない妊娠」が13人(24.1%)、「妊婦健康診査未受診」が12人(22.2%)

心中による虐待死の特徴(第16次報告)  
 主たる加害者は実父母が9人(69.2%)と最も多い  
 加害の動機は、「保護者の精神疾患・精神不安」が7人(57.9%)で最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」が7人(36.8%)

(図 6) 児童虐待による死亡事例

(出典：子供虐待による死亡事例等の検証結果等について・第 16 次報告：令和 2 年 9 月 社会保障審議会児童部会専門委員会)

### 3. 虐待・マルトリートメントと逆境体験 その影響

#### (1) 虐待 (アブユーズ：abuse) と不適切養育 (マルトリートメント：maltreatment)

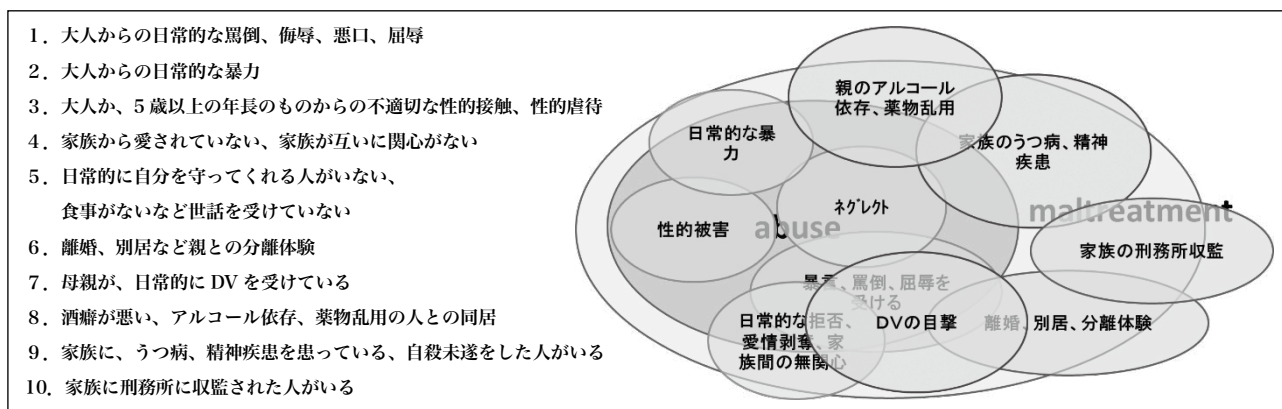
虐待 (abuse) とは、「abu」 + 「use」であり、「異常な形で使用する」という意味である。つまり、支配、服従の人間関係のもと、大人の要求に子供が利用されるという形態が虐待の本質にある。

一方で、子供を大切にしたいと思っはいるが不適切な対応をしてしまうケースは、不適切養育 (マルトリートメント：maltreatment) と呼ぶ。

#### (2) 小児期の逆境体験 (Adverse Childhood Experiences：ACEs)

30 年以上にわたってアメリカで追跡調査が行われた結果、リスクを抱えた大人の小児期の体験 (逆境体験) として、10 の体験が挙げられた。これをアブユーズとマルトリートメントの領域にレイティングしたものが、図のとおりである (図 7)。

これらの体験は相互に関係し合っており、ある問題を放置していると、深刻な虐待へと移行するとされている。従って、周辺の問題も認識の中に入れて、支援することが重要である。



(図 7) 虐待・マルトリートメントと逆境状況

(出典：Donna Jackson Nakagawa, (2015) Childhood Disrupted 清水由紀子=訳 (2018) 小児期のトラウマがもたらす病. パンローリング株式会社)

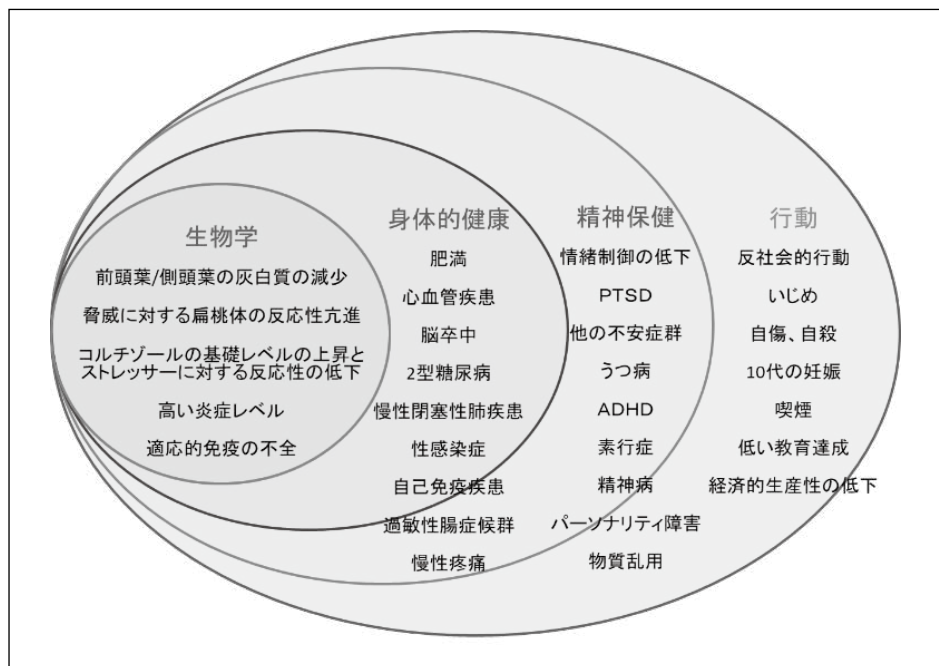


### (3) マルトリートメントの影響

マルトリートメントの影響については、次のとおりエビデンス等が示されている。

- ・子供のマルトリートメントは後の疾病、社会経済的不利、犯罪に関連する主要なリスク要因である。(Gilbert et al.2009)
- ・健康への有害な影響は成人期にも及ぶ。(Danese et al.2009)
- ・低学歴、低賃金、犯罪の可能性が高い。(Currie & Widom,2010)
- ・マルトリートメントは、多くのレベルで発達に影響をもたらす可能性がある。

心理学的には無力さや恥の感覚を経験し、自分は価値がなく愛されていないという気持ちを内在化する。時間経過とともに、このような感覚は、低い自尊感情と否定的な自己スキームのパターン、自己効力感の低下、精神病理への脆弱性を高めることに寄与する可能性がある。(Andrea Danese and Eamon McCrory .2015. 小野善郎訳, 2018 ) (図8)



(図8) 子供のマルトリートメントと子供の頃に虐待を受けた成人の  
生物学的、心理学的、医学的な結果

(出典：Andrea Danese and Eamon McCrory .2015. 小野善郎訳, 2018 )

以上を鑑みても、子供の逆境状況に気づき、早期に支援を介して、予後の悪化を防ぐことが重要である。

## 4. 小児期の逆境体験の本質的な問題 —トラウマとアタッチメント障害—

### (1) トラウマとなる可能性がある体験と保護要件

トラウマとなる可能性がある体験とは、耐え難い恐怖体験、その目撃、それを聴くこと、その体験者と関わることが挙げられる。一般的には、事故・災害等日常の中で突然起こる出来事を思い浮かべるだろう。しかし、慢性的、持続的な逆境体験もトラウマとなり得る体験であり、むしろより深刻となる可能性もある。

これらを体験すればトラウマが発症するわけではなく、保護要件（発達年齢、過敏さ、養育環境、ストレス状況）が、トラウマとなるか否かに影響する。例えば、ストレスの低い環境であれば、トラウマとはならない体験が、コロナ禍で高いストレス状況でトラウマとなることも有り得る。ここで重要となるのは、養育環境（安全感の輪）である。恐怖体験を目の当たりにした際に、大人が笑顔を見せることで、恐怖体験を克服していくことができる。

## (2) 子供の PTSD 症状

### トラウマを抱えた子供の PTSD 症状

1. 再体験  
遊びでの再現、悪夢 / フラッシュバック
2. 回避症状  
感情の解離、否認 / 委縮、引きこもり / 外傷体験を思い出させる場面で活動性が下がる
3. 陰性の認知、気分  
どうせうまくいかない、嫌な人だらけなどマイナスな認知 / 嫌なことばかり、悲しいことばかりと常に感じている
4. 過剰覚醒  
入眠時のいらいら、眠りに入れない、眠りの浅さ、夜驚 / 過度な警戒、恐がり、注意集中困難、集中力の減少 / 苛立たしさ、怒りの爆発、激しい痛癢

「再体験」とは、遊びで再現する、悪夢として見る、フラッシュバックといった症状のことである。フラッシュバックとは、自分が受けた恐怖体験と似たような状況や刺激（匂い、音、言葉等）があったとき、突然記憶が呼び覚まされ、パニックを起こすような症状である。

「回避症状」とは、恐怖体験を全く思い出せない、あるいはイメージとしては思い浮かべてもそのときの感覚や感情が戻ってこない症状のことである。外傷体験を思い出させる場面で活動性が下がるケースの例として、給食を食べるときなどに嫌な表情になる、落ち着かなくなる、という状況が見られる場合は、食事の場面で日常的暴力を受けていた可能性がある。

「陰性の認知、気分」とは、「どうせうまくいかない」「みんなが自分を嫌っている」と考えてしまう症状のことである。子供は基本的にポジティブな傾向にあるが、「陰性の認知、気分」がみられる場合は、PTSD である可能性がある。小学校低学年の子供であっても悲観的な発言をするケースも少なくない。

「過剰覚醒」とは、「また恐怖体験が起こるのではないか」といつも警戒している子供に現れる症状のことである。その症状には、注意集中困難や集中力の減少も含まれる。これらは、ADHD と診断される場合があるが、神経学的な症状である場合と、トラウマとしての症状である場合があり、その違いは、背景の恐怖の有無にある。支援者は、その認識のもと、その背景を読み取る必要がある。

## (3) I 型（単回性）トラウマと II 型（慢性反復性）トラウマ

世界保健機関（WHO）の国際疾病分類第 11 版（ICD-11）により、トラウマは、I 型（単回性）トラウマと II 型（慢性反復性）トラウマに区別されている。

### I 型（単回性）トラウマと II 型（慢性反復性）トラウマ

- |  |   |
|--|---|
| <p>1. I 型（単回性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回の耐え難い恐怖体験の後遺症</li> <li>・ 単回性 PTSD (Herman,1992)<br/>災害、事故、事件など</li> </ul> | <p>2. II 型（慢性反復性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰り返しの外傷的体験</li> <li>・ 複雑性 PTSD (Herman,1992)</li> <li>・ 発達性トラウマ(van der Kolk,1996)<br/>繰り返される逆境体験など</li> </ul> |
|--|---|

小児期の逆境体験は、II 型トラウマと考えられるが、同時に I 型トラウマを抱えている場合も少なくない。

## (4) アタッチメント障害について

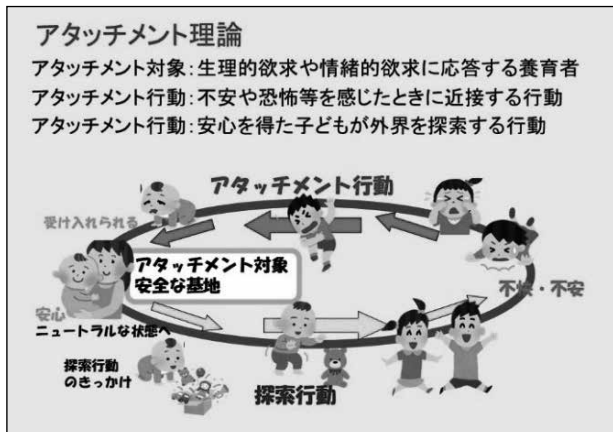
### ①アタッチメント理論

子供は、不快・不安・恐怖を感じたとき、大人に安心を求めて近づいてくる。これを、アタッチメント行動という。アタッチメント行動をとるとき、子供は解離的な状態（周りの感覚を遮断している状態）にある。アタッチメント対象（生理的欲求や情緒的欲求に応答する養育者）に受け入れられ、安心を得た子供は、ニュートラルな状態（心が外に開かれた状態）になり、探索行動（安心

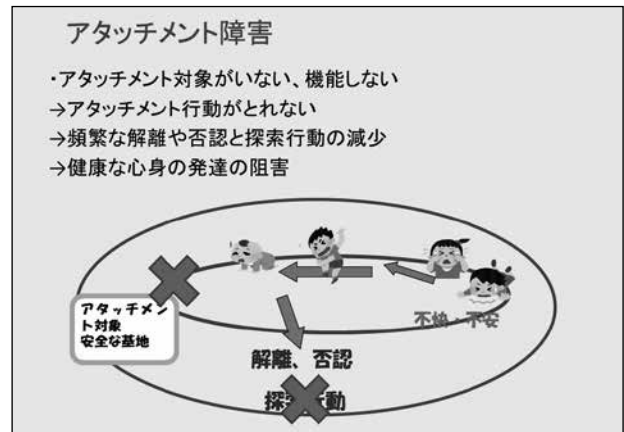
を得た子供が外界を探索する行動)に移ることができる。探索行動の累積が、子供の知識や技術の成長を支える。このサイクルが主体的に展開されるためには、アタッチメント行動を保障する関係性が成立していなければ成り立たない(図9)。

## ②アタッチメント障害

アタッチメント障害とは、アタッチメント対象がいなく、若しくは機能しない状態で、アタッチメント行動がとれず、頻繁な解離と否認、そして探索行動の減少により、健康な心身の発達の障害が生じることをいう。アタッチメント障害の状況にある子供に、知的な遅れが生じるということも十分に考えられる(図10)。



(図9) アタッチメント理論について



(図10) アタッチメント障害

## (5) PTSD とアタッチメント障害の関係性

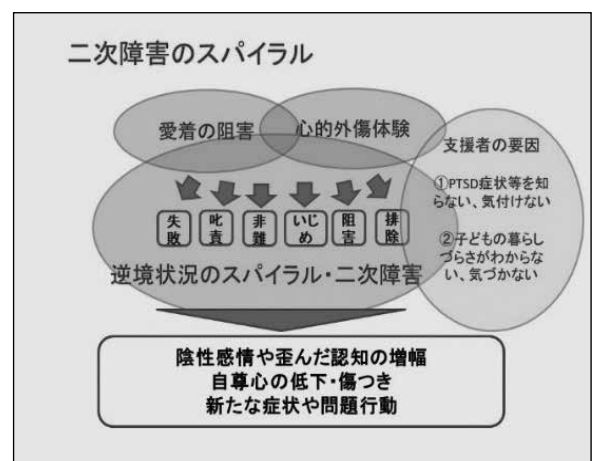
子供にとっては、様々な対象が恐怖体験となりうる。例えば、大人にとっては恐怖体験とは言えない遊園地の乗り物も初めて乗る子供にとっては恐怖体験となり得る。しかし、一般的な家庭では、アタッチメント理論におけるサイクルが機能し、トラウマに移行しづらい、若しくはトラウマを抱えたとしても回復力と自然寛解の可能性は高い。遊園地の乗り物に乗っているときに隣で大人が笑顔を見せれば、恐怖の対象ではないと理解ができる。そのようにして恐怖を克服することが、心を育てていると考えられる。しかし、そのような環境がないと、トラウマとして残っていく。(I型 PTSD、愛着障害)

さらに、その状態を放置し年齢を重ねていくと、その環境自体が慢性反復性トラウマ体験となってしまう、より深刻な障害へと発展する。(II型 PTSD、D型愛着障害)

## (6) 二次障害のスパイラル

愛着の障害と心的外傷体験を背景に、子供が失敗を繰り返すとき、その背景を知らない家庭外の大人等による叱責、非難、いじめ、障害、排除が生まれる可能性がある。そういった環境の中で、支援者の要因(「PTSD症状等を知らない、気付けない」「子供の暮らしづらさがわからない、気付かない」)が、逆境状況のスパイラルが生み、深刻な二次障害(陰性感情や歪んだ認知の増幅/自尊心の低下・傷つき/新たな症状や問題行動)に発展する(図11)。

やがて思春期を過ぎると、マルトリートメントの課題を抱えたまま虐待する親となる、というメカニズムである。



(図11) 二次障害のスパイラル



## 5. 逆境状況にいる子供への早期支援

二次障害のスパイラルに対応するため、家庭だけの問題ではない地域の問題として見つめ直さなければならない。子供の逆境状況に早期に気づき、早期に支援を開始して重症化（深刻な虐待）を防ぐことが重要となる。そのためには、子供に身近な機関や支援者の協働による支援が必要となる。

地域での協働による支援の具体例として、次の3例を挙げる。

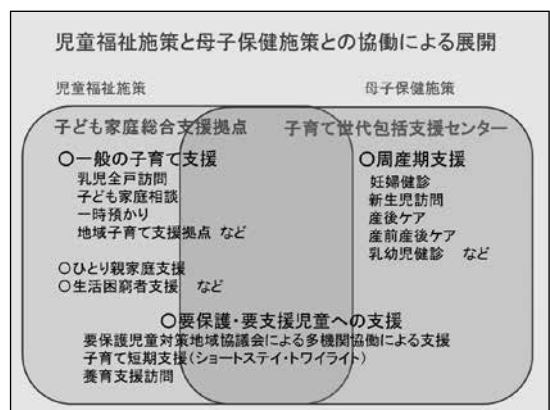
### (1) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童は複合的なリスクを抱えていることから、各リスクの支援を専門とする機関が協働しなければ支援は成り立たない。これは、児童虐待対応における世界的な基本事項である。日本ではその枠組みとして、要保護児童対策地域協議会が、市町村に設置され、関係機関の調整を担っている。コロナ禍では、様々な機関の連携がより一層求められている。(例：民間団体と連携した「子ども食堂」支援)

### (2) 児童福祉施策と母子保健施策との協働による展開

市町村では、児童福祉施策と母子保健施策の2つの施策を協働させて展開することとなっている(図12)。

周産期支援から要保護児童の支援まで、連続性を持って統合的に展開することが市町村に求められている。特に現在は、コロナ禍特有の課題対応が、求められている。(例：里帰りのできない親の子育て支援)



(図12) 児童福祉施策と母子保健施策との協働による展開

### (3) 子供に身近な保育園や学校の重要性

家庭でアタッチメントのサイクルが回らず、トラウマを抱えた子供にとって、保育士や教員が、保育園や学校で、アタッチメントのサイクルを構築することで、安心して頼れる大人となることは、非常に重要な回復の手立てとなる。

## 6. おわりに

児童虐待対応の究極の目的は、世代間連鎖を防止することであると考えられる。世代間で虐待が連鎖する率は、30～40%と言われ、60～70%は連鎖から脱している。そこで、「連鎖を断つ要素(Stevenson,J.1999)」として、3つの共通する要件が挙げられていることを紹介する。

#### ・子供に力がある

小児期に逆境体験を経ているとしても、「絵がうまい」「運動能力が高い」など自身が持つ魅力に気づき、その魅力を自分の資源として、ネガティブな自己認知を肯定的なものに変えていくことは非常に重要となる。

#### ・子供と家族に心の絆がある

虐待のある家庭であっても「子供が親を慕う」という気持ちがあることが重要で、例えば愛着の対象とならなかったとしても、子供は「何とか良い親になって欲しい」という一心で関わる。支援する側は、親と子供が安心して関われる時間と場所を作るということも必要になる。

#### ・家族以外の信頼できる人に会い支えられること

アタッチメントのサイクルが家庭で十分でない場合も、家庭以外の場がアタッチメントのサイクルの場となることはとても重要であり、子供から信頼される手助けのできる大人に出会えるかどうか、世代間連鎖の道を分けている。



# 「新時代における不登校支援のあり方 ～子どもが安心して学び育つ～」

奥地 圭子 氏

(NPO 法人登校拒否不登校を考える全国ネットワーク 代表理事)

## 1. はじめに

2016年12月に超党派フリースクール等議員連盟により提出された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されたことにより、日本社会における不登校の捉え方が大きく変化したが、この2年で小・中学生の不登校児童生徒数が約2万人ずつ増加しており、不登校支援のさらなる充実が求められている。

本講義では、不登校の現状について歴史を踏まえながら解説するとともに、現代における不登校支援の在り方とその取組内容について紹介する。

## 2. 不登校の概要

### (1) 不登校の定義

不登校の定義については、文部科学省が1998年に「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義し、これ以前は登校拒否や学校嫌いという言葉方をしていた。

### (2) 不登校の現状

不登校児童及び生徒の現状について、文部科学省が実施している「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果をみると、小・中学生の不登校児童生徒数は181,272人であり、前年、前々年と比較すると約2万人ずつ増加しており、1,000人あたり18.8人と過去最多の数値となっている。なお、高校生の不登校生徒数は50,100人と前年の52,723人と比較すると減少している。

過去の調査結果をみると、小・中学生の不登校数は1998年から高い水準で推移しており、現在も増加傾向にある(図1)。日本は就学率が高く学校制度が整った国ではあるが、同時に学校と距離を置く子供が増えている国でもあることが分かる。



(図1) 小・中学生の不登校数の推移

※長期欠席(不登校等)の調査については、平成27年度より学校基本調査から児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査へ移行している。

### (3) 近年の不登校の特徴

近年の不登校の特徴は、①義務教育期間の不登校の増加が顕著（1年に約2万人）、②長期の不登校が多い（90日以上の欠席が56%）、③小学生の不登校の増加が顕著（5年前（平成26年）の数値と比較すると小学生の増加率が2.13倍、中学生の増加率が1.43倍）であることの大きく3つである。

また、2018年に公益財団法人日本財団が実施した「不登校傾向にある子どもの実施調査」の結果をみると、学校には登校するが授業に出席せずに保健室や相談室等で過ごす、給食の時間や放課後のみ登校するといった「かくれ不登校」と呼ばれる不登校予備軍の子供が、中学生で約33万人と推計される。

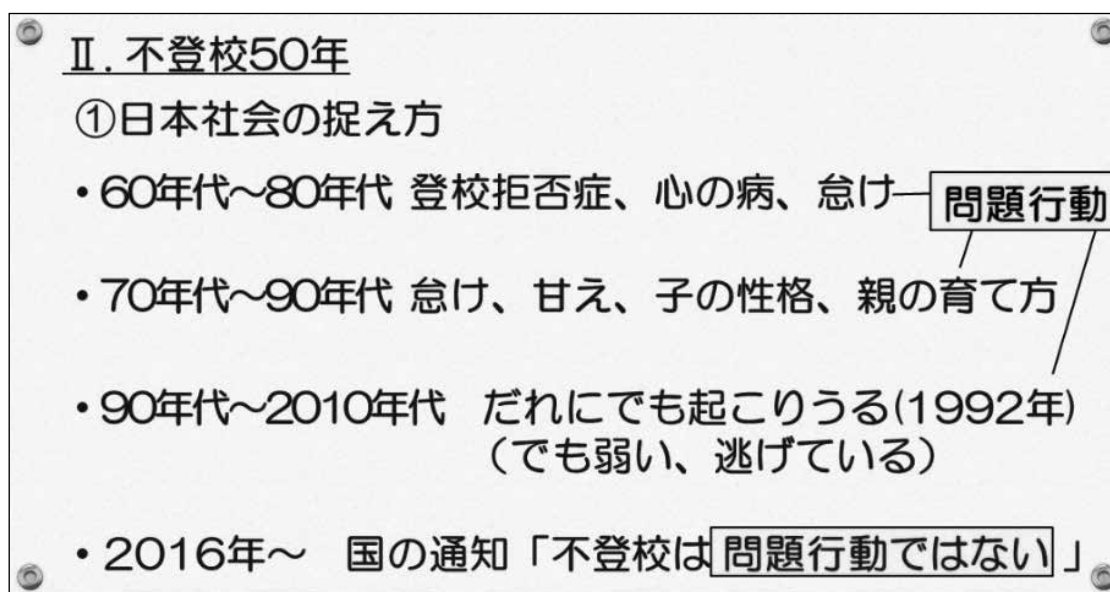
### (4) 不登校の歴史

#### ①日本社会の捉え方

日本において不登校に関する調査が実施されるようになってから約50年となるが、この50年の日本社会における不登校の捉え方が変化してきた。

60～80年代においては「登校拒否症、心の病、怠け」、70～90年代においては「怠け、甘え、子供の性格に問題がある、親の育て方に問題がある」、90年代～2000年代に入ってから「だれにでも起こりうるが、弱い子供、逃げている子供」と児童・生徒の問題行動として捉えられてきた。

しかし、2016年の文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」において、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない」と示された(図2)。

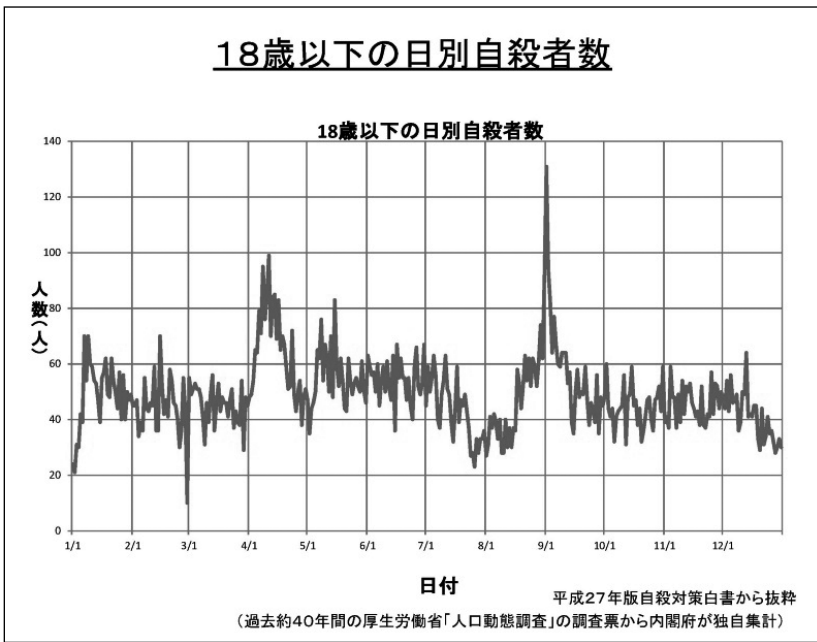


(図2) 日本社会における不登校の捉え方の歴史

#### ②日本社会の不登校への対応

教育行政や学校では子供の気持ちよりも学校復帰が優先され、家庭においても登校が強制、催促されていたが、それでも登校できない場合は病気のような扱いをされていた。現代社会は学歴社会であり、「学校は行ってあたりまえで行かないと普通ではない」という認識の中、平成27年の厚生労働省の日別自殺者数の調査により、長期休み明けの青少年の自殺が多いことが明らかになった(図3)。

これにより、青少年の自殺の要因はいじめだけでなく、「いじめを受けても学校へ登校しなければならない、学校から逃れられない」というプレッシャーに起因するものの可能性についても示唆された。



(図3) 18歳以下の日別自殺者数 (出典：平成27年版自殺対策白書から抜粋)

### 3. 不登校の子供に必要な教育

#### (1) 不登校への理解

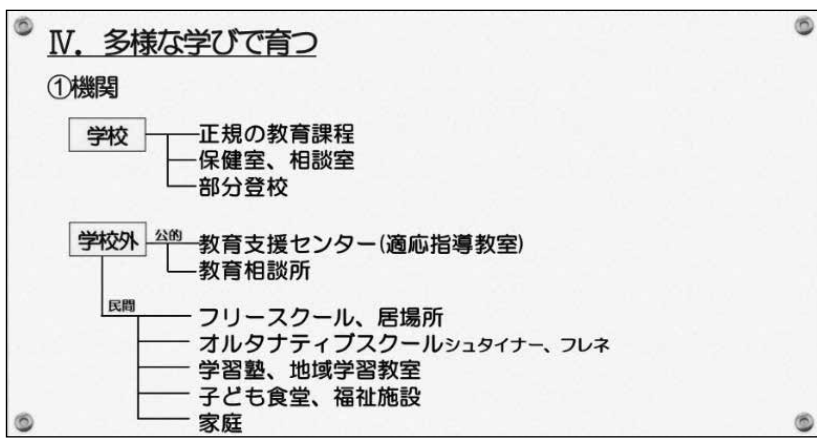
不登校に関する理解を深めるためには、①子供の立場に立つこと、②その子供にとって登校し続ける方が何らかのマイナスになること、③学校が苦しい、合わない子供が確実にいること、④不登校は子供（いのち）と学校（制度）のミスマッチであることの4点を押さえる必要がある。

不登校への対応としては、不登校は学校へ戻すべき状態ではなく、その子にとって存在が否定されることのないような安心できる環境づくりが重要であるという認識をもつこと、また、子供の命は受けとめられてこそ成長力を発揮できるので、「個」育てを行う必要がある。

そのうえで、まずは義務教育に対する大人の価値観を変えることが必要となる。憲法では「全ての子に学ぶ権利を保障」されており、義務教育とは「子供の権利を保障する大人の義務（行政の学校設置、保護者の就学義務）」であるが、登校が子供の義務という勘違いが起きている。これは学ぶということが学校教育法でしか定められていないことが原因であると考えられる。

#### (2) 多様な学びで育つ

学校は正規の教育課程ではあるが、学校以外にも教育支援センターや教育相談所といった公的な施設やフリースクール等の民間施設がある（図4）。



(図4) 学校と学校以外の教育機関

世間的にはこのような機関で学ぶことが子供の自立につながるのか、またはどのように育つのだろうかという疑問や不安を抱く方が多いだろう。

例えば、東京シューレでは多様な学びが選べるよう、学校制度の中に位置づけられた不登校特例校や学校以外の施設として初等部から高等部までのフリースクール等の施設を運営するとともに、通学型ではなく、家を拠点に学ぶホームシューレという専門支援機関も運営している。高校生については高校と連携することでフリースクールやホームシューレでも高卒資格が取得できるようになっている(図5)。

② どう育つのか (自立に向けて実際)

・東京シューレは多様な学びを選べるようにしたい

	学校外	学校制度
ホーム シューレ	フリースクール 高等部	(連携による) 高校コース
	フリースクール 中等部	不登校特例校 中学校
	フリースクール 初等部	不登校特例校 小学校

(図5) 東京シューレの取組

ここでの教育を受けた子供たちの例は、次のとおりである。

#### Aさん (学校制度を活用しなかった例)

小学3年生より不登校になり、小学5年生からフリースクールへ通う。その後は学校には通学せずにフリースクールのみで育つが、鉄道会社でアルバイトをしながらフランス語を学び、フランスに語学留学をする。その経験から大手旅行会社で採用され、支店長を経て現在は本社に勤務するとともに、結婚して子育てを行っている。

#### Bさん (学校制度を活用した例)

小学5年生より不登校になり、小学6年生から高等部2年までフリースクールへ通う。フリースクールでの合宿や子供の交流企画等の経験から自然保護や動物に興味を示し、獣医になることを目標に高卒認定取得後、予備校を経て獣医学部のある大学へ進学する。その後、国家試験に合格して現在は水族館で勤務している。

AさんやBさんは、不登校を経験して学校での教育を受けずとも、フリースクール等で学び現代社会で活躍している。東京シューレでの具体的な取組については後半でも説明する。

## 4. 大きく変化した不登校施策

### (1) 「教育機会確保法」の制定

2016年12月に超党派フリースクール等議員連盟により「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」が提出、国会で制定された。この法律は不登校支援において最も重要な法律であり、フリースクール等に関わりのある市民から発案された法律でもある。



## (2) 法律の基本理念及び基本方針

教育機会確保法の基本理念は、教育基本法及び子どもの権利条約に則り、年齢や国籍を超えて、①全ての子にとっての安心な学校環境、②個々の不登校の状況に応じた支援、③不登校の子にとって安心な学校環境、④公民機関の密接な連携を整えることである。

この基本理念により、以下のことが認知されるようになった。

- ・あつてはならない不登校→不登校はある、支援する責務
- ・学校を休む必要性
- ・多様な学びの重要性
- ・公民連携による支援の推進

また、基本指針では、「不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること」「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、進路を主体的に捉え、社会的に自立することを旨とする」ことが示されている。

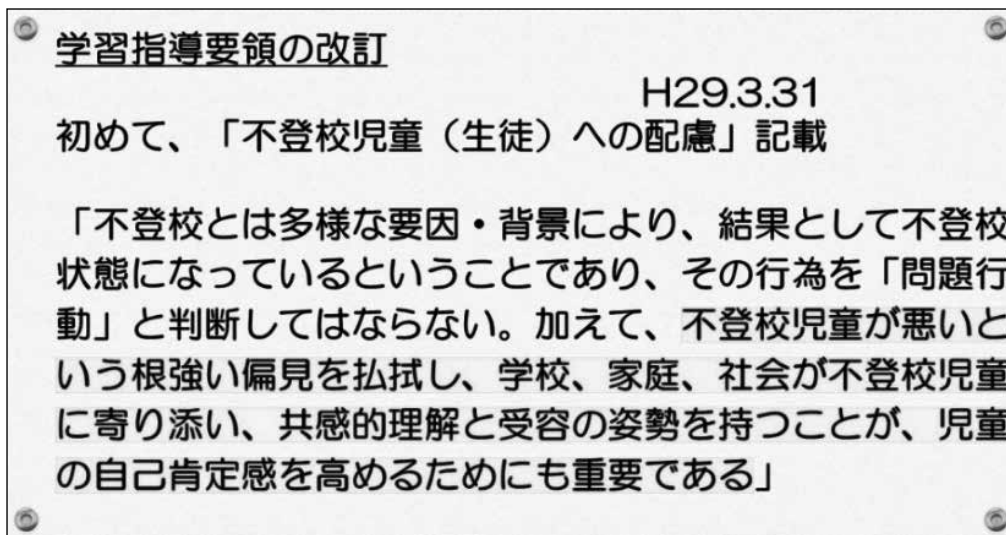
## (3) 教育委員会・学校と民間の連携による支援

教育機会確保法では公民連携による支援について、「相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取り組みを推進する」「特に、教育委員会と民間の団体が継続的に協議を行う連携協議会の設置や公と民との連携による施設の設置・運営など・・・推進する」ことが示されている。

東京シューレでは世田谷区教育委員会の委託を受け、世田谷区の中学校の跡地に建てられた複合施設において、ほっとスクール「希望丘」を運営している。この取組の特徴は、公民連携であること、フリースクールのような活動を無料で活用できるという点である。

## (4) 不登校支援に関する文部科学省の動向

教育機会確保法の制定により、学習指導要領に初めて不登校児童（生徒）への配慮に関する事項が記載された（図6）。



(図6) 学習指導要領の改訂内容

また、2019年10月25日に文部科学省より「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が出され、それまでの学校復帰が前提とされていた4つの通知が廃止された。この通知では、①学校復帰のみを目指させるのではなく社会的自立を目標とする支援を行うこと、②学校は、個々の状況に応じて、多様な教育機会を確保すること、③教育委員会は、保護者支援の充実と日頃からの民間等との情報交換をすることが求められている。

## 5. 不登校の子供及び保護者への対応

### (1) 子供の状態の理解

現代の子供は、少子化による大人からのプレッシャーや多様化・複雑化した大人社会、コロナ禍でよりストレス化した社会の影響など様々な影響を受けながら生活している。これに加えて不登校の子供は、不登校に至る経験のつらさや不登校を理解されない大変さ、周囲との人間関係に関する悩みなどの状況の中で生活している。

また、二次的症狀として、発熱や嘔吐といった身体症状や不眠やうつ状態といった精神的症狀が表れる場合や、昼夜逆転やひきこもりといった生活状況になる場合がある。

### (2) 不登校の子供への対応

不登校の子供の状態を理解したうえで、次のことに配慮しながら接することが必要である。

- ・子供の気持ちに立って考えること

こうあるべきというあるべき論や世間体、常識を気にした話はしない。

- ・寄り添うこと、共感すること

子供の発言を単純に鵜呑みにするのではなく、その発言の背景と感情の本質を読み取り対応することが重要である。

- ・ありのままの自分でいいと感じる対応

子供自身が自分を認められるよう、また自己肯定感を高めることができるように意識を変えていくことが必要である。

- ・一緒に考える、信頼感をつくる

子供の悩みについて、親子で一緒になって考えていくことで信頼感を築くことになる。

### (3) 保護者への対応

子供が育つうえで最も身近な環境は家庭であり、子供への対応と同様に、保護者への対応が重要である。まずは子供が行動に移せない理由が自己否定感や不安、絶望感であることを保護者に理解してもらうとともに、安心できる環境と自分のペースや気持ちを大事にしてくれる人を用意し、押しつけることのないように先の見通しを持てることが必要となる。具体的な対応方策は次のとおりである。

#### ①親の会とつながる

親が元気になると子供も元気になるといった実例が多く、親の会に参加することは以下の5つの利点があるため、参加を勧めるのがよい。

- ・他者の体験から学び合うことができる
- ・愚痴を言えるような関係ができ、保護者同士が支え合うことができる
- ・仲間ができて孤立しない
- ・情報を得ることで広い視野を持つことができる
- ・理解が進み、子供を信頼できるようになる

#### ②家庭での子供との関わり方

初期の状態であれば、休みを認めることが必要であり、無理に情報を聞き出すことや学校の話をするのは子供を苦しめるため、やりたいことを応援しながら、本人のペースや気持ちを尊重することの重要性を伝えている。

また、長く学校を休むと子供は少し元気になって落ち着くが、「元気が危険」という言葉が昔からあり、保護者の期待が膨らむと同時に子供が無理をするような時期でもあるため、本音で話することができる関係性を築くことの重要性を伝えている。

### ③不登校の子と家族の関係の調整

不登校の子供と家族の関係については、母親との関係性が強い場合が多いが、父親や兄弟、祖母との関係が崩れている場合もある。子供の状態を理解できずに刺激やストレスを与えてしまっている家族がいる場合は、家庭環境を整える必要があることを伝えている。

### ④学校外の社会資源の活用

親の会も含め相談機関や医療機関、教育支援センターなど様々な機関や施設があるため、まずは思い切って活用してみることを勧めている。その際、フリースクールなど子供が直接活用する施設の場合は、子供の意思を尊重することに注意しなければならないことを伝えている。

## (4) 学校における不登校の子供と保護者への対応

教員が子供や保護者の気持ちをよく聞くことが大切であり、そのうえで子供の意思を尊重しながら学校との関わり方について希望を把握することが重要である。また、休むことが問題ないことを伝えるとともに、教育支援センターやフリースクールが活用できて出席扱いとなること、通学定期も適用されることなどの情報を伝えて安心してもらうことも必要となる。

学校における対応の注意が必要な例として次にあげるものなどがあげられるが、学校側は良かれと実施したことであっても、子供や保護者の負担とならないように配慮することが最優先になる。

- ・クラス全員で手紙を書く
- ・行事の都度、誘いをかける
- ・他の生徒が朝の迎えと放課後にプリント類を持参する
- ・毎朝、学校に出欠の連絡をさせる

また、学校とフリースクールが連携したことにより、フリースクールに出席することで学校に出席したことと同様の扱いになったこと、出席報告書の提出や担任説明会などによってお互いの情報が交換できるようになったこと、教員の不登校の子供に対する意識が変わったことなどの効果が表れている。

## 6. 東京シュールへの取組

### (1) 東京シュールの理念

東京シュールでは次の5つの理念を大切にしながら活動している。

#### ・安心できる居場所

フリースクールは安心していられる子供・若者の居場所である。そのために「自分が自分であること」が大切であると考え、一人ひとりのペースを大切にしている。

#### ・やりたいことを応援

一人ひとりの「やりたいこと」を大切にしている。やりたいことが出てきたら、スタッフはどうしたら実現できるかを一緒に考え、子供が「自分らしく」成長していくサポートをしている。

#### ・自分で決めることを大切に

自分のことは自身で決めることを尊重している。週に何日通うか、いつ来ていつ帰るか、一日をどう過ごすかなど、自身で考え、ちょうどよいかかわり方を見つけてもらう。

#### ・子供たちで創る

主役は子供なので、子供たちが意見を出し合って決定・実行し、時には変更しながら学び成長する場を子供たちで創っている。

#### ・違いを尊重する

子供たち一人ひとりが個性も育ってきた状況も異なるため、上からの指示的な教育ではなく、一人ひとりの違いを受け止め合いながら、共に成長し合う場としている。

## (2) フリースクールの概要

フリースクールは、不登校の子供が増加し続けている状況の中、学校外の子供の居場所・学び場として設置されており、東京シュールのフリースクールの概要は次のとおりである。

- ・4ヶ所のスペースがあり、一か所は、子供が30～90人、スタッフが3～9人となっている。
- ・開設時間は学校の時間に合わせ、さらに新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて、10：30～16：00となっている。
- ・入退会と通所時間は自由となっており、入会条件は本人が入会を希望していることとなっている。また、東京シュールのフリースクールの特色は次のとおりである。
- ・子供が自ら考えてイベントを行うなど、子供がつくる、子供とつくる居場所になっている。
- ・小学生から高校生までの年齢の子供が異年齢で活動している。
- ・スタッフが活動内容を決めるのではなく、子供と一緒にミーティングをして活動内容やルールを決めている。
- ・高校コースがあり、希望者はフリースクールに通いながら高卒資格を取得することができる。
- ・フリースクールは公費支援がなされていないため、経済的に困難な家庭には会費減額措置制度が設けられている。

## (3) 不登校特例校の概要

不登校特例校は、教育機会確保法10条で定められている不登校支援の学校であり、多様で適切な教育機会を確保するため、特別な教育課程を編成して教育を実施することを目的に設置されている。対象は不登校の児童生徒であり、全国では、現在15校の特例校が設置されている。

東京シュールの不登校特例校の特色は次のとおりである。

- ・修学旅行や行事の実施等を決める学校運営会議やクラスミーティングに子供が参加するなど、子供がつくる、子供とつくる学校にしている。
- ・小学校、中学校とも異年齢で活動している。
- ・学校運営会議等を子供が主体となって企画・運営することで、個性や自主性が伸長する。
- ・学校と比較すると体験を重視し、学習の負担を減らすなど、子供が楽しく通えることを大事にしている。
- ・時間や科目を自分で設定できるマイコースや、家庭を中心に育っていくホームスクールホームなど、多様な通い方を認めている。

## 7. 不登校の今後の課題

不登校政策の今後の課題は以下のとおりである。

- ・不登校政策と対応の変化について、より多くの人に知ってもらうこと
- ・保護者を支え、保護者同士の繋がりをつくるといった支援を充実させること
- ・多様な学び、成長のあり方があることを日本社会に理解してもらうこと
- ・多様な学びについて、家庭や団体に対して継続的に支援すること
- ・公民連携による支援を充実させること

## 8. おわりに

昔に比べると不登校に対する考え方が社会全体で寛容になっており、支援も行いやすい状況ではあるが、多様な学びを求める子供や保護者に必要な情報や経済支援が届くように、公民がさらに連携を図ることが重要である。いずれは「不登校」という言葉（自己否定感につながる）をなくし、どこで学ぶかではなく「何をどう学ぶか」ということを大切にすることが、新時代における不登校支援の在り方であると考えられる。



# 「SNS に起因する青少年被害の現状と対策」

池辺 正典 氏

(文教大学情報学部情報システム学科 准教授)

## 1. はじめに

近年、インターネット上における児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となるなど公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる有害情報の流通が社会問題となっている。本講義では SNS 問題に関する現状や課題をpushした上で、最近の具体的な動向や事例について説明する。

## 2. SNS 問題に関する現状や課題

### (1) SNS の基本知識について

#### ① SNS 等の各種サービスについて

青少年が利用する SNS やアプリ等の中で代表的なものの種類及び特徴は次のとおりである(図1)。

### SNSの基本知識について ～SNS等の各種サービスについて～

- ・ SNSやアプリ等の青少年が利用する中で利用者の多いものは以下の通り
- ・ その他ではカラオケアプリやバトルロイヤルゲームの利用増加に伴いトラブルも見られる

メッセージアプリ 例) LINE	マイクログ型SNS 例) Twitter	日記型SNS 例) Facebook, mixi	動画投稿型SNS 例) Youtube, TikTok	写真共有型SNS 例) Instagram
少人数での会話等に利用。スマートフォン、タブレットの利用者増普及 	比較的少ない文字数での情報発信媒体。検索性が高い 	SNS普及初期からのサービスで法人利用が多いが近年は減少傾向 	スマートフォンやタブレットの普及で小学生を中心に利用者が増加傾向 	写真共有サービス、青少年の利用増加に伴いトラブルの増加傾向 

**サービスの検索性や情報量に注意**

LINE, <https://line.me/ja/>  
 Twitter, <https://twitter.com/>  
 Facebook, <https://ja-jp.facebook.com/>  
 Youtube, <https://www.youtube.com/>  
 Instagram, <https://www.instagram.com/>

文教大学情報学部  
Faculty of Information and communications

(図1) SNS 等各種サービスの種類及び特徴

Twitter 等は検索性が高いことから拡散がしやすい媒体である。また、動画や写真の共有についてはテキストよりも情報量が多いため、個人情報も含みやすく個人の特典に繋がるリスクが高い。このほかにも新型コロナウイルス感染症流行に伴い、カラオケアプリやバトルロイヤルゲームなどの普及が進み、これらに関する青少年のトラブルなども発生し始めている。

#### ②各メディア等のトレンドの変化について

Google Trends による検索エンジンでの代表的な SNS 等の各種サービスの検索数の経年変化をみると、Twitter、Youtube、Instagram 及び LINE については 2010 年頃を境に増加傾向にあり、特に Youtube、Instagram のここ数年の増加が顕著である。一方 Facebook については 2013 年頃をピークに減少傾向にある。新型コロナウイルス感染症流行に伴い発令された 2020 年 4 月の緊急

基調講演  
行政説明

研究講義・分科会

事態宣言期においてはどのサービスに関しても検索数が増加しており、検索数の増加から利用者も増加していることが推察される。

### ③サービスの利用規約等のルールについて

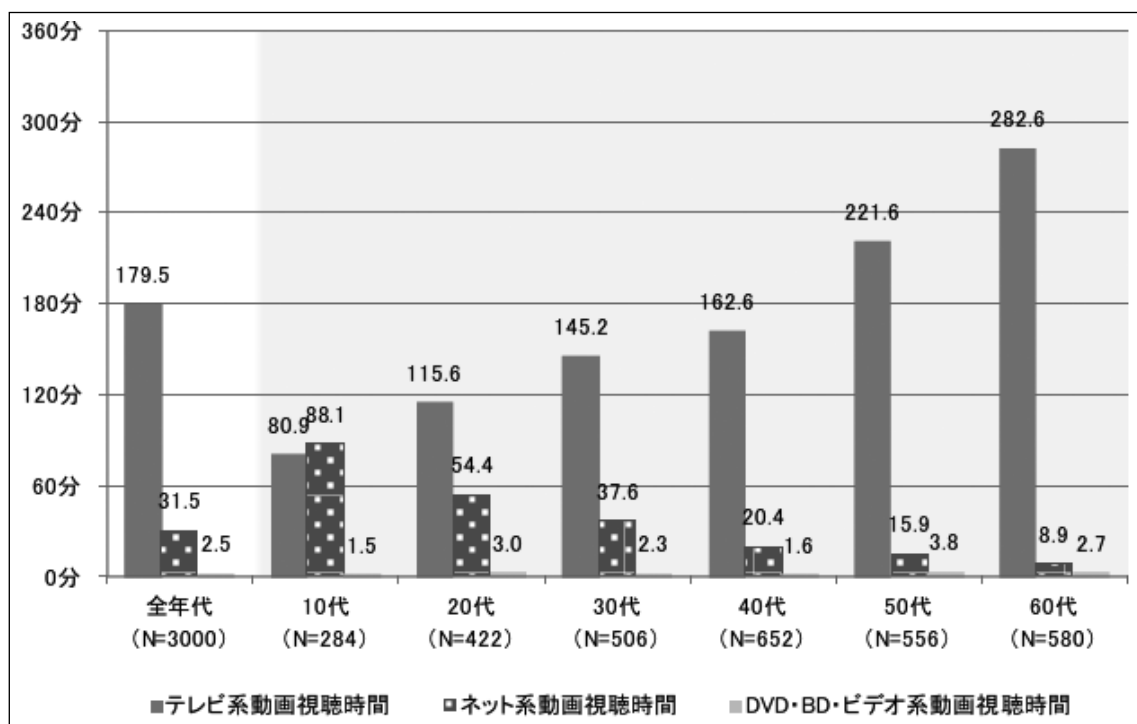
SNS等のサービスにはポリシー等のルールが設定されており、例えばTwitter社では「児童の性的搾取に関するポリシー」及び「強制的対応の適用レベルと適用範囲」が設定されており、前者のルールに違反した場合には「ツイートの非表示や削除要請」、「アカウントの凍結」等が行われることが示され、その具体的な基準が後者のルールとなっている。各サービス事業者の対応は機械的な自動処理と個別の対応があると考えられる。

## (2) 青少年の SNS 利用の現状

青少年の SNS 利用の現状について総務省が毎年実施している「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」の結果をもとにみていく。

### ①年代別メディア利用動向

国内の年代別のメディア利用動向をみると、テレビ及びインターネットの利用については10代・20代の若い世代ほどインターネットの利用の方が多く、年代が上がるにしたがってこれが逆転し、50代・60代ではテレビの利用の方が多くなっている。動画データの視聴媒体については全年代全体としてテレビでの視聴の割合がインターネットでの視聴の割合が高いものの、10代に限ってはインターネットでの視聴の割合の方が高くなっている(図2)。



(図2) 【令和元年度】[平日]動画系メディアの平均利用時間(全年代・年代別)

(出典：令和元年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書：令和2年9月 総務省情報通信政策研究所)

### ②サービス別 SNS 利用動向

SNSのサービス別の利用動向をみると、LINEやYoutubeについては60代を除く年代で利用率80%程度となっており全年代での普及が進んでいる。Instagramは10～20代で、TikTokは10代で、Facebookは30代での利用の割合が高い傾向にある(表1)。

(表1) 【令和元年度】主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(全年代・年代別)

	全年代(N=1500)	10代(N=142)	20代(N=211)	30代(N=253)	40代(N=326)	50代(N=278)	60代(N=290)	男性(N=758)	女性(N=742)
LINE	86.9%	94.4%	95.7%	94.9%	89.3%	86.3%	67.9%	85.1%	88.8%
Twitter	38.7%	69.0%	69.7%	47.8%	33.4%	28.1%	9.3%	41.8%	35.4%
Facebook	32.7%	28.9%	39.3%	48.2%	35.9%	33.5%	12.1%	33.4%	32.1%
Instagram	37.8%	63.4%	64.0%	48.6%	32.5%	30.9%	9.3%	31.9%	43.8%
mixi	4.1%	1.4%	6.6%	5.1%	4.0%	4.7%	2.1%	4.0%	4.2%
GREE	2.1%	1.4%	4.3%	1.2%	3.7%	1.1%	0.7%	2.5%	1.6%
Mobage	4.2%	7.7%	8.1%	4.7%	3.7%	2.2%	1.7%	5.9%	2.4%
Snapchat	2.9%	12.7%	2.8%	3.2%	1.8%	0.7%	1.4%	3.0%	2.8%
TikTok	12.5%	47.9%	20.4%	12.6%	5.5%	6.5%	2.8%	11.3%	13.6%
YouTube	76.4%	93.7%	91.5%	85.4%	81.3%	75.2%	44.8%	79.7%	73.0%
ニコニコ動画	17.4%	30.3%	33.2%	20.6%	12.3%	14.4%	5.5%	20.4%	14.3%

(出典：令和元年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書：令和2年9月 総務省情報通信政策研究所)

### ③メディアの信頼性

メディアの信頼性について目的別に利用メディアの割合をみると、「いち早く世の中の出来事や動きを知る」の項目に対して利用するメディアの割合が高い媒体はインターネットの割合が高いが、各メディアの信頼度をみるとテレビや新聞等がインターネットと比較して割合が高い。インターネットは情報のリアルタイム性や娯楽目的での利用は多いが、情報の信頼性についてはテレビや新聞等のマスメディア媒体の方が高いことがわかる。

## (3) SNS 利用におけるトラブルについて

### ①違法情報の種類

広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、ウェブサイト等の管理者への対応依頼等を行う団体としてIHC(インターネットホットラインセンター)が設置されている。IHCの運用ガイドラインでは違法情報を次のとおり整理している(図3)。

## SNS利用におけるトラブルについて

### ～違法情報の種類について～

● SNSの課題として違法情報および有害情報(公序良俗に反する情報)への対応が挙げられるが、この中でも違法情報はその対応窓口がIHC(インターネットホットラインセンター)である

違法情報	わいせつ 関連情報	① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列(刑法第175条第1項) ② 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法7条第6項) ③ 売春目的等の誘引(売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号) ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為(同法第6条)
	薬物 関連情報	⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物(覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法9条第9条) ⑥ 規制薬物の広告(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号) ⑦ 指定薬物の広告(医薬品医療機器等法10第76条の5) ⑧ 指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがあるとして厚生労働大臣による広域的な広告の禁止の告示がなされた物品(以下「指定薬物等である疑いがある物品」という。)の広告(医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項及び同第3項) ⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告(医薬品医療機器等法第68条)
	振り込み詐欺等 関連情報	⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引(犯罪収益移転防止法第11第28条第4項) ⑪ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引(携帯電話不正利用防止法第12第23条)
	不正アクセス 関連情報	⑫ 識別符号の入力を不正に要求する行為(不正アクセス禁止法第13第7条第1号) ⑬ 不正アクセス行為を助長する行為(不正アクセス禁止法第5条)

IHC: 運用ガイドライン, <http://www.internethotline.jp/pdf/guideline/20180122guide.pdf>

(図3) IHC(インターネットホットラインセンター)により整理された違法情報の種類

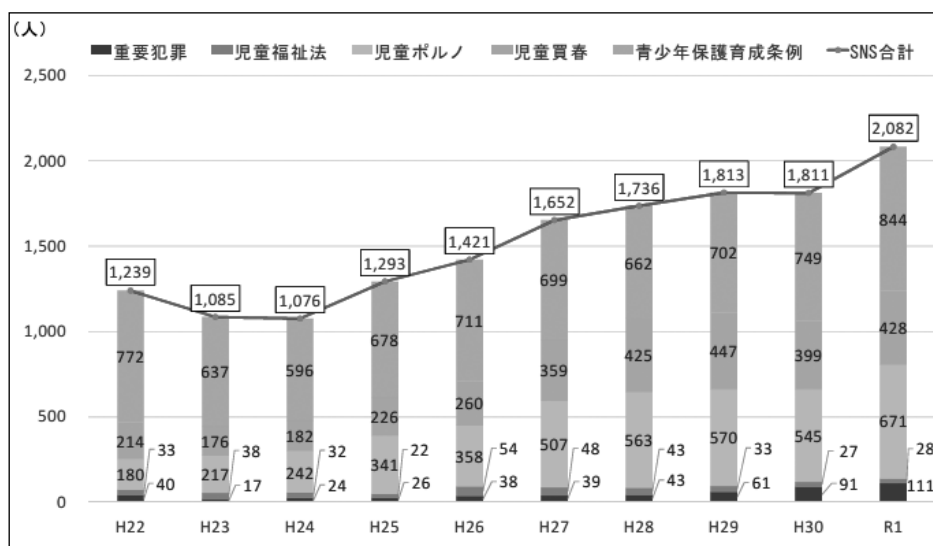
### ②違法情報の通報件数及び内訳

IHC への違法有害情報の通報件数は統計開始した 2007 年(84,964 件)以降、2017 年(597,570 件)にかけて増加傾向にありそれ以降減少している。しかし、2020 年度は上半期終了時点で 174,351 件の報告があり、前年(234,776 件)と比較し増加が予想される。また、通報件数のうち違法情報と認定されるのは毎年 3 万件程度となっている。

違法情報の内訳については、国内ではその大半がわいせつ関連情報となっており、近年では児童ポルノ情報や薬物関連情報の比率が増加している。

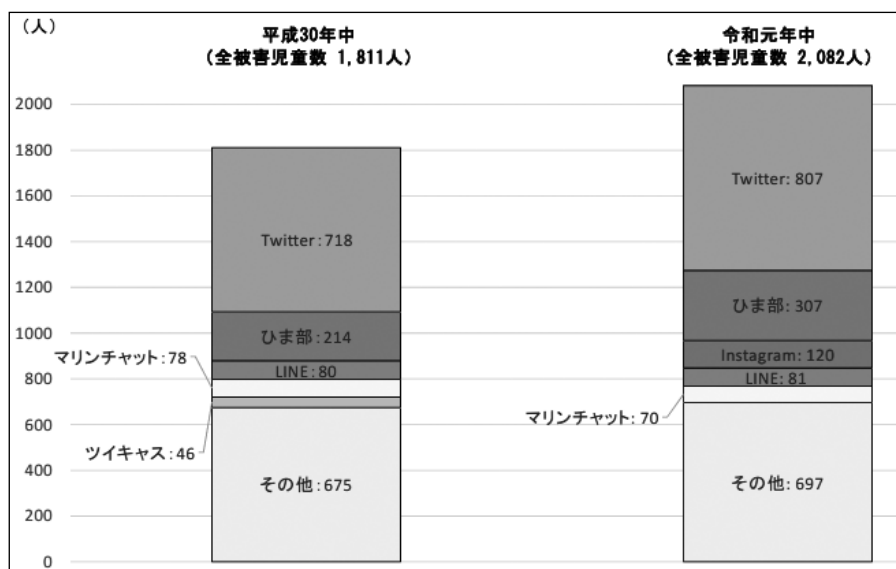
### ③ SNS に起因する児童の性被害

警察庁の統計データによると、SNS を起因とする児童の被害は平成 25 年以降増加傾向にあり、令和元年度は 2,000 件を超えている。罪種別にみると、令和元年度で青少年保護育成条例に関する被害が最も多いが、近年は児童ポルノ関連の増加が目立ってきている(図 4)。また、その被害がどのサイト利用に起因しているかをみると、4 割程度が Twitter と多く、令和元年度の特徴は Instagram を起因とする被害が急増していることである(図 5)。



(図 4) 【SNS】罪種別の被害児童数の推移

(出典：なくそう、子どもの性被害：警察庁)



(図 5) 【SNS】被害児童数が多いサイト

(出典：なくそう、子どもの性被害：警察庁)



### 3. 最近の具体的な動向や事例

#### (1) 教育機関の動向～学校における携帯電話の持ち込みについて～

学校における携帯電話の取扱い等に関する背景として、平成 20 年 7 月に文部科学省から「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取り組みの徹底について（通知）」(20 文科初第 49 号) が通知され、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化を各学校や教育委員会で定めることが示された。これを受け、翌年 1 月に「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」(20 文科初第 1156 号) が通知され、小学校及び中学校では原則使用禁止、高等学校では授業中や学校内での使用制限と校種別に基本となる指針が示された。さらに、令和 2 年 7 月に「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」(2 文科初第 670 号) が通知され、小学校と高等学校については平成 21 年の通知から変更がないが、中学校については、引き続き携帯電話の持ち込みは原則禁止としたものの一定の条件が示された。その条件は次のとおりである。

学校又は教育委員会として持ち込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持ち込みを認めるべきであること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭や地域と連携しつつ、配慮すること。

- ①生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- ②学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
- ③フィルタリングが保護者の責任のもと適切に設定されていること
- ④携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

(出典：(2 文科初第 670 号) 学校における携帯電話の取扱い等について（通知）)

令和 2 年 7 月の通知に先駆け、大阪府では地震等の災害発生や登下校時時や防犯を目的として携帯電話所持の要求が高まったことから学校での取り扱いにおけるガイドラインや持ち込みのための条件（同意書）を示している。今後各都道府県及び市区町村の教育委員会においてガイドラインの整備が進むことが予想されるが、大阪府が示したガイドラインが参考になっていくと考えられる。

#### (2) 行政の取組事例～広告によるトラブル防止の啓発～

Web 広告には一般の Web サイトで設定されている広告枠に掲載されるディスプレイ広告と、キーワード等の検索結果画面において入力されたキーワードに関連する広告が掲載されるリスティング広告の 2 種類がある。ディスプレイ広告は一般の Web サイトの広告枠が比較的安価に利用可能である反面、閲覧者を把握しにくいことが特徴である。また、リスティング広告は閲覧者の関心が高い広告の提示が可能である反面、キーワードの種類によってはクリック単価が高いこともある。

Web 広告は閲覧者の属性等（地域、年齢、興味・関心、キーワード）に応じて表示を制御することが可能であり、これをターゲティングと呼ぶ。特に自治体等における広告掲載では地域の指定が必須となることが多い。また、青少年問題に対応するためにターゲティングを行う場合には年齢の項目が設定できる SNS 等の Web 広告を選択する必要がある。

Web 広告によるトラブル防止の啓発を行う際には、広告から誘引するための啓発ページ等の Web ページが必要となるため、あらかじめ作成しておくことが必要である。また、SNS 広告の掲載には審査に時間がかかることもあるので掲載までの時間を注意する必要がある。

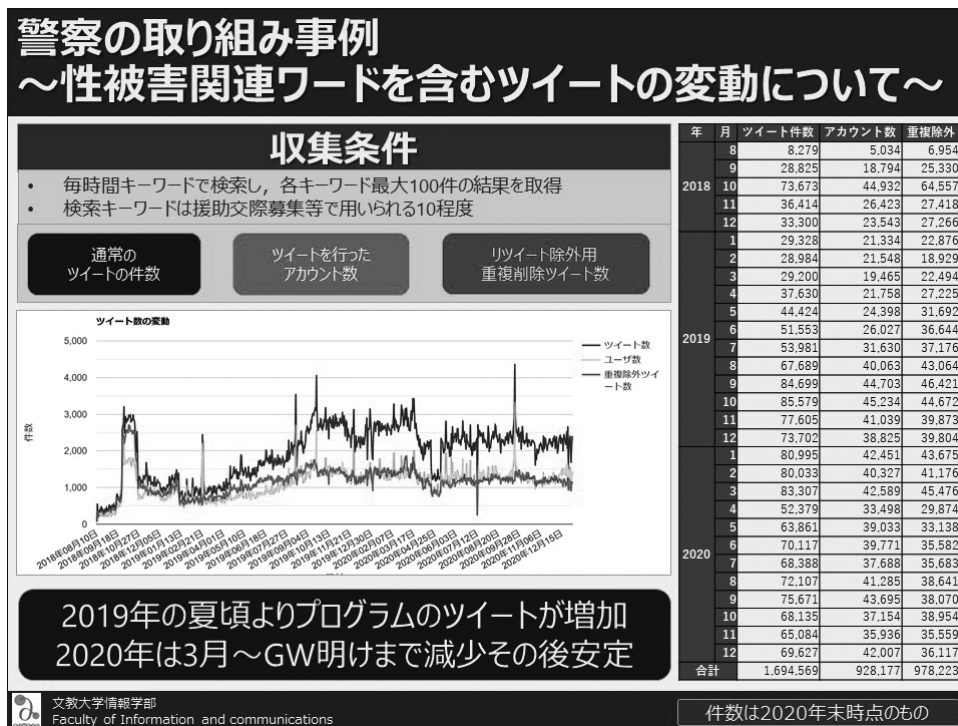
#### (3) 警察の取組事例～Twitter の注意喚起とボランティアとの連携～

##### ①サイバー防犯ボランティア活動等の効果測定のための性被害関連ツイートの収集及び分析

性被害関連ワードを含むツイートの変動について把握するために性被害関連の単語等分析のために任意のキーワードで Twitter API から一定時間毎に検索結果を取得したデータを蓄積するシステムを文教大学が運用し、警察庁に情報提供を行っている。運用期間は 2018 年 8 月から 2 か月の

試験運用を経て2018年10月から本運用を開始した。性被害関連ワードを含むデータ収集件数は2020年12月末時点で1,694,569ツイートにのぼり、同一キーワードによる定期間隔の検索処理や数値のグラフによる可視化（蓄積されたデータを集計してグラフ表示）、キーワードによる比較（任意の日程間におけるキーワードの出現頻度の比較など）する機能などが備わっている。

その結果をみると、2019年の夏頃より性被害関連ワード（援助交際募集等で用いられる10程度のワード）を含むツイートが増加した。そして、2020年3月の政府による学校休業要請後減少し、同年の5月上旬頃から再度増加している（図6）。また、1日の時間帯別に集計した結果をみると、正午頃から件数が伸び夕方が最も多くなり、夜中にかけて減少している。1週間の曜日別に集計した結果をみると、土曜日が圧倒的に多く、週明け月曜日は少ない傾向となっている。ただし、緊急事態宣言が発令された2020年4月及び5月においては週末に限らずバラツキがみられた。さらに、都道府県名を含むツイートの件数を集計した結果、東京（実際には「渋谷」「新宿」「池袋」など具体的な地域名が多い）、大阪、千葉、神奈川など大都市圏に関するワードが多くみられた。加えて地域名のキーワードの変動について渋谷、新宿、池袋、横浜、大阪、名古屋の結果をみると、ここ最近では「渋谷」が減少傾向にあるものの「新宿」「池袋」は安定して高く、「横浜」「大阪」「名古屋」も大きな変動もなく高い状況である。性被害関連ワードを含むツイートのアカウントの状況を見ると、588,748件のアカウントのうち32.3%となる189,955件が削除（自身で削除したものと管理側に削除されたもの両方含む）された。



(図6) 性被害関連ワードを含むツイートの変動

## ②全国の都道府県警察による性被害関連ツイートに対する注意喚起の取組

児童の性被害に繋がる可能性のあるツイートに対して各都道府県警の公式アカウントから注意喚起のツイートを行う取組を行っている。この取組は、2018年10月に愛知県警で開始され、2020年1月頃に全都道府県警に拡大した。この取組状況を把握するために各県警察が利用するアカウントを確認し、注意喚起ツイートが行われている回数や注意喚起対象ツイートの削除状況を定期的に確認・集計するシステムを文教大学で運用している。その結果をみると、運用開始から注意喚起を行った回数は64,031件あり、そのうち76.5%となる48,988件のツイートが削除されている。ツイートのアカウントの状況を見ると、48,062件のアカウントのうち49.6%となる23,824



件が削除された（図7）。また、ツイート及びアカウントが削除されるまでに要した日数についてみると、ツイートは1日以内に5割程度が削除され、特に最初の2時間で25%程度が削除されている。アカウントは1日以内に2割程度、1か月以内に5割程度が削除された。注意喚起の対象となったツイートの単語についてみると、地名別で多いものから「福岡」「大阪」「関西」「横浜」「神奈川」、頻出単語別（名詞のみ）で多いものから「裏」「アカ」「活」「女子」「DM」となっている（図8）。注意喚起の対象となったツイートのアカウントのうち削除されていないアカウントの開設時期の状況を見ると、アカウントは1年以内に作成されたものが大半であり、使い捨てで作成されたものであると考えられる。



（図7）注意喚起を行ったツイートの件数及び削除率とそのアカウントについて削除及び鍵付き（フォロワーへの限定公開）に変化したものの比率

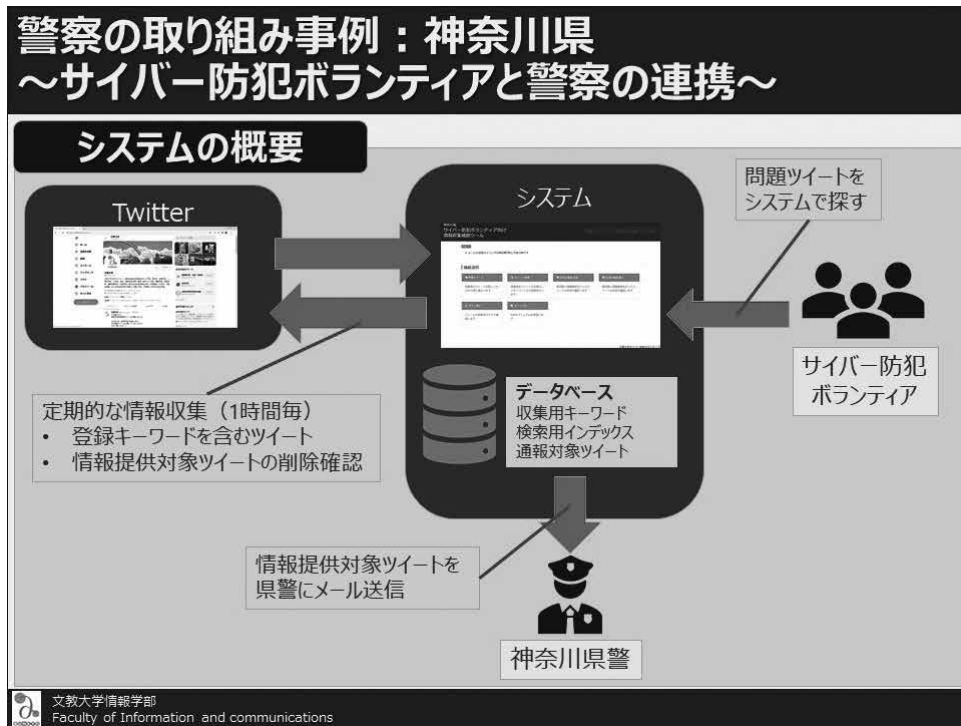


（図8）注意喚起の対象となったツイートの頻出単語一覧

③サイバー防犯ボランティアから警察への情報提供を円滑にするためのシステムの事例

神奈川県では複数のサイバー防犯ボランティア団体がTwitterで児童・生徒の性被害に繋がりがねない書き込みを収集し、県警察と情報共有を行うことを目的としたシステムを構築した。このシステムは、2018年9月から運用している。その仕組みはあらかじめ登録されたキーワードを自動的に検索し、ツイートを確認する機能や県警察への情報提供機能、情報提供後の確認機能（削除確認等）などである（図9）。

警察への情報提供件数は2021年1月5日時点で2,017件となっており、26名のボランティアがシステムを利用している。ボランティアの参加者は年齢層が高いことも多く、そういった参加者をサポートするために講習会等での補助が重要である。



(図9) 神奈川県の事例「サイバー防犯ボランティアと警察の連携図」

4. おわりに

令和2年7月の文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（2文科初第670号）により、学校への携帯電話持ち込みの動向に注意が必要となる。中学校については、引き続き携帯電話の持ち込みは原則禁止としたものの一定の条件が示されたことにより、今後各都道府県の教育委員会等が中心となり情報モラル教材やガイドラインなどの整備が求められる。

また、行政における広告等での青少年に対する普及啓発の対策を講じる際には、Web広告の種類や特徴を確認し、対応する必要がある。さらに、青少年のSNS被害に対する警察の注意喚起の取組は全国的に広がり、その件数も増加している。取組にはボランティアとの連携が必要不可欠であり、複数のボランティア団体が連携して取り組むためにはシステムの補助が有効であるといえる。



# 「大人の発達障害のある人の 現状から青少年期の課題を考える」

西村 浩二 氏

(広島県発達障害者支援センター センター長)

## 1. はじめに

本講義では、発達障害者支援センターの概要や発達障害者が抱える様々な課題を踏まえ、広島県発達障害者支援センター（以下、「当センター」という。）の取組及び事例、支援方法について説明する。当センターの相談者の約8割は成人であり、家庭生活や就労に関して様々な課題を抱えている。当センターでの支援の実態から、大人の発達障害のある人の生きづらさの背景には、青少年期における課題が要因となっている場合が少なくない。ここでは成人期における発達障害の現状から青少年期の課題やその支援方法を考える機会としたい。

## 2. 発達障害者支援センターについて

### (1) 概要

発達障害者支援センターは、発達障害者支援法第3章第14条に基づき、現在、各都道府県及び政令指定都市97箇所に設置されている。地域の中核となり、発達障害のある人に対する専門的な支援を担い、各ライフステージにおいて医療・保健・福祉・教育・労働等の複数の分野の垣根を超えた総合的な支援を行うことが期待されている。発達障害者支援センターの主な業務は次のとおりである。

- ・発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- ・発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ・医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。
- ・発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

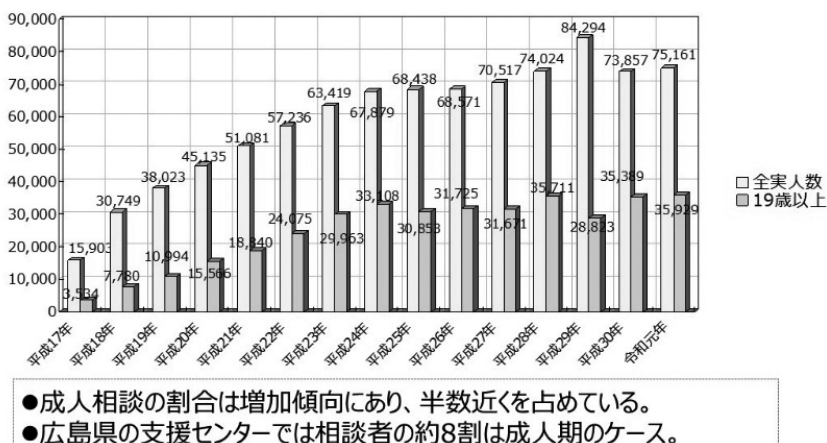
(出典：発達障害者支援法第3章第14条から一部抜粋)

発達障害者支援センターの開設は、平成14年に自閉症・発達障害者支援センターが全国8箇所に開設されたことがきっかけとなっている。発達障害は、平成17年に発達障害者支援法が施行され、その後関連する様々な法律に発達障害が明記されるようになり、福祉サービスの対象と位置付けられている。平成28年の法律改正時には、支援の中で、ライフステージ全般における支援体制の整備や発達障害者の家族に対しての支援が追記されている。

### (2) 全国の発達障害者支援センターの相談状況

平成17年に発達障害者支援センターが開設されて以来、相談件数については、増加傾向にあり、令和元年は全国で75,161件となっている。その内35,929件は19歳以上であり、成人の相談者は全体の約半数を占めている（図1）。当センターでは相談者の約8割は成人期のケースとなっている。

## 全国の支援センターの相談状況



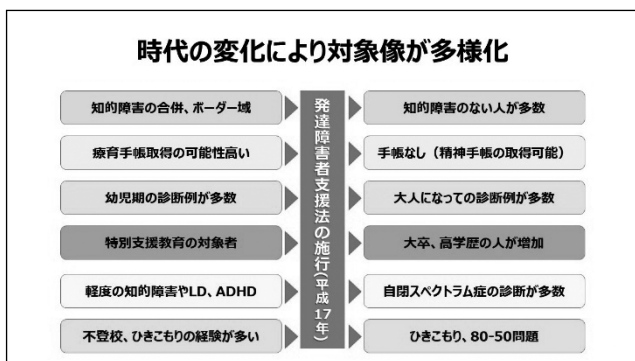
- 成人相談の割合は増加傾向にあり、半数近くを占めている。
- 広島県の支援センターでは相談者の約8割は成人期のケース。

(図1) 全国の発達障害者支援センターの相談状況

### (3) 当センターの相談者及びニーズの変化

発達障害者支援法の施行前後で相談者の対象が多様化している。当センターでは、開設当初は知的障害を伴う、あるいはボーダー域と言われる方が主な対象であったが、現在は知的障害を伴わない方が多数である。また、療育手帳を持っておらず精神保健福祉手帳の対象の方が大半となっている。成人してからの診断例が多数あり、高学歴の方なども相談対象となっている(図2)。

相談のニーズも大きく変化しており、従来は男性の相談が多かったが、近年では女性も増加傾向にある。例としては、就職後に仕事に対して困難を感じるケースや夫婦生活などを通して生活がし辛いとを感じるケースなどがある。また、配偶者の発達障害を疑って相談に来るケースも増加してきている。年代も様々であり、60代・70代の高齢の方からも相談がある。さらに支援職の方が自身を発達障害と疑い相談されることもめずらしくない(図3)。



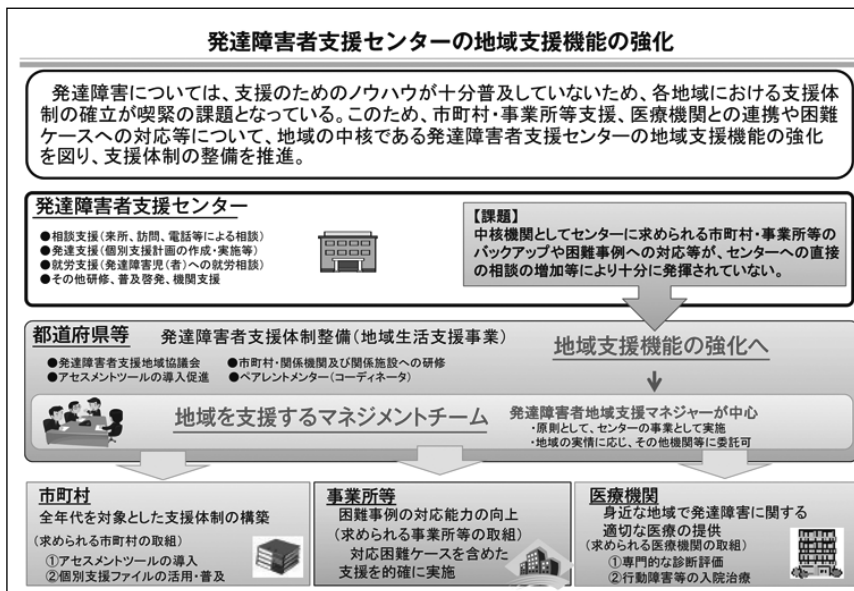
(図2) 相談者像の変化



(図3) 相談ニーズの変化

### (4) 地域全体で支援を行う体制づくり

発達障害に関する相談件数の増加やニーズの高まりから、地域全体で支援を行う体制づくりが求められる。内閣府の平成29年度版障害者白書では、発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備が推進されている。発達障害者地域支援マネージャーを発達障害者支援センターや各都道府県が指定する様々な支援機関に配置することによって、関係機関や市町村に支援を行っている(図4)。



(図4) 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化

(出典：平成 29 年度版障害者白書)

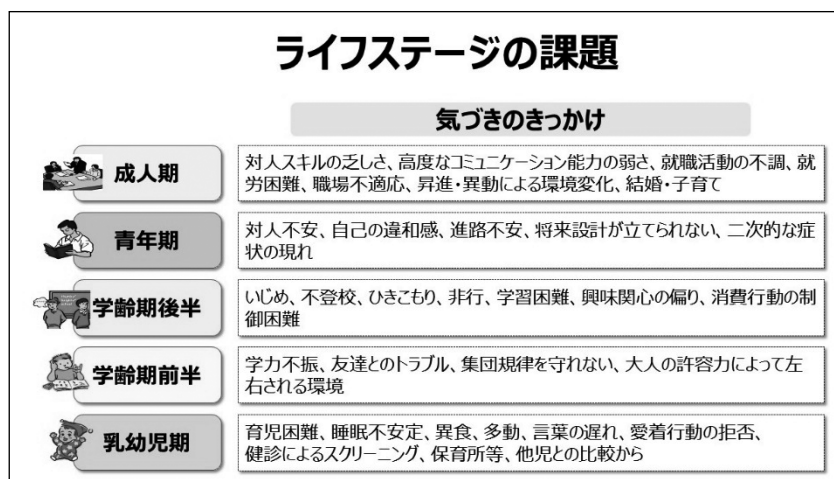
### (5) 発達障害者支援センターの期待される役割

発達障害者支援センターに期待される役割としては、従来では情報提供や啓発的な相談が主であったが、現在は、発達障害の特性への専門的なアセスメント及び強度行動障害への対応、教育現場及び福祉や就労現場等への助言が求められている。また、発達障害を起因とした課題で他の支援機関の支援を受けにくい事例の対応も求められ、期待される役割が多様化・複雑化してきている。

## 3. 各ライフステージにおける課題及び相談事例

### (1) ライフステージにおける課題

発達障害は生まれながらにして特性をもっており、その特性が不適応として現れることが診断に繋がっている。対象者によって現れる時期が異なり、それぞれの課題は次のとおりである（図5）。

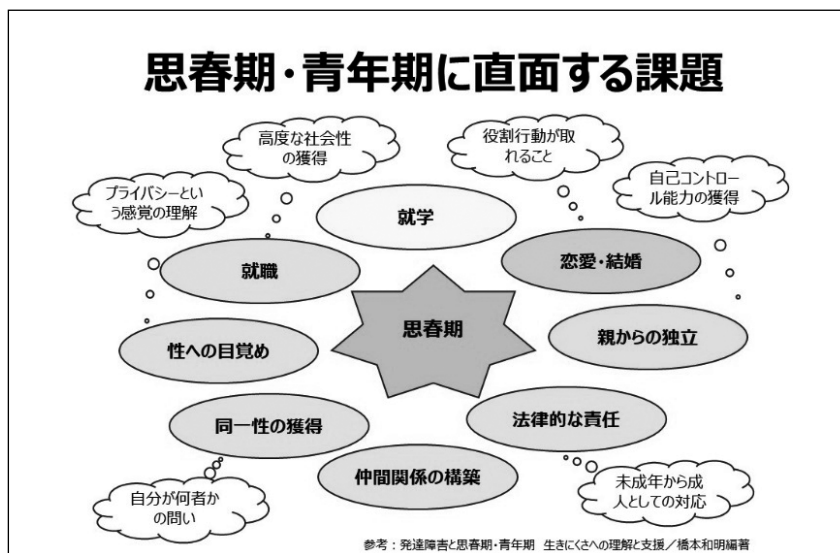


(図5) ライフステージの課題

### (2) 思春期・青年期に直面する課題及び成人期における課題

成人する過程において、自分自身を見つめた時に違和感があり、何者なのか不安や迷いを感じるようなデリケートな問題を抱えることが多い。人間関係や恋愛などで良好な関係を築けず悩む場合もある（図6）。





(図6) 思春期・青年期に直面する課題

また、近年の成人期における相談状況とその内容は次のとおりである。

- ・ 職場での就業困難：学歴と職場適応能力のギャップ、環境変化に伴う不適応の顕在化
- ・ 対人関係：交友関係や立場に応じた振る舞いが困難
- ・ 結婚・子育て：夫婦間の折り合いがつけられない、優先順位が変えられない
- ・ ひきこもりや生活困窮：長期のひきこもりや生活状況の改善がみられない背景に発達の問題を疑う
- ・ 高齢期の問題：長年の本人の課題を家族・親族・近隣住民等が発達障害との関連を疑う
- ・ 併存症状がある人が多い：成人になって不適応経験が積み重なったケースやこれまでと異なる課題が顕在化

また成人期においてはADHD（注意欠如・多動症）における併存障害も課題となっている。ADHDの併存障害としては、不安障害が47.1%であるほか、気分障害（第うつ病、双極性障害など）が38.3%となっている。また、ASD（自閉スペクトラム症）との併存も多いことが指摘されている。相談者の事例から、成人になって周囲との適切な対人関係を築くことや高度なコミュニケーション能力が求められるため、その不適応が顕在化し、相談機関及び医療機関の受診に至った際に、ASDの併存が認められることが増えていていると考えられる。睡眠障害に関しても、成人期ADHDの50%に睡眠障害が認められている。成人になるほど、本人が抱えている課題が複雑化・多様化しているということが推測できる。

### (3) 青少年期及び成人期の相談事例及び共通の課題

成人期及び青少年期における相談事例は以下のとおりである（図7、図8）。

#### 成人期の相談事例

**職場環境の変化により長年勤めた会社を辞めてしまった事例（30代・男性）**

- ✓ 小学校時は感覚の過敏さや時刻表等へのこだわりがあったものの診断には至らなかった。
- ✓ 高校卒業後、食品関係の会社に勤務して、部署には面倒みのよい上司から根気強く指導を受けていた。
- ✓ 上司が定年退職したため、新しい上司に代わった途端、仕事の評価が変わり、厳しい指導が変わってしまい、職務遂行が困難になってしまった。

**職場不適応から受診をしたものの診断がつかなかった事例（30代後半・男性）**

- ✓ 管理的立場で仕事をしているものの、職務遂行能力が低いことから発達障害を疑う。
- ✓ 受診の結果、診断がつかなかったことにより、本人に対する対応が不明慮になった。
- ✓ 楽な立場で働くこと、定期的なカウンセリングと生活面の見直しを行うことで徐々に改善。

(図7) 成人期の相談事例

#### 青少年期の相談事例

**コロナの影響により家族の支援が受けられず、他県での大学生活を送る学生の事例**

- ✓ 大学進学をしたものの一人暮らしでの生活課題が改善できない
- ✓ 家族からの頻繁な援助が難しくなり、本人に対する支援体制が必要な状況
- ✓ オンラインを通じて他県の支援機関とケース会議、情報共有を行い引き継ぎを実施

**興味関心の偏りから衝動的な行動をしてしまう青年の事例**

- ✓ 火に対する興味関心が強く、ホヤ騒ぎを起こしてしまった
- ✓ 周囲が怒る理由がわからず指導が入りにくい状況があったことから、「火を燃やすこと」について学習の機会を実施

**警察官とのかかわりでパニックになった青年の事例**

- ✓ 知的障害を伴うASDの青年。エレベーターに関心があり、マンションのエレベーターに乗ってしまったことから警察に通報される
- ✓ 相互理解のために、本人の所属する福祉サービス事業所と警察署で交流会を実施

(図8) 青少年期の相談事例



青少年期及び成人期における共通の課題は、以下の5点が挙げられる。

- ・コミュニケーションの質の課題（例：言いたいことと実際に出てくる言葉が異なる）
- ・想像力の課題（例：周囲との認識との違いに気づいていない）
- ・自己肯定感の低さ（例：周囲と同様の理解力や実行力を期待され、結果が出ない経験を何度も重ねる）
- ・不適切なかかわりによって二次的な問題が併存してしまう
- ・ガイドしてもらえる存在の欠如

#### 4. 相談者へのアプローチの留意点

##### (1) 発達障害に関連する様々な認知の特性を理解する

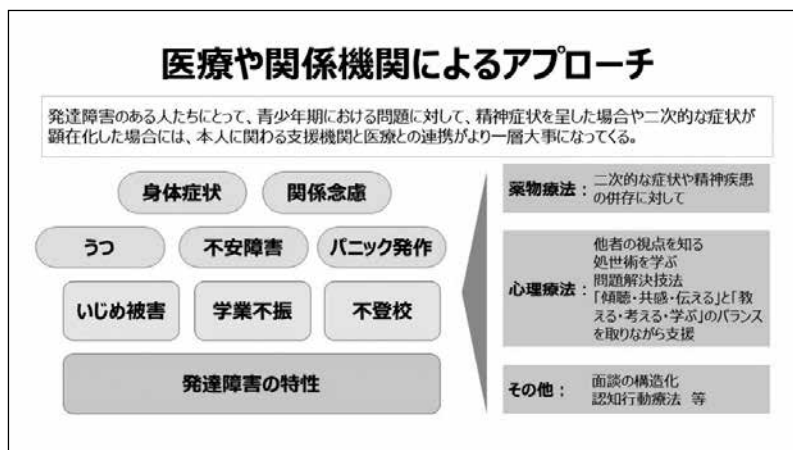
支援者が相談者へアプローチする際に留意する点は、まず前提として感じ方や捉え方に違いがあるといった認知特性を理解することである。その上で支援の前提としては、例えば、周囲が何を言いたいかを汲み取ったり言い当てたりする配慮や、見える形で違いや折り合いの付け方を提示していく工夫を行うなどの対応が考えられる。認知の特性は様々な視点があり、支援する側としては障害のベースとなっている特性を考慮した対応をしていくことは欠かすことができない（図9）。

障害	症状	認知特性
自閉スペクトラム症 (ASD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会的コミュニケーションと相互関係の持続に影響</li> <li>● 限局的な興味関心（感覚の問題） 症状が仕事や日常生活に重大な障害となる</li> </ul>	視覚的思考、実行機能障害、心の理論 弱い中枢性統合、注意の障害、感覚の偏り 運動の不器用さ、社会認知、言語能力
注意欠如・多動症 (ADHD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不注意</li> <li>● 衝動性</li> <li>● 多動性</li> </ul> 2つ以上の状況で存在	実行機能（プランニング、ワーキングメモリ、 認知柔軟性、抑制、モニタリング、感情コントロール） (Brown 2001 c.)
限局性学習症 (SLD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 読み</li> <li>● 書き</li> <li>● 計算</li> </ul> 学業や仕事、日常生活の不便さにつながる	聴覚認知・視覚認知のアンバランス ワーキングメモリ、言語性記憶 空間知覚、運動機能

(図9) 発達障害と関連する認知機能

##### (2) 医療やその他関係機関による連携

発達障害のある方にとって、青少年期における問題に対して、うつや不安症状、パニック発作などの精神症状を呈した場合や身体症状など二次的な症状が顕在化した場合には、本人に関わる支援機関と医療との連携がより一層重要になってくる（図10、図11）。



(図10) 医療や関係機関によるアプローチ

医療と福祉の連携では		
	役割	情報について
医療	<b>通院治療</b> ● 向精神薬 ● 行動療法・精神療法等 ● 対応助言 <b>入院治療</b> ● 急性期症状の治療 ● 家族や本人の保護 ● 破綻した生活の改善	<b>医療機関がほしい情報</b> ● ベースラインの情報（もとの状態は？現在の生活は？） ● どこが変化した点で、どうして困っているのか ● バイタル記録（体温、心拍、血圧、排便、食事） ● 日課（好きな余暇、好きな物、苦手な物） <b>より良い連携のためには</b> ● 診断、効果測定、分かりやすい情報（視覚化・数量化、経時的変化：年・月・週・日・時間）
	<b>生活支援・就労支援</b> ● 居住の場 ● 移動支援 ● 日中活動 <b>家族や関係機関との連携</b>	<b>福祉が必要とする情報</b> ● 診断結果を踏まえた支援の方向性 ● 服薬に関する情報（効果・副作用） ● 支援方針を決める上での医学的根拠

(図 11) 医療と福祉の連携

また、発達障害の専門医を増やすことは簡単ではないことから「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」が実施され、発達障害における早期発見・早期支援の重要性を鑑み、最初に相談を受け、または診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の地域の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となるよう、早期発見・早期支援の推進を図っている。

さらに、医療機関のネットワークを構築するために「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」が推進されている。平成 29 年 1 月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。これを踏まえ、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図っている。

### (3) 本人が「気づく」ことができるように伴走的な支援

雇用場面では、当事者の発達障害（発達特性）がわかりづらいことから、職務遂行における評価のズレが生じ、周囲との折り合いがつかないことが大きな問題となっている。その要因の一つとして、当事者の周囲の者が仕事を肩代わりすることで、業務自体は遂行されることから、本人は「できている仕事」のみに従事することになる。そのため、結果として自己評価が高くなるが、職場での他者評価はこれに伴わず、自己理解と周囲の理解のズレが生じてしまうことが考えられる。

対処法としては、明確な役割分担や本人へのフィードバックや定期的な振り返りを行うなど本人が「気づく」ことができるような情報提供及び「より望ましい対処法」を行うためのアプローチが重要であると考えられる。また、自分自身を客観的にとらえ他者の内側から見るといったメンタライジングの経験の積み重ねや自己肯定感・自己効力感を高めることが自己を前向きに理解し、他者理解にもつながるため、早期のアプローチが必要となる。

## 5. おわりに

通常の指導プロセスでは、発達障害をもつ方の行動やコミュニケーションの特徴を理解し、適切な指導や方法を伝え、本人の行動や態度の修正を行っている。しかし、発達障害の特性は、他者の視点や立場を想像する力が弱いことがあるため、助言や指導が本人にとっては否定されたと認識してしまい、結果として周囲からの助言を受け入れられない場合がある。支援のプロセスとしては、特性を考慮することが重要であり、本人の考えを尊重し、本人が気づいていない情報を伝え、より良い方法を提案し、課題を共有して一緒に考える機会をもつことが重要である。また自己理解と他者理解を深めることで、相談をすることや助言を受けることに前向きになり自信につながる。そのような経験を早期から積み重ねていくことが大事な視点であり、学校及び職場、家庭での支援方法を工夫するきっかけにしてほしいと考える。

# 「オンラインゲーム依存の予防を考える」

今成 知美 氏 (特定非営利活動法人 ASK 代表)  
 白水 宗一 氏 (ASK 認定依存症予防教育アドバイザー)

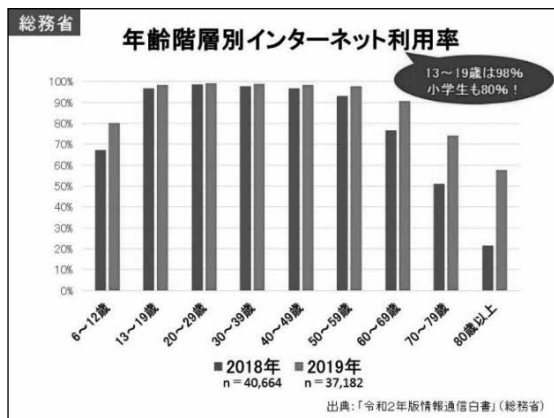
## 1. はじめに

SNS やオンラインゲームを含むインターネット環境は、私たちにとって非常に身近な存在となっている。これに伴い、ネット・ゲーム依存による心身等への悪影響が懸念されている。本講義では、特定非営利活動法人 ASK の取組を例に、オンラインゲーム依存の予防について解説する(※ WHO による国際疾病分類上ではゲーム障害の名称であるが、本書では、便宜上ゲーム依存という言葉を使用する場合がある)。

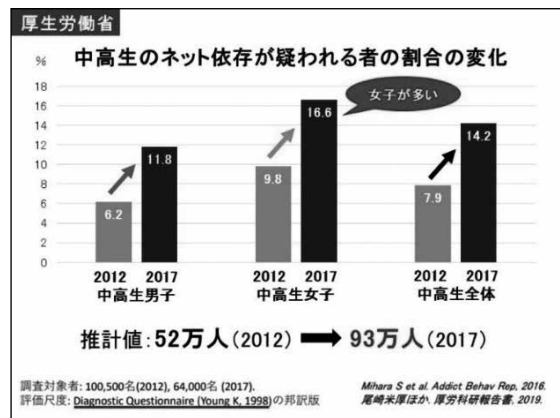
## 2. ゲーム依存の現状について

### (1) インターネット・ゲーム利用と生活習慣

インターネットの利用及びゲーム利用の実態について、総務省の「令和2年度版情報通信白書」における年齢階層別のインターネット利用率のデータをみると、幅広い年代に、高い割合でインターネット利用が普及していることが分かり、低年齢からインターネットを利用する環境があることが分かる(図1)。また、「厚生労働科学研究報告書2019(尾崎米厚ほか)」によると、中高生のネット依存が疑われる者の割合は、2012年の52万人から2017年の93万人と急激に増加している(図2)。

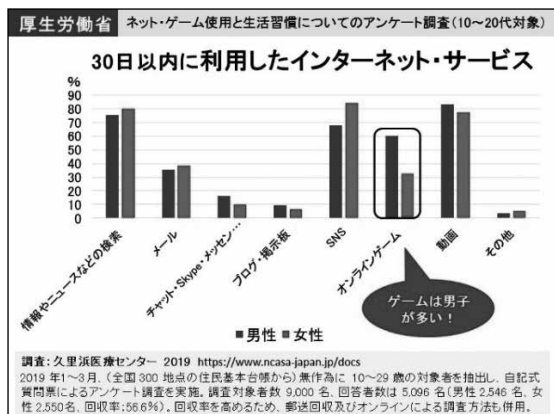


(図1) 年齢階層別インターネット利用率

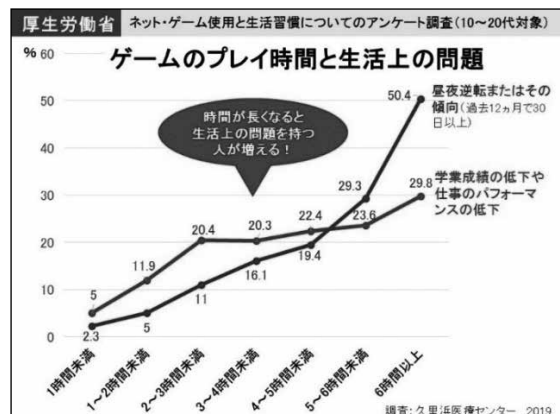


(図2) 中高生のネット依存が疑われる者の割合の変化

また、久里浜医療センターが、2019年1~3月に、10~29歳9,000名を対象に実施したアンケートの調査結果によると、オンラインゲームの利用に関しては、男子の割合が高い傾向にあり、ゲームの利用時間が長くなるほど、生活上に問題を抱える者の割合も増加することが読み取れる(図3、図4)。



(図3) 30日以内に利用したインターネット・サービス

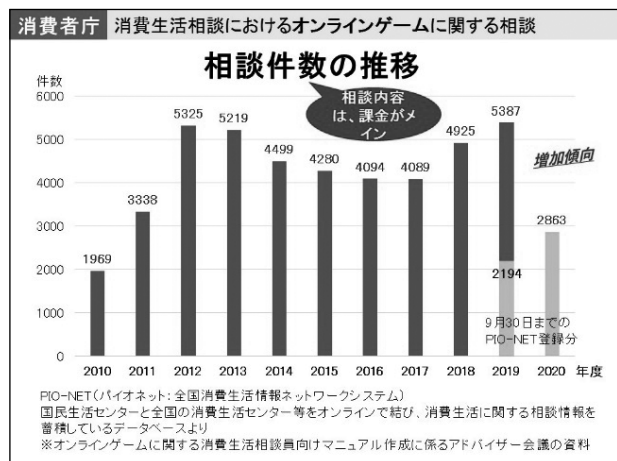


(図4) ゲームのプレイ時間と生活上の問題

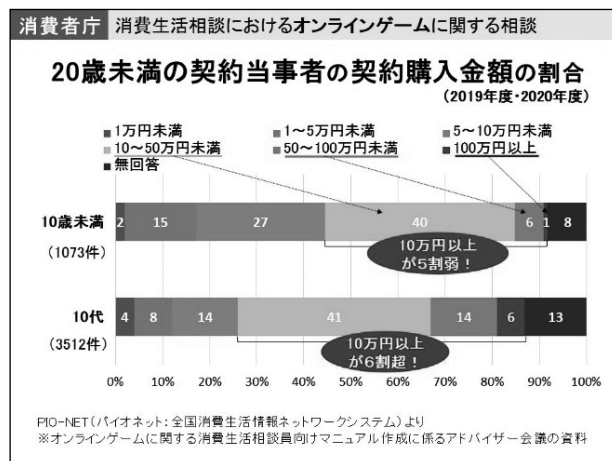


## (2) オンラインゲームに関する相談について

消費者庁の「PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)」のデータをみると、オンラインゲームに関する相談件数は、2017年以降増加傾向にあり、その内容はいわゆる課金の問題がメインとなっている(図5)。契約当事者の割合は低年齢化しており、特に10代の男子が圧倒的に多く、その契約購入金額も10万円以上の割合が高く、非常に高額であることが分かる(図6)。



(図5) オンラインゲームに関する相談件数の推移



(図6) 20歳未満の契約当事者の契約購入金額の割合

## (3) ゲームの対象年齢指定について

国内のゲームの多くは、特定非営利活動法人CERO(コンピュータエンターテインメントレーティング機構)の倫理規定に基づく審査により年齢区分の表示を行っている(図7)。しかし、ゲーム使用に制約をもたらすものではなく、対象年齢以下のものでも容易にダウンロード・利用できてしまう現状にある。また、小学生に人気のあるゲームには、海外で製作されたものも多く、ゲームの利用を制限することは容易ではない。



(図7) 国内ゲーム業界による対象年齢指定

## (4) コロナ禍における現状

コロナ禍においては、ゲーム業界の売り上げは伸びており、世界中でゲームの使用時間が増加傾向にある現状があり、以下の通りWHOが警鐘を鳴らしている。



コロナ禍には、不健康な行動パターンに陥りやすく、ストレスや不安感を解消するため、あるいは時間をつぶすための対処策として精神作用物質の使用またはゲームやギャンブルの利用に陥りやすい。しかしながら、過度のゲームは複数の問題を引き起こし、睡眠の減少または昼夜逆転、栄養失調、攻撃性、深部静脈血栓症、頭痛、頸痛、言葉や身体的暴力、自尊心の低下、注意散漫と関連するゲーム障害のリスクを高める可能性がある。

1歳児に対して、座って画面を見つめる時間（ビデオゲームの遊びを含む）は推奨されておらず、2～4歳児に対しては、1日あたり1時間以内に制限すべきであるとされている。現状ではこのガイドラインに従うのは難しいかもしれないが、画面を見つめる時間が長くないよう、十分な休止時間と他の活動を行う時間を設けることが奨励される。

子供や青年に対しては、画面を見つめる時間の延長は一時的なものであることを説明することが重要である。そうでなければ、もし説明なしに依存性のあるゲームへの制限が緩和されすぎた場合、通常の生活に戻る際に管理するのが難しくなる可能性がある。

料理、読書、オンライン学習等で忙しくする等、楽しんでリラックスできることを行う時間を増やすことで、精神作用物質（アルコール、有機溶剤、覚醒剤などの精神に作用する物質）の使用、過度のゲームまたはギャンブル依存とそれらに関連する害を回避することが可能である。元気であれば、自宅、バルコニー、または庭で運動するのもよい方法である。また、普段から十分に睡眠をとり、健康な食生活、十分な水分補給を心がけるべきである。

COVID-19 大流行中の物質使用および嗜癖行動に関する短報 2020年3月20日（一部抜粋・改変）  
[https://www.ncasa-japan.jp/pdf/info20200410\\_jp.pdf](https://www.ncasa-japan.jp/pdf/info20200410_jp.pdf)

### 3. 依存症について

#### (1) 物質依存と行動嗜癖

依存症とは、脳内の理性をつかさどる前頭前野の機能が弱まり、本能・感情をつかさどる大脳辺縁系のコントロールが効かなくなってしまった状態である。アルコールや薬物など物質を体内に取り入れることによって、依存症になってしまう「物質依存」、ゲームやギャンブルなど行動によって、脳内に快感物質が伴い依存に陥っていく「行動嗜癖」に分けられる。

単に気持ちよさや刺激を求めることにより誘発されるのではなく、気分の切り替えのため、ストレスから逃れるため、つながりや居場所を求めるため、違う自分への変身願望、傷ついた心の手当てのためなど、複雑な要因が絡み合っている。

#### (2) ゲーム障害について

ゲーム障害に関しては、WHOにより次の通り定義されている。

WHOによる「ゲーム障害」の定義 ICD-11

##### 【臨床的特徴】

- ・ゲームのコントロールができない。
- ・他の生活上の関心事や日常の活動よりゲームを選ぶほど、ゲームを優先。
- ・問題が起きているがゲームを続ける、または、より多くゲームをする。

##### 【重症度】

- ・ゲーム行動パターンは重症で、個人、家族、社会、教育、職業やほかの重要な機能分野において著しい障害を引き起こしている。

##### 【期間】

上記4項目が、12ヵ月以上続く場合に診断する。しかし、4症状が存在し、しかも重症である場合には、それより短い期間でも診断が可能となる。

### (3) 2020年はゲーム依存対策元年

2020年から、厚生労働省や消費者庁で、ゲーム依存に関する対策会議が設置されるとともに、依存症対策議員連盟が発足した。

#### 厚生労働省

- ・ゲーム依存症対策関係者連絡会議 2020.2.6
- ・依存症対策推進室 <https://www.izonsho.mhlw.go.jp/>  
啓発マンガ（アルコール・薬物・ギャンブル+ゲーム）2021.1～3

#### 消費者庁

- ・第6回 消費者のデジタル化への対応に関する検討会 2020.5.18
- ・オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアル作成に係る  
アドバイザー会 2020.10.27 → 2021年度中に取りまとめ予定

#### 依存症対策議員連盟（超党派）会長 中谷元 衆議院議員

※アルコール問題議員連盟を母体に発足 2020.5.14

### (4) 公衆衛生学における3つの予防について

公衆衛生学においては、1次予防（発生予防）、2次予防（進行予防）、3次予防（再発予防）の3つの考え方があり、依存症の予防に関してもこの観点是非常に重要である。

通常予防としては、「～はダメ、ゼツタイ」等のメッセージのような1次予防が重視されることが多いが、すでに依存症となっている方にとっては、ネガティブな印象を与え、相談の機会や回復の機会を阻害してしまうことが懸念される。そのため、問題を早期に発見し、介入することで、深刻な状態となる前に抑えるという2次予防と適切な治療や社会復帰のためのサポートなど、再発を抑えるための3次予防の3つをバランスよく同時に実施していくことが、依存症の予防には、不可欠である。

## 3. 特定非営利活動法人 ASK の取組について

### (1) 特定非営利活動法人 ASK とは






ASKは、1983年にアルコール問題の予防を目的に設立され、2000年にNPO法人化した。その後2017年には、定款を改定し、アルコール等依存性薬物関連問題及びその他の「依存関連問題」にその範囲を広げた。また、2018年に厚生労働省の補助金を受けASK依存症予防教育アドバイザー養成事業を開始しており、2020年には、コロナ禍で依存症予防教育アドバイザーらが始めた依存症オンラインルームに、ネット・ゲーム依存の〈Room NG〉が誕生している（Skypeチャット+毎週のZoomミーティング）。さらに、同年にゲーム依存特別委員会を設置し、当事者・家族のヒアリングを行いながら予防教育のプログラムを制作し、効果検証なども行っている。

### (2) ASK ゲーム依存特別委員会での当事者・家族ヒアリングから

ASKが設置したゲーム依存特別委員会での当事者ヒアリングによると、ゲーム依存当事者がゲームにのめりこんでしまう理由については、快感だけではなく、様々な事象が複雑に絡み合っており、様々な問題が生じていることが分かる（図8、図9）。

ASKゲーム依存特別委員会での当事者ヒアリングから  
**なぜ、ゲームにのめり込んだのか？**







◎特定非営利活動法人ASK

	<b>快感</b> 単純に楽しい／闘って敵を倒す快感／クリアしたときの達成感	次第に快感も減るし 身体の限界もある
	<b>一時避難</b> ストレス発散／つらい現実を忘れる／不安や心の痛みを麻痺させる／喪失感を埋める	ぼーっとやってしまう
	<b>居場所</b> チームの団結・責任感／話を聞いてくれる／わかってもらえる／助けてもらった／承認欲求が満たされる	抜けられない／裏切れない／仲間の圧力(引き止め・苦情)
	<b>実績</b> ランキング／レアアイテム入手／全国大会出場／eスポーツでプロに／努力が形に残る／承認欲求が満たされる	ランクを下げたくない／負けるのがいや／データ消すのがもったいない
	<b>エンドレス</b> クリアしても終わらない仕組み／そそられるイベント／いい感じでアイテムが出るセールスプロモーション	ゲーム会社の商法にのせられてしまう

(図8) なぜ、ゲームにのめり込んだのか

ASKゲーム依存特別委員会での当事者ヒアリングから  
**ゲームへのめり込みで、どんな問題が起きたか？**

◎特定非営利活動法人ASK

	<b>お金</b> 借金／クレジットカードの不正使用がはいる アルバイトに行かず回線代が払えない
	<b>学校</b> 試験で落第点をとる／宿題をやれない／成績が下がる 授業中に居眠り／不登校／留年／退学など
	<b>仕事</b> 仕事中にゲームをやって上司から叱責 無断でバイトを休みクビになる
	<b>家族</b> 頭ごなしに叱られてケンカ／家から追い出される 回線を切られたり、スマホを取り上げられたり、ゲーム機を壊されたりして、暴言・暴力に発展
	<b>脳と体</b> 強烈な肩こり・頭痛・嘔吐／視力低下／イライラ・キレやすくなる ／脳が侵食される感じ／やらないと体が震える
	<b>生活</b> 昼夜逆転／睡眠時間が削られる／2日間ぶっ通しでやり続ける ／リアルな生活がおかしくなる／ひきこもり

(図9) ゲームへのめり込みで、どんな問題が起きたか？

また、このような問題が生じた際の対応について、当事者及び保護者にヒアリングした結果から、家族の対応のポイントが分かってきた (図10)。家族で抱え込まずに、早期に相談に行くことが重要である。相談にあたっては、下記のような公的相談機関、専門医療機関、回復施設、自助グループ、民間相談機関などがある (図11)。

ASKゲーム依存特別委員会での当事者・家族ヒアリングから  
**家族の対応のポイント**

◎特定非営利活動法人ASK

- **頭ごなしの説教、強制・禁止は逆効果**  
(本人の感覚、ゲームを否定しない。叱ったり、結論ありきの話し方は反発を招く。回線を切ったり、スマホを取り上げるのはNG)
- **子どもの話を聴こう**  
(むしろゲームの話をする、好きなこと・大切にしていることがわかる。なにげない会話がとても大事。困っていることを聴き、サポートする)
- **時間制限は本人が決めるのが効果的**  
(どうすればいいか、本人主体に考えサポートする。守れなかったときにチャンス。そこでどう話すかで関係がつかれる)
- **リアルを楽しむようサポートしよう**  
(興味がありそうなことを一緒にする。買い物、日帰り温泉、外食、旅行に誘うなど)
- **家族で抱えこまず、相談に行こう**  
(精神保健福祉センター・専門医療・ギャンマンなどの自助グループ・家族会など)

(図10) 家族の対応のポイント

**依存症は回復できる病気 相談に行こう**

ask.or.jp  
ASKのホームページに相談先一覧があります

地域に自助グループがない場合、同じ行動嗜癖であるギャンブルの自助グループに行きましょう

- 自助グループ
  - ・OLGA(ネット・ゲーム本人)
  - ・FiSH(ネット・ゲーム本人)
  - ・依存症オンラインルーム Room NG(ネット・ゲーム本人)
  - ・GA(ギャンブル本人)
  - ・OLG-Anon(ネット・ゲーム家族)
  - ・ファミリーズ・アノニマス(依存症家族)
  - ・ギヤマン(ギャンブル家族)
- 民間相談機関
  - ・ギャンブル依存症問題を考える会(ネット・ゲーム依存症家族会)
  - ・全国ギャンブル依存症家族の会

● 公的相談機関  
・都道府県・政令指定都市の精神保健福祉センター

● 専門医療機関  
・インターネット依存・ゲーム障害治療施設リスト(久里浜医療センターのサイト)  
・精神保健福祉センターで地域の情報を得られます

● 回復施設  
グレイスロード  
ネット・ゲーム依存症相談専用ダイヤル  
080-8149-0940

QRコード

(図11) 依存症は回復できる病気相談に行こう

### (3) ASK制作の予防教育教材(大学生向け・保護者向け)について

ASKでは、制作した予防教育教材を使用し、効果検証のための講座を実施した。講座は、なぜゲームに依存してしまうのか、そして予防や回復のために何が重要であるかを、当事者の実体験に基づく音声を交えながら、分かりやすく丁寧に説明する内容となっている。

講座後のアンケートにより以下のような感想を得ている。ゲーム依存の認知度は低く、講座後はそれぞれの認識に大きな影響・変化を与えたことが読み取れる (図12、図13)。

現在、ASK 認定依存症予防教育アドバイザーがこの教材を使って、各地で講座を実施している。

#### 予防教育の教材を使用した講座受講者の感想

##### 【大学生の感想】

- ・ゲーム依存が、自分の苦しさを吐き出せる場や達成感などを現実では手に入れることができなかつたからこそ、陥る問題なのだと思えて実感した。自分自身では抜け出せないからこそ、気にかけてくれる友人や周囲の助けが必要なのだと思う。
- ・回復には、自分の居場所となるような仲間や場所が必要であると感じた。
- ・1人にならないことが大切という言葉が印象に残り、相談できる場所を作ることや、そこに近づけられることが必要だと感じた。

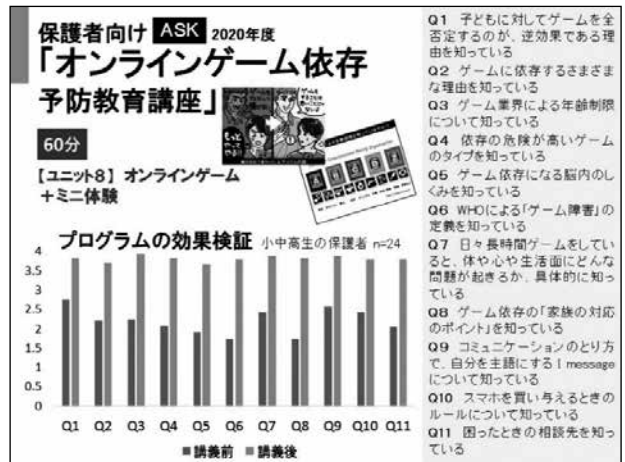


【保護者の感想】

- ・思春期で親の注意は逆効果と分かっているにもかかわらず、長時間、ゲームをする子供にどうして心配なため、ついつい口出しが多く、余計にイライラさせて、わざと長時間、ゲームやYouTubeをさせていたんだと、つくづく反省。
- ・頭ごなしに「ゲームは悪」としがちだったので、そうではなく本人の気持ちを引き出しながら関わっていきたいと思う。
- ・ゲームを全否定すると、子供の好きなことを否定することになるので、逆効果であることが印象に残った。
- ・当事者の方の体験談はすごく説得力があり、どんな専門書籍よりも勉強になりました。



(図 12) オンラインゲーム依存予防教育講座【大学生向け】



(図 13) オンラインゲーム依存予防教育講座【保護者向け】

4. おわりに

オンラインゲーム依存の予防を考える際には、地域の中で、発生予防、進行予防及び再発予防の3つの予防を同時に実施していくことが重要である。また、現在私たちはオンラインなしには成り立たない世界に生きているといっても過言ではなく、オンラインとどのように付き合い、向き合っていくかを考えていく必要がある。

ゲーム依存当事者及びそれらに関わる人たちが連携していくことが、依存の予防や相談、回復につながる重要なファクターであるといえる (図 14)。

**オンラインゲーム依存の予防を考える**

**1次予防**

発生予防

**2次予防**

進行予防

**3次予防**

再発予防

私たちはオンラインなしに成り立たない世界に生きている  
どうつきあうか考えるとき

- ①頭ごなしにゲームを否定しない
- ②ゲームのリスクと依存症について正しい知識をもとう
- ③依存症については回復者が一番の専門家、体験を聴こう
- ④子どもと一緒にリアルを楽しもう、子どもの話を聴こう
- ⑤子どもの居場所を作ろう、居場所になろう
- ⑥大人も子どもも、セルフコントロールの達成感を味わおう
- ⑦3つの予防に関わる人たちが連携しよう

(図 14) オンラインゲーム依存の予防を考える



---

---

令和2年度 国立青少年教育振興機構 教育事業  
第37回全国青少年相談研究集会【WEB開催】開催要項

---

---

本事業の開催につきまして、当初【会場での参加】及び【オンライン配信によるWEB参加】を予定しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大や参加者が全国から参集する事業であること、当初よりも感染のリスクが高まっていることを受け、事業の実施方法をWEB開催のみへ変更することといたしました。

### テーマ：「新たな時代において青少年支援に求められること」

1. 趣 旨 青少年の健全育成や青少年の相談事業に携わる者が一堂に会し、協議等を通じて、指導者としての資質・能力の向上を図り、関係機関・団体間の連携を促進する。
2. 主 催 独立行政法人国立青少年教育振興機構
3. 後 援 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省
4. 期 間 令和3年1月14日（木）～1月31日（日）（期間中に動画を視聴いただくことが可能です。）
5. 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木神園町3番1号）
6. 対 象 青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、学校教育行政担当者、学校教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務関係者、社会福祉関係者、その他青少年の相談事業に携わる者
7. 定 員 上限なし
8. 参加費 無料
9. 内 容 基調講演、行政説明、研究講義について、Youtubeにて動画配信を行います。今回の開催方法変更に伴い、当初分科会で扱う予定であった専門的内容についても、研究講義の中で配信いたします。なお、動画の視聴はお申し込みをいただいた方への限定公開とします。

#### （1）基調講演 【90分】

「新しい時代における青少年へのオーダーメイド型伴走支援と地域連携の新しいデザイン」  
渡辺 ゆりか 氏（一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事  
名古屋市子ども・若者総合相談センター 統括責任者）

#### （2）行政説明 【各20分】

- ①【法務省】「少年鑑別所（法務少年支援センター）の業務と最近の取組」  
只野 智弘 氏（法務省矯正局少年矯正課 法務事務官）
- ②【文部科学省】「児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる『協働』」  
鈴木 慰人 氏（文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室長）
- ③【厚生労働省】「地域共生社会の実現に向けて」  
楠木 奈津子 氏（厚生労働省社会・援護局地域福祉課 包括的支援体制整備推進官）

### (3) 研究講義・分科会 【各 60 分】

- ①【児童虐待】「子ども虐待防止に必要な早期支援について」  
増沢 高 氏（子どもの虹情報研修センター 研究部長）
- ②【不登校】「新時代における不登校支援のあり方～子どもが安心して学び育つ」  
奥地 圭子 氏（特定非営利活動法人登校拒否不登校を考える全国ネットワーク 代表理事）
- ③【SNS 問題】「SNS に起因する青少年被害の現状と対策」  
池辺 正典 氏（文教大学情報学部情報システム学科 准教授）
- ④【発達障害】「大人の発達障害のある人の現状から青少年期の課題を考える」  
西村 浩二 氏（広島県発達障害者支援センター センター長）
- ⑤【ゲーム依存】「オンラインゲーム依存の予防を考える」  
今成 知美 氏（特定非営利活動法人 ASK 代表）  
白水 宗一 氏（ASK 認定依存症予防教育アドバイザー）

## 10. 参加申込

- (1) 国立青少年教育振興機構の事業申込ページ (<https://www.niye.go.jp/info/yukutoshi.html>)  
「第 37 回全国青少年相談研究集会」申込フォームに必要事項をご入力の上、  
お申し込みください。右記 QR コードからもお申し込みいただけます。  
(申込フォームの利用ができない場合は、下記担当宛てにその旨ご連絡ください。)



- (2) 申込締め切りは、令和 3 年 1 月 4 日（月）とします。参加決定については後日郵便にて通知をお送りいたします。

## 11. 参加方法

- (1) 参加申し込みいただいた方に参加決定通知を送付いたします。資料提供の方法、視聴方法等詳細については、参加決定通知書と併せて周知いたしますので、そちらをご確認ください。
- (2) Youtube チャンネルでの動画配信は本事業へお申込みいただいた方への限定公開となります。お申し込みをいただいていない方は動画を視聴することができませんのでご注意ください。
- (3) 動画配信期間は令和 3 年 1 月 14 日（木）13:00～1 月 31 日（日）18:00 としておりますが、一部の動画については配信開始時期が変更になる場合がございますのであらかじめご了承ください。

## 12. その他

参加申込に際して頂いた個人情報は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」等に基づき適切に管理し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはありません。

### 【お問い合わせ】

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

独立行政法人国立青少年教育振興機構 事業課 事業係 狩谷、藤江

電話：03-6407-7685 F A X：03-6407-7699

メールアドレス：honbu-jigyokakari@niye.go.jp

## 参加者の声

---

### ◆基調講演

- ・子供たちや若者に対して何が必要なのか等、大変分かりやすい内容で勉強になった。また、コロナ禍における子供や若者の現状について、今どのようなことが起きているのか聞くことで、自分たちがしなければならないことなどを考えるきっかけとなった。
- ・人と人とのかかわりの中でどんな場面でも常に寄り添うことの大切さ、そして画一的な対応でなく個に応じたオーダーメイドの大切さを再認識できた。
- ・支援の実践が素晴らしく、社会的資源の豊富な大都市だからこそそのアクティブさだと感じた。講師の「信念力」がこの活動を成功に導いているのだと思った。

### ◆研究講義・分科会

#### <全体を通して>

- ・どの研究講義についても、現在、大きな社会問題となっており、最新の情報についての知識を得ることは、青少年問題に関わるものとしては大切であると思った。
- ・データおよび体験者談を含め現実的な情報を得ることができ、講義内容がとても分かりやすく充実した研修となった。
- ・教育分野で相談業務をしているが、福祉分野との連携が必要なケースが増えている。今回、各分野の取組や強みを理解できたことで、相談内容によって適切にどこに繋ぐか、整理できた。

#### <各研究講義・分科会について>

- ・児童虐待については、メカニズムから早期支援、児童福祉施策と母子保健施策との協働について体系的に学ぶ機会となった。
- ・不登校の子、ゲーム依存になる子に対し、否定するのではなく、肯定的に受け止め、周りがその子を理解することで必ず回復することができるという言葉が印象的だった。
- ・現在のSNS利用の現状はとても参考になった。SNS関連の動向や統計から何を読み取るのかも知ることができた。
- ・発達障害の講義で、視覚化された事例がわかりやすく、相談事例への対応など具体的な支援方法が参考になった。
- ・仕事上、ゲームにのめりこんで問題行動を起こしてしまった子供たちと関わるが、ゲーム依存に関する話を聞く機会があまりなかったので、当事者の話もあり、勉強になった。

### ◆全体を通して

- ・基礎知識に加えて、事例及びコロナ禍での対応など、現場で活かせる知識を得ることができた。
- ・コロナ渦の中、各種研修が開催中止になる事が多く学びの機会が少なかったため参加できてよかった。
- ・WEB開催により全ての研究講義・分科会を視聴することができてよかった。
- ・同じ気持ちで取り組んでいる人が全国にいることを再確認し、あたたかい気持ちになった。

「第 37 回全国青少年相談研究集会」参加者内訳

都道府県別

1	北海道	24
2	青森県	13
3	岩手県	12
4	宮城県	12
5	秋田県	14
6	山形県	4
7	福島県	13
8	茨城県	24
9	栃木県	21
10	群馬県	20
11	埼玉県	31
12	千葉県	27
13	東京都	70
14	神奈川県	45
15	新潟県	10
16	富山県	3
17	石川県	5
18	福井県	28
19	山梨県	5
20	長野県	12
21	岐阜県	12
22	静岡県	26
23	愛知県	12
24	三重県	6
25	滋賀県	2
26	京都府	13
27	大阪府	17
28	兵庫県	22
29	奈良県	9
30	和歌山県	8
31	鳥取県	3
32	島根県	8
33	岡山県	17
34	広島県	8
35	山口県	9
36	徳島県	0
37	香川県	10
38	愛媛県	4
39	高知県	8
40	福岡県	8
41	佐賀県	3
42	長崎県	7
43	熊本県	13
44	大分県	1
45	宮崎県	4
46	鹿児島県	6
47	沖縄県	25
	計	654

所属別

青少年教育行政	53
青少年教育施設	38
学校教育行政	97
学校教員	27
首長部局	32
警察関係	93
法務関係	12
社会福祉関係	145
青少年団体	23
民間（NPO含む）	55
大学教員・研究者	8
その他	71
計	654

男女別

男	240
女	406
回答しない	8
計	654





令和2年度 国立青少年教育振興機構 教育事業  
第37回全国青少年相談研究集会報告書  
「新たな時代において青少年支援に求められること」

---

---

令和3年3月発行

編集発行

独立行政法人 国立青少年教育振興機構  
教育事業部事業課

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

TEL : 03-6407-7685

H P : <https://www.niye.go.jp/>

---

---